# 板随大学输集

## 政治・経済・法律研究

第 19 巻 第 2 号

2017年3月

論文	
ウィリアム・ペティの政治算術(1) — ベーコン主義の経済科学 —大倉 正雄	(1)
学校と言語教育 — The Story of Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) —小竹 聡	(49)
2000 年代の労働力フローから見る男女の動向杉浦 立明	(83)
抄 録	
Smiles, Turnout, and the Winning of District Seats:  Evidence from the 2015 Local Elections in Japan Masahiko ASANO  Dennis PATTERSON	(109)
経済レジリエンスのある地方都市山本 尚史	(115)
協調問題として考える文化 岡崎 哲郎	(119)
拓殖大学 研究所紀要 投稿規則	(131)
「政治・経済・法律研究」執筆要領	(134)

### ウィリアム・ペティの政治算術 (1)

#### ― ベーコン主義の経済科学 ―

大 倉 正 雄

#### 要旨

ペティは政治算術を考案して、経済科学を生み出した。『政治算術』「序」で、この算術を定式化している。ベーコンの『ノヴム・オルガヌム』に照らして、その叙述を検討すれば、当の算術が、実験哲学を政治哲学(社会科学)の分野に適用することを意図して編み出された、科学的探究方法であることが分かる。ペティは20歳の頃からすでに、社会的事象を算術的手法で考察する構想を温めていた。処女作『ハートリブ氏への助言』には、その構想を胚胎していたことを示唆する叙述が見られる。彼が政治算術を考案するにさいして、決定的に重要な影響を受けたのは、グラントが『自然的・政治的観察』で展開した人口統計学である。この統計学はベーコン主義の立場から、数量データを算術的に分析して帰納的推理を働かせながら、自然的事象よりもむしろ社会的事象を把握しようとする科学であったからである。

**キーワード**:ベーコン,実験哲学,算術,グラント,人口統計学

#### 目 次

はじめに

第1章 政治算術の解釈

第2章 ベーコンの帰納法哲学

第3章 政治算術の帰納法

第4章 ジョン・グラントの原初的人口統計学

#### はじめに

経済学はいつ誰により、どのようにして形成されたのであろうか。これはあまりに巨大で難解な問題である。このように提起すること自体が誤っている、のっぴきならない問題であるかも知れない。けれども、この問題に何らかの解答を与えることは、経済学史研究に課せられた義務であるともいえる。この研究が取り組まなければならない、重要な課題の一つであることは確かである、と思える。この経済科学の創造という問題を、ここで正面から追求することはむろんでき

ない。けれども、ここではこの問題をつねに念頭に置いて、分析視角をできるだけ広く設定しながら、ウィリアム・ペティ(Sir William Petty, 1623-87)の政治算術(political arithmetic)を学史の広い流れのなかで検討したい。

ハチスンは先古典派の主要な論説を詳細に比較検討したのちに、ペティが 1662 年に『租税貢納論』 (A Treatise of Taxes & Contributions) を刊行したことにより、「経済思想史のうえでの新しい時代が始まった」 という結論を導き出している。「方法論的・理論的着想」(methodological and theoretical ideas)における「知性の顕著な質的変化」 が、この書物において最初に見られる、というのである。換言すれば、ペティのこの書物は経済学の形成に対して決定的に重要な貢献をなしている、というのである。このような解釈に異論はない。ところが、このように理解することが妥当であるとすれば、方法論的着想という点では、ペティの『政治算術』(Political Arithmetick、[1671-76] 1691) の出現が、学史の「出発点」 を印していると解釈しても、誤りではないであろう。というのも、経済分析の方法という点では、『租税貢納論』よりもむしろこの政治算術の書物の方が優れているからである。しかもハチスンによれば、トマス・マンが活躍した 1620 年代ではなく、ペティが登場した 1662 年以降が決定的に重要な転換点をなしている大きな理由は、「挑戦的で根本的な方法論上の革新」 が『政治算術』によって遂げられたことにあるからである。

ペティの政治算術は、これまで多くの研究者によって注目され、積極的に評価されてきた。しかしながらその割には、この算術の理解や解釈には依然として不明瞭な点が多い。人を誤り導くような、一面的で安易な解釈さえも見られる。このような従来の研究史の現状に鑑みるとき、この算術を初心に戻って根源から理解しようと試みることは、あながち屋上屋を架するような無意味な作業ではないと思える。ペティは政治算術を考案することにより、斯学の形成に寄与したの

だろうか。寄与したのであるとすれば、その算術のどのような点が、新たな地平を切り開く要因となったのであろうか。ここではさしあたり、このような幾分か素朴な疑問を抱きながら、すで に幅広い関心が寄せられてきたペティの政治算術を、根本から念入りに検討したい。

ところが、彼の算術を十全かつ的確に理解することは、決して容易ではないと思える。その理由は、こうである。まずペティは、当の算術を『政治算術』においてだけではなく、それ以外の幾つかの論説や草稿や書簡においても論じているからである。また、彼はベーコン主義を信奉する解剖学者として、政治哲学ではなく自然哲学から着想を得ながら、この算術を考案しているからである。さらに、彼はこの算術を考案することにより、先古典派の潮流とは異なる独自の学史の流れを生み出しているからである。そこでその検討は、このような事情を勘案して、次のように進めたいと思う。ペティの諸著作をとりわけ科学史・知性史の潮流と照らし合わせながら、できるだけ幅広い角度から検討する。また、後世の経済学(political economy)の理論体系ではなく、ベーコンの実験哲学を分析的枠組みとして用いながら検討する、というものである。それだけではない。政治算術は政治体(body politic)を探究するための技法である。政治体を改善するために、その力の状態を分析把握して、その力を強化するための方策を提言しようとする技法である。したがって、この算術の内容や意図を十分に理解するためには、この技法それ自体だけではなく、さらにこの技法が駆使されている様相を、それが駆使されるに至った背景や事情を考慮に入れながら、歴史の広い流れのなかで把握しなければならないであろう。

- (1) Cf. Lars Magnusson, *Mercantilism: The Shaping of an Economic Language*, London and New York: Loutledge, 1994, Ch. 1. ラース・マグヌソン(熊谷次郎・大倉正雄訳)『重商主義 近世ヨーロッパと経済的言語の形成 ——』知泉書館, 2009 年, 第1章。
- (2) Terence Hutchison, *Before Adam Smith: The Emergence of Political Economy, 1662–1776*, Oxford: Basil Blackwell, 1988, p. 4.
- (3) *Ibid.*, p. 7.
- (4) *Ibid.*, p. 3.
- (5) *Ibid.*, p. 7.

#### 第1章 政治算術の解釈

これまでペティの政治算術を最も高く評価した人物は、マルクスであると思える。彼はその『経済学批判』において、ペティが労働価値説を言明し、その命題にもとづいて商品価値分析をおこなったことと共に、政治算術という経済分析方法を考案したという理由により、この 17世紀の解剖学者を「イギリス経済学の父」(Vater der englischen Nationalökonomie)と呼んでいる $^{(1)}$ 。このようなマルクスの評価は、その後 20 世紀に入っても広く受け入れられた。たとえば  $\mathbf{E} \cdot \mathbf{p} - \mathbf{p}$  において、「古典派の体系の基礎を準備した

最初の最も重要なイギリスの経済学者はサー・ウィリアム・ペティであった。彼こそはまさに経済学の創始者(founder of political economy)と呼ばれるに相応しい」<sup>(2)</sup>、と述べている。そしてロールは、ペティが『政治算術』において「経済学研究の新たな方法」<sup>(3)</sup>を提示したことを、斯学の創始者として評価されて然るべき理由の一つとして挙げている。

しかしながら、このようなマルクス→ロールの解釈には議論の余地がある。ペティが労働価値 論を展開したという理由により、彼を「経済学の父」とか「経済学の創始者」と呼ぶことには問 題がない。ところが、彼が政治算術を考案したという理由により、そのように呼ぶことには疑問 が湧く。なぜなら、スミスは『国富論』で「私は政治算術をあまり信用しない」 めと言明して、 その意義をきっぱりと否定しているからである。しかも,マルクスが「イギリス経済学の父」, ロールが「経済学の創始者」というとき、その「経済学」は古典派経済学以外のものではないか らである。そうであるとすれば、マルクスとロールによる政治算術の理解には疑問符が付けられ、 政治算術と古典派経済学とのあいだには学史的継承関係はないということになる。実際のところ J・H・ホランダーの指摘によれば、政治算術と古典派経済学とは学史的に乖離の関係にあった。 ペティの政治算術はグレゴリ・キング、チャールズ・ダヴナント、アーサー・ヤング、ジョージ・ チャーマーズなどによって継承され、18 世紀末頃まで命脈を保ったけれども、その学史の流れ は、『国富論』を生みだした「道徳哲学」(moral philosophy)の潮流とはまったく別のもので あった®。しかも S・バウアーによれば、政治算術の潮流は『国富論』の刊行後も絶えることな く続き,ヤングやチャーマーズ以外にも W・C・ミッチェル,W・パルトニなど,幾人かの後 継者が現れた®。それだけではない。ペティの算術は古典派経済学とは別の潮流を生みだしたば かりか、この算術に対する高い評価は、19世紀に入っても変わらなかったようである。ドゥー ガルド・ステュアートは 1800 年~10 年におこなった、スミスの学説の普及を目的とする「経済 学講義」において、ペティの政治算術に着目しながら、彼を「政治科学(political science)の 分野において道案内をした最初の人物」(で)という言葉で称えている。

先学が知らせているように、ペティの政治算術は『国富論』という大河に流れ込まない、古典派経済学とは異質の潮流を形成した。そうであったとすれば、それはどのような類型の経済科学だったのであろうか。それを明らかにすることが、ここでの重要な課題である。ところがそのさい、その課題を解決する糸口として、『国富論』の思想的・理論的枠組みを用いることは、むろん妥当ではない。政治算術とは異質の知的枠組みを通じて、この算術の内容を把握することはできないからである。ここでは、ペティがこの算術を考案する誘因となったベーコン主義の哲学に着目し、その哲学の知的枠組みを用いてアプローチしたい。

ペティの政治算術は、古典派経済学が誕生するよりもずっと以前から、比較的多くの政治・経済的著作家によって注目され評価されていた。そればかりか、ペティの先駆的業績を積極的に継承しようとする人物さえ現れた。そのような人物として最初に挙げるべきは、名誉革命期に活躍した C・ダヴナントである。彼は「政治算術家」(scholar in a political arithmetic)<sup>(8)</sup> と自称し、

当の算術を自ら駆使して経済的・社会的事象を分析把握しようと努めた。そのダヴナントは『公 収入・交易論』(Discourses on the Publick Revenues, and on the Trade of England, 1698) に おいて、政治算術を次のように定義している。「政治算術とは、統治に関する事柄を数字によっ て推論する技法のことである。この技法それ自体は疑いもなく古いものであるが、それをとりわ け収入と交易という対象に適用したのは、サー・ウィリアム・ペティが最初である。…彼はこの 技法に当の名称をつけて、それを「推論が従う」規則(rules)と方法(method)となした」®, と。また、彼は『貿易差額改善論』(An Essay upon the Probable Methods of Making a People Gainers in the Balance of Trade, 1699) においては、この算術をもっと簡潔に、「数字によって 物事を論議し判断する方法」(10)である、と定義している。このようなダヴナントによる定義には、 幾人かの学史家が大きな関心を寄せている。たとえば J・A・シュンペーターは彼の定義をきわ めて高く評価しながら、この定義により「[当の算術が]またとない程に公正に表現された」<sup>(11)</sup> と指摘している。シュンペーターによれば、ダヴナントは「政治算術の業績を理解してこれに協 力したうちの一人」(12) であった。ダヴナントによる政治算術の簡明な定義は、18世紀に入り広く 識者により受け入れられたようである。マラキー・ポッスルスウェイトは、フランスのサヴァリ (Jacques Savary Des Bruslons) 兄弟が 1723 年に刊行した『商業事典』(Dictionnaire Universel de Commerce) を拠り所にして『商業総事典』(The Universal Dictionary of Trade and Commerce, 1751-55) を編纂した(13)。この事典には「政治算術」の項目が設けられているが、その項 目の記述のなかにダヴナントの名は見られない。ところが、その記述の内容は、ダヴナントの 『公収入・交易論』第1部・第1章「収入と交易とについてのすべての考察における政治算術の 有益性」の箇所の叙述そのものを、ほぼ全面的に転載したものであり、その記述は「政治算術と は、統治に関する…技法のことである」というダヴナントの定義を記すことから始められてい る<sup>(14)</sup>。

ダヴナントのこの定義は確かに、政治算術という技法の根幹をなす部分を的確に把握している、といえる。とはいえ彼の定義は、当の算術の基本的内容を余す所なく把握しているわけではない。その定義は彼が最も大きな関心を寄せ、自らが継承しようとした側面だけに着目して下されたものである、といっても過言ではない。そもそも、ペティが政治算術を当初からもっぱら統治の技法として用いることを目的にして考案したのであったのかどうかは、疑わしい。彼はもっと広範な分野においてさまざまな目的のために用いられる科学的探究方法として、それを考案したと思える。いずれにせよ、ペティの算術を的確に理解するには、後世の人物による定義や解釈に捕らわれることなく、彼自身の言説に即して丹念に検討する必要がある。

ペティが政治算術について、最も力を込めて直接に論じているのは、『政治算術』においてである。この『政治算術』は1671年~76年頃に執筆され、その手書き原稿が国王チャールズ二世に献呈されたけれども、それが書物として刊行されたのはペティの死後で、名誉革命が成就されたのちの1690年に至ってからであった。それはともかく、彼はこの『政治算術』の「序」にお

いて、当の算術がどのような科学的探究方法であるのかということについて、次のように記している。

私が…採用する方法は、まだあまり広く用いられていない。というのは、(i)私は比較級や最上級の言葉(words)だけを用いる、知性的な議論(intellecutual Argument)をする代わりに…、(ii)自分の見解を数(Number)・重量(Weight)・尺度(Measure)を用いて表現し、感覚にもとづく議論(Arguments of Sense)だけを用い、(iii)自然のなかに実際に見ることができる基礎(visible Foundations)をもつような原因(Causes)だけを考察するという方針を(私が長いあいだ意図してきた政治算術の方法として)採ったからである。そして、(iv)個々の人々の変わりやすい心・意見・欲求・情念に、存在の根拠をもつような原因は、他の人々がそれを考察するように任せる(15)。[i, ii, iii, ivの数字は引用者]

この叙述は、これまで多くの学史家により関心を向けられてきた。この叙述が意味しているところはやや難解で、容易には理解できない。この叙述はこれまで幾度も引用され言及されてきたけれども、その内容がじっくりと深く検討されたことはない。そこでここでは、この叙述を少し丁寧に逐語的に読み解いてみたい。

この叙述は、ペティが考案して、「政治算術」(Political Arithmetick) と名付けた科学的探 究方法を四つの文(i)(ii)(iii)(iv)で説明したものである。まず彼は(i)で,この方法においては,比較級 や最上級の言葉だけが用いられるにすぎない、知性的な議論はおこなわれない、と記している。 そして(ii)で、数・重量・尺度を用いて表現する、感覚にもとづく議論がおこなわれる、と記して いる。続いて彼はwor,この方法においては、人々の移り気な心・意見・欲求・情念に、存在の 拠り所をもつような原因は考察されない、と記している。そして⑪で、自然のなかに見ることが できる基礎をもつような原因(自然のなかに存在の拠り所をもつような原因)が考察される、と 記している。このような内容の叙述(i)(ii)と(iii)(iv)は、次のように解釈できるであろう。この方法に おいては、(i)主観的で曖昧な言葉を用いる、感覚的経験にもとづかない議論はおこなわれない。 そうではなく、(ii)客観的で明晰な数字を用いる、感覚的経験にもとづく議論がおこなわれる。ま たこの方法では、(ω)五感で把握できない事物の原因は考察されない。そうではなく、(ω)五感で把 握できる事物の原因が考察される。このように解釈できるとすれば、これら四つの文は、(i)(ii)と (ii)(iv)との二つに統合でき、(i)(ii)は考察の方法について、(ii)(iv)は考察の対象についてそれぞれ述べ ているといえるであろう。こうして、これらすべての叙述の内容を総合して整理すれば、政治算 術は言葉ではなく数字を用いて、五感で把握できない事物の原因ではなく、それで把握できる事 物の原因を考察する科学的探究方法である、と要約できる。なお、この算術に自然的(natural) ではなく政治的(political)という形容詞が付けられていることは、これが「自然体」(自然現 象)ではなく「政治体」(国家社会における社会・経済現象)を分析把握する科学であることを 示している, と理解できる。

ペティはこの『政治算術』の「序」を書いていたとき、1662年に創設された「王立協会」 (Royal Society) のメンバーであった。彼はこの協会において、その頃科学の最前線を担っていた、多くの優れた科学愛好家(virtuoso)と交わった。当の「序」はそのような愛好家の学識からさまざまな影響を受け、新たな着想を得ながら書かれたものである、と思える。そこでそのことを念頭に置いて、「序」の(政治算術についての)叙述を当時の科学的・知性的潮流と照らし合わせて吟味しみるならば、次のような点が明らかである。

第1に、(i)の「比較級や最上級の言葉」とは、誇張した表現を並べ立てた、意味が曖昧な言葉 という意味である。ここでの言説には、スコラ学の三段論法を「言葉の修辞学的使用」(16)である と批判したベーコン哲学からの影響が窺える。またここでは、政治算術の方法が、言葉の正確な 定義を踏まえて理性推理を働かせる、ホッブズの幾何学的演繹法とは、性質が異なるものである ことが明らかである。第2に、「比較級や最上級の言葉だけを用いる、知性的な議論」とは、実 験にもとづく観察を踏まえることなく,たんに曖昧な言葉を操ることだけを通じて知性を働かせ ようとする、探究方法のことである。ここでもベーコンから影響を受けながら、スコラ学の方法 を退けている。ベーコンの『ノヴム・オルガヌム』(Novum Organum, 1620)には,「私よりも 以前に技法 [=三段論法] の発見に自分の心を注いだ人はすべて, あたかも発見とは知性を働か せる (intellectual experience) にすぎないことであるかのように、事物・事例・経験をちらっ と眺めただけであった」(ロ゚)という叙述が見られる。第3に、(ii)の「数・重量・尺度」とは、この 算術的方法が表現手段として使用する数字(数・重量・尺度で表示する数値)の意である。ここ では数字が、主観的で曖昧な要素を含んだ言葉とは対照的に、客観的で正確な表現手段であると 述べられている。したがって、ダヴナントが「政治算術とは…数字によって推論する技法のこと である」と定義したのは、この限りにおいて的確であるといえる。ただし、政治算術は言葉の代 わりにただ数字だけを用いることによって、理性推理を働かせるにすぎないという技法ではない。 そのような技法にすぎないとすれば、この算術は本質的に三段論法とあまり異ならない探究方法 であるということになる。(i)において,「言葉だけを用いる」議論が退けられているように,数 字だけを用いる議論も退けられていると理解すべきである。この「序」の箇所では明らかではな いけれども、この算術においては、経験・観察という作業を通じて集積された数量データを踏ま えて、理性推理が展開されるからである。

第4に、考察の対象についての叙述(iii)(ivi)の意味は不明瞭であるが、次のように解釈できるであろう。この算術が考察の対象とするのは、五感を働かせることによって把握できる、物理的現象として生起する原因をもつ事象である。したがって、この算術が究明するのは、そのような事象の原因、すなわち直接的にはそれ自体を見ることはできないけれども、現象を通じて間接的に見ることができる原因である。つまり実験と観察を通じて数量的に把握できる、可視的な物理的現象として現れる原因である。この算術においては、そのような原因だけが究明されるのである。

換言すれば、人間の精神や心理、ひては神や霊魂や聖霊のような、感覚的経験を通じて把握できない、「自然 [=物質的世界] のなかに実際に見ることができる基礎」をもたない原因は、 究明されないのである。それに、人間の心的現象や神の恩寵のような計測できないものは、 そもそも数量的には把握できないであろう。

ここでも、スコラ学を批判しながら、あくまでも感覚的経験にもとづいて事物の「形相」を認識しようとしたベーコンの方法論的立場からの影響が窺える。『ノヴム・オルガヌム』には、「私の判断は、…紛れもない自然の内部から引きだされる」(18) とか、「真の世界そのものの本性を考察し…解剖することを目的とする者にとって、あらゆるものは事物(res/things)そのものから求められるべきである」(19) という叙述が、見られる。これに対し、ホッブズの『物体論』(De Corpore、1655) の見解との相違を窺うこともできる。ホッブズは、「神からの霊感や啓示によって獲得されるすべての知識」(20) を求める神学を、理性によって獲得される知識を扱う哲学から除外すべきである、と述べている。このような言説を見るかぎり、ホッブズの見解はペティの政治算術によって受け継がれているように思える。ところが、ペティは人間の心理や精神を算術の考察対象から外したことにより、ホッブズとは見解を異にしているといえる。というのは、ホッブズは「欲求、嫌悪、愛情、慈愛、希望、恐怖、怒り、張り合い、嫉妬」(21) のような「精神の運動」を、哲学の主要な考察対象として捉えているからである。また、「精神の運動はどのような原因をもっているのか」(22) ということを探究する「道徳哲学」(moralia/moral philosophy)が、政治哲学の一分野として開拓されることを力説しているからである。

また、ペティはここで、ジョン・ウィルキンズ、ロバート・ボイル、アイザック・バロウのよ うな敬虔なキリスト教徒であった、王立協会の仲間とも、探究の姿勢を異にしているといえる。 M・ジェイコブの綿密な研究によれば、彼らはベーコン主義を信奉する自然哲学者であったけれ ども、広教主義派の国教徒としてキリスト教の教義と背反することのない「新科学」(new science)を構築しようとした。それはホッブズの機械論哲学に脅威を感じ、それに代わるべき ものとして構想された「新機械論哲学」(new mechanical philosophy)ともいうべき新しい科 学であった。この科学においては、物質の「自然世界」も人間の「政治世界」もともに神の摂理 によって統治されていると理解された。宇宙を構成するものはすべてが,それ自体は運動から切 り離された生命のないものであり、神によって外部から「霊的な力」(spiritual force) を与え られて初めて運動することができる、と理解された(23)。ジェイコブによって明らかにされたこの 「新科学」は,要するに科学と宗教との融合を図ろうとする,神学と一体の科学であった。この 「キリスト教徒の科学愛好家」(Christian virtuoso)(24) による新しい科学が、ペティの算術と根 本的に相容れないものであることは、いうまでもない。この科学においては、ペティが考察の対 象から除外した、五感で数量的に把握できない「神の手」(hand of God)が、世界を統治する 究極の原因として、最も重視されているからである。同じベーコン主義者であるにもかかわらず、 敬虔なキリスト教徒である科学愛好家とのあいだに越えがたい溝があることを,ペティが感じて

いたことは確かである。彼は 1674 年にジョン・オーブリーに宛てて書いた書簡において,ウィルキンズやボイルのような熱烈な信者である協会の会員を暗に批判しながら,次のように記している。科学者が,「[キリスト教徒として] 思索(specuration)の領域に留まるならば,われわれの自然科学が果たしてどれほど,われわれを霊的なもの(the spiritual)から遠ざけて,世俗的なもの(the secular)に導いていくであろうか。この点は疑わしいと思う」(25),と。このように科学愛好家として信仰を受け入れることに疑念を抱いていた点において,ペティはウィルキンズやボイルよりもベーコンの信念に忠実であった,ともいえる。『ノヴム・オルガヌム』の「アフォリズム」(第 1 巻・62)の箇所には,次のような叙述が見られる。「信仰と崇拝から神学と伝承を[哲学に]混ぜ合わす[迷信的な]一派…がある。このような哲学者のなかの幾人かは,虚妄に惑わされて,神霊と霊鬼によって科学を求め得ようと駆り立てられている」(26),と。

- (1) Vgl. Karl Marx, Zur Kritik der Politischen Oekonomie, Berlin, 1859, in Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Berlin: Dietz Verlag, Bd. 13, 1961, S. 39. カール・マルクス(杉本俊朗訳)『経済学批判』(大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス = エンゲルス全集』第13巻,大月書店,1964年,所収)、36頁。本稿では、邦訳書が刊行されている文献については、その訳文を参照した。しかし引用にさいしては、すべての訳書に関して、その訳文に大なり小なりの変更を加えた。
- (2) Eric Roll, A History of Economic Thought, New Jersey: Prentice-Hall, Inc., 1956, rpt., Tokyo: Kinokuniya Book-Store, 1959, pp. 99–100. エーリック・ロール(隅谷三喜男訳)『経済学説史』有 斐閣, 1951 年, 上巻, 113 頁。
- (3) Ibid., p. 100. 邦訳, 同上。
- (4) Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, London, 1776, in The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith, ed., by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford: Oxford Univ. Press, 1976, Vol. I, p. 534. アダム・スミス(水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』(3), 岩波書店, 2000 年, 66 頁。
- (5) Cf. Jacob H. Hollander, "The Dawn of a Science", in J. M. Clark etc., *Adam Smith*, 1776–1926, 1928, rpt., New York: A. M. Kelley, 1966.
- (6) Cf. Henry Higgs ed., *Palgrave's Dictionary of Political Economy*, London: Macmillan, 1894, New Edition, 1925, Vol. I, pp. 56–57.
- (7) Dugald Stewart, *Lectures on Political Economy*, Edinburgh, 1855, rpt., New York: A. M. Kelley, 1968, Vol. I, p. 212.
- (8) Charles Davenant, Discourses on the Publick Revenues, and on the Trade of England, London, 1698, in Sir Charles Whitworth coll. and rev., The Political and Commercial Works of that Celebrated Writer Charles D'Avenant, London, 1771, rpt. Farnborough, Hants.: Gregg Press, 1967, Vol. I, p. 144.
- (9) Ibid., p. 128. []内は引用者(以下の引用文においても同様)。
- (10) Charles Davenant, An Essay upon the Probable Methods of Making a People Gainers in the Balance of Trade, London, 1699, in Works, op. cit., Vol. II, p. 170.
- (11) Joseph A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1954, rpt. 1976, p. 211. J. A. シュンペーター(東畑精一・福岡正夫訳)『経済分析の歴史』(上)岩波書店, 2005年, 379頁。
- (12) *Ibid.*, p. 212. 邦訳(上), 383 頁。
- (13) サヴァリ兄弟 (Jacoques Savary des Bruslons) が編纂した『商業事典』(Dictionnaire Universel

- de Commerce, Paris, 1723) には、「政治算術」の項目は見られない。
- (14) Cf. Malachy Postlethwayt, *The Universal Dictionary of Trade and Commerce*, London, 1751–55, 4th ed., 1774, rpt. Ney York: A. M. Kelley, 1971, Vol. II, item of 'Political Arithmetic'.
- (15) William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690 [1671-76], in C. H. Hull ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge, 1899, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, Vol. I, p. 244. ペティ(大内兵衛・松川七郎訳)『政治算術』岩波書店, 1955 年, 24 頁。
- (16) Michel Malherbe, "Bacon's Method of Science", in M. Peltonen ed., *The Cambridge Companion to Bacon*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1996, p. 83.
- (17) Francis Bacon, Novum Organum, London, 1620, in G. Rees and M. Wakely ed. and trans., The Oxford Francis Bacon, XI, Oxford: Oxford Univ. Press, 2004, pp. 20-21. ベーコン(服部英次郎訳)『ノヴム・オルガヌム』(世界の大思想・6), 河出書房, 1966年, 212頁。なお, Novum Organum からの引用に関して、第2章・注(1)(2)を見よ。
- (18) Ibid., pp. 32-33. 邦訳, 218 頁。
- (19) *Ibid.*, pp. 36-37. 邦訳, 220 頁。
- (20) Thomae Hobbes, Elementorum Philosophiae sectio prima De Corpore, Londini: 1655, in Gulielmi Molesworth, studio et labore, Thomae Hobbes Malmesburienis Opera Philosophica, Quae Latine Scripsit, Omnia, Londini: Apud Joannem Bohn, 1839, rpt. London: Thoemmes Press, 1999, Vol. I, p. 9; Thomas Hobbes, Elements of Philosophy. The first section, Concerning Body, written in Latin by Thomas Hobbes of Malmesbury, and translated into English, London, 1655, in Sir William Molesworth ed., The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, London: John Bohn, 1839, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1992, Vol. I, p. 11. ホップズ(本田裕志訳)『物体論』京都大学学術出版会, 2015 年, 25 頁。
- (21) Ibid., p. 64/p. 72. 邦訳, 94 頁。
- (22) Ibid. 邦訳, 同上。
- (23) Margaret C. Jacob, *The Radical Enlightenment: Pantheists, Freemasons and Republicans*, London: George Allen & Unwin, 1981, Ch. I, II.
- (24) Rose-Mary Sargent, *The Diffident Naturalist: Robert Boyle and the Philosophy of Experiment*, Chicago & London: Univ. of Chicago Press, 1995, p. 87.
- (25) Thomas E. Jordan ed., Sir *William Petty, 1674: Letters to John Aubrey*, New York, Ontario and Ceredigion: Edwin Mellen Press, 2010, P.36.
- (26) Bacon, op. cit., pp. 98-99. 邦訳, 245-46 頁。

#### 第2章 ベーコンの帰納法哲学

ペティはこうして、『政治算術』の「序」において、ベーコン哲学から大きな影響を受けながら、政治算術という新しい科学的探究方法を提示している、といえる。しかし彼がこの箇所で記しているのは、この算術の認識論的・方法論的基本方針ともいうべきものだけであり、それ以外の事柄は明らかにされていない。したがって、当の算術の内容をより詳細に知るためには、この算術的技法にもとづいて考察がおこなわれている本書の本論や、この技法に論及した叙述が見られる、その他の諸著作にも幅広く眼を通さなければならないであろう。ところが、この「序」においていずれにせよ、当の算術はベーコン哲学に着想を得ているということが明らかになった。

そうであるとすれば、この算術それ自体について検討をさらに深く進める前に、少し回り道をして、ベーコンとの継承関係に留意しながら、その帰納法哲学に一瞥を与えておくことが妥当であるう。

ベーコンは 1620 年に刊行した『ノヴム・オルガヌム』において、彼の科学的探究方法を幾分か系統的に説明している。彼はここで自身の探究方法を伝統的な「通常の論理学」(logica vulgaris/common logic)に対して「新しい論理学」(novum organum)と呼んでいる。通常の論理学とは、スコラ学において用いられていた三段論法(syllogismus/syllogism)という「自然を解明するための技法」である。ところがベーコンによれば、「それはでたらめに作動して、自然を取り逃がす」技法にすぎない(1)。そこで彼はこの旧来の技法に代えて、「事物の探究における理性(ratio/reason)の使用を改善し改良する」(2) 新しい技法を提案した。それは彼によって新しい論理学と呼ばれた、実験と観察を重視する帰納法(inductio/induction)である。

『政治算術』の「序」を通じて、ペティの政治算術は社会的・経済的現象を感覚的経験を踏まえて数量的に把握し、その現象の原因を究明しようとする探究方法である、ということが明らかになった。この算術が、ベーコン哲学の影響を受けて考案されたものであることは確かであるが、それは決してベーコンの探究方法のたんなる焼き直しではない。「序」を通じて明らかとなった、この算術の内容のうち、ベーコンの方法から直接に受け継いでいるのは、感覚的経験だけである。ベーコンの新しい論理学はペティの算術とは異なり、主に自然現象を、数量的分析に制約されることのない手法で把握して、事物の原因を発見しようとする方法だからである。したがって、とりわけ社会的・経済的現象に焦点を合わせ、それを数量的手法によってのみ分析把握するというのは、ベーコンの論理学とは異なる、ペティの方法に見られる独自性であるといえる。それはともかく、ペティが探究において感覚的経験を重視する姿勢を、ベーコンから受け継いでいることは、確かである。感覚的経験はホッブズの幾何学的演繹法においても重視されている。ペティは他の幾つかの著作において、このホッブズの幾何学的方法から少なくない影響を受けている。しかしながら、彼の算術における感覚的経験の重視はベーコンから受けたものである。

ベーコンは確かに、自然の解明にさいして感覚的経験が重要であると考えていた。『ノヴム・オルガヌム』には、「私は感覚(sensus/sense)(すべての自然の知識はそこから…引き出されるべきである)の使徒であり、感覚のお告げの学究的な通訳者である」③,という叙述が見られる。ペティが「序」で記した「感覚にもとづく議論」という言辞は、このようなベーコンの言説から影響を受けたものであると思える。ベーコンにおいては、知性は五感を通じて常に外界と接触しながら働かされねばならない、と考えられていた。「科学(scientiae/sciences)は、人間の知性(ingenium/wit)が生みだす狭い小部屋において傲慢にではなく、もっと広い世界のなかで謙虚に求められるべきである」④、と述べられている。ところが彼によれば、事物の認識には五感を働かせることが不可欠であるけれども、感覚はあまり精確には機能しない。「感覚が伝えるのは不確実な光であり、或るときはぱっと燃え上がるが、別のときには消えてなくなる」⑤。

「感覚は(太陽と同じように)地球の表面は照らすけれども,天空の表面は覆い隠し塞いでいる」(6)。感覚は「全体が精妙で,諸部分が微細である」(7) 物体(corpus/body)を漏れなく摑まえることができないし,「何か或るものを摑んだときでさえ,その把捉はまったく堅固ではない」(8)。こうして「感覚はわれわれの期待に背く」(9) ことが多い。このように,ベーコンは感覚の機能は心許なくて信頼できないと述べている。ところが彼によれば,事物の認識にさいして,事物を五感で捉える感覚的経験は欠かすことができない。このように彼は,曲折した思考の径路を経ながら,感覚の欠陥を矯正する助力が,「感覚による情報そのものを検証する多くの手段」(10) が必要であると考えるのである。

自然の解明は、むろん感覚的経験にのみ依拠しておこなわれるのではない。その解明にさいし て、知性は感覚と手を携えてもっと大きな働きをする。ところがベーコンによれば、この知性も 事物の認識にさいして、感覚と同じように信頼できない。そればかりか、知性は感覚よりももっ と大きな誤謬を犯す可能性さえある。「人間の知性(intellectus/intellect)が平たくて,きれい な石版のようであるならば」<sup>(11)</sup>,「自然の光」を吸い込むことは容易である。ところが,「[知性が 宿る] 人間の精神(mentes/minds) は、信じられないほどに酷く塞がれているので、澄み切っ た、磨き上げられた表面というものがなく、事物の真の光に焦点を合わせることができない」(12)。 ベーコンによれば、精神は外来的および生得的な「イドラ」(idola/idols) によって占領されて いる。そのために、精神は事物が発する真の光を受け取ることができないのである。とりわけ生 得的なイドラは、知性の本性そのものに根差しており、知性を酷く惑わせる傾向がある。「表面 が平らでない鏡は、それ自身の形と断面に相応して、事物が発する光線を屈折させる。それとちょ うど同じように,精神は感覚を通じて事物から作用を受けたとき,不貞にもそれ自身の「生得的 なイドラが根差している] 本性に, 事物の本性を植え込んで混合する。[その事物についての] 精神の観念を整えて編み出すときに、そのようなことをする」いい。この叙述の意味は、こうであ る。事物の認識は、感覚を通じて、その事物を精神(心)という鏡に映し出し、その事物の画像 (=精神の観念) を形成することから始まる。ところが、その事物を映し出す精神は、先天的に イドラによって歪められている。また、その事物が発する光を精神に伝える感覚は、機能が十全 ではない。そのために,精神に映し出された画像(表象)は,事物の真の姿を捉えたものではな い。こうして要するに、人間の精神は先天的に歪められているから、精神の機能である知性はそ れ自身だけの力では、「自然についての純粋な汚れのない知識」(14)を獲得することができない、 というのである。

ベーコンはこのような知性の働きに疑念を表明したイドラ論にもとづいて、スコラ学の三段論法を批判している。その詳細はこうである。「三段論法は命題によって、命題は言葉によって構成される。そして言葉は観念の符帳であり、その合図である」(15)。このような三段論法において、この技法の骨組みを構成している究極の要素は言葉である。つまり、この技法が構築物として存立するための基本的要件として、それを根底で支えているのは、言葉である。したがって、この

言葉が、根拠が不確実で信頼できない性質のものであるとすれば、この技法は存立の確かな基盤を喪失して立ち行かなくなる。ところがベーコンによれば、精神の観念(=表象)を、知性を働かせながら記号で表示したものにすぎない言葉は、実際のところ確固とした信頼できる性質のものではない。或る事物を指示する言葉は、その事物を捉えた精神(心)の画像によって命を授かっている。したがって言葉は、その生命であり、それが発せられる根拠である精神の観念が、真実性や確実性の疑わしいものであるとすれば、確固とした性質を喪失する。ところが、言葉の生命であり源泉である精神の観念は、決して信頼できる確実な基礎を踏まえて形成されたものではない。それは、機能が十全ではない感覚を通じて、表面がでこぼこで汚れている鏡のような精神(心)に映し出された画像にすぎない。したがって、そのような不鮮明で歪んだ画像を、知性を働かせながら記号化したものである言葉は、信頼できる性質のものであるとは、とうていいえない。

ところがベーコンによれば、三段論法はそのような根拠が薄弱な言葉だけを用いて推理を展開 する、はなはだ心許ない技法である。したがって彼によれば、「まさしく精神の観念(それは言 葉の生命、およびこの「三段論法の」骨組みと構築物全体の基盤として、存在する)が事物から 不適切にいいかげんに抽象化されたものであれば…なにもかも悉くが崩壊する」(16)ことになる。 しかるに三段論法は、言葉の生命であり、この論法全体を支える基盤である、精神の観念に対し て十分な考慮を払わない。この観念は、機能が頼りない感覚を通じて、イドラが根差す精神に映 し出された、きわめて真実性の疑わしい画像である。それにもかかわらず、この論法においては、 その画像(=精神の観念)の性質や内容が精査されることはない。それだけではない。ベーコン によれば、三段論法は感覚的経験に疑いを挟むことなく、この経験を通じて心に抱かれた、或る 事物についての観念から、直ちに最も一般的な命題に向けて飛び立つ。「その道は確かに短い。 しかし、それは険しくて、自然には到達しない道である」(い)。すなわち、この論法によって導き 出される命題や原理は、事物の本性から懸け離れた、その虚像を表示したものであるにすぎない。 こうして彼によれば、三段論法は要するに、科学的探究において採用することができない、「能 動的な科学部門においてまったく無力な」(18) 技法なのである。ペティが「序」で記した「比較級 や最上級の言葉だけを用いる、知性的な議論」という言辞は、このようなスコラ学の三段論法を 批判したベーコンの言説から、影響を受けたものであると思える。

ベーコンはこのような三段論法に対する批判を踏まえて、知性が感覚と手を携えて自然を解明するのを手助けできる、新しい論理学を提案する。それは、「科学に対して最も信頼できる助力を与える」 (19) ことが可能な論理学(dialectica/dialectic)である。彼の時代にはすでに、知性の働きを手助けする技法はあった。いうまでもなく、スコラ学の三段論法がそれである。ベーコンによれば、「彼ら [=スコラ学者] は精神の先天的で自然発生的な運動を信用していなかったので、知性のための支柱を求めていた」 (20) 。プラトンが唱えた生得観念説のような見解には疑念を抱いていたので、知性の助力となる技法を必要とした。ところがベーコンによれば、彼らが用い

ていた,アリストテレスに由来する伝統的な「通常の論理学」は,ただ言葉を操るだけの「巧妙な誤魔化し」<sup>(21)</sup>にすぎない。それは「人間の精神と知性との駆使と実践とを,改善し改良する手段」<sup>(22)</sup>にはなりえない。したがって科学はまだ,自然を解明するための有効な手立てを見い出していない。彼はこのように考えながら,旧来の論理学に代わって採用されるべき,新しい論理学を提案したのである。

ベーコンの論理学においては、三段論法ではなく帰納法にもとづいて推理が展開される。彼によれば、帰納法とは「自然を解明し、知性がいっそう真実に近い経験をするための真の技法」<sup>(23)</sup>である。「感覚を支え、自然を制圧し、作業に心を傾けてそれとほぼ全面的に結ばれている、論証の形式」<sup>(24)</sup>である。またこの論理学は、現在厚い壁にぶつかって大きな困難に直面している科学が、要求している形式の探究方法である。この帰納法にもとづいて推理を働かせる新しい論理学は、「まったく新しい路を知性のために切り開いて」<sup>(25)</sup>、「いわば科学の再生」<sup>(26)</sup>を図ることを可能にする原動力を秘めた技法だからである。

ベーコンの帰納法哲学は、のちにサミュエル・ハートリブ(Samuel Hartlib,?-1662)によって「実験哲学」(experimental philosophy)と呼ばれた。この名称が示しているように、ベーコンの帰納法にもとづく探究の特徴は、実験と観察を重視するという点にある。彼はこの点に触れて、次のように述べている。感覚の機能は十全ではないので、その機能を手助けする必要がある。「私はそのこと [=手助け] を道具によってよりも、むしろ実験(experimentum/experiments)によっておこなう」(277)、と。この断片的な叙述の意味は、こうである。事物の認識にさいして、感覚の欠陥を補う必要がある。しかし、そのことはただ望遠鏡・顕微鏡・温度計・気圧計・真空ポンプ・検電計のような観測・実験器具にもとづいておこなわれるだけでは十分ではない。そのような道具を用い、実験を積極的におこない、実験を通じて事物を観察する必要がある。「アフォリズム」(第1巻・50)の箇所には、「感覚を拡大し鋭敏にする道具は、あまり当てにならない」(280)という叙述が見られる。ともあれ、彼の提案する探究方法においては、「とりわけこの [感覚の欠陥の救済という] 目的のために立案され、案出され、技術が用いられる実験」(280)が重視されるのである。

ところが彼の帰納法哲学の特徴は、ただ実験とそれにもとづく観察とを重視するという点だけにあるのではない。そのもっと大きな特徴は、「哲学の基礎を据えることができるような自然誌 (historia naturalis/natural history)」を作成するという点にある。彼が重視するこの「自然誌」とは、「感覚と知性にとって重宝な手助け」(30) となる、「有用で十分に整理された資料 (materia/material)」(31) である。より具体的にいえば、実験によって観察した結果を記録し、集積し、系統的に整理し分類したデータである。

ベーコンは、彼の探究方法において自然誌が果たす役割をかなり重視していた。彼の著作に『自然・実験誌のための準備』(Parasceve, ad Historiam Naturalem, et Experimentalem/A Preparative to a Natural and Experimental History)というタイトルの論説がある。これは

『ノヴム・オルガヌム』とともに、彼が完成を予定していた大冊『大革新』(Instavratio Magna)の一部をなすものとして執筆された小論である。彼はこの論説において、自然誌だけをテーマにして、その内容を詳細に説明している。その概要は、次のとおりである。第1に、彼が作成を構想しているのは、「哲学の更新に仕える、吟味された、[量が]豊富な…解明の仕事ために適切に整えられた自然・実験誌」(22)である。つまり、この「自然誌は…哲学のための第一次の材料、真の帰納法のための基礎的な資料および素材として用いられる」(33)ものである。「原因の発見に灯火をともし、哲学を母乳で養うような自然誌」(34)である。したがってこの自然誌は、かつてアリストテレス、テオフラトス、ディオスコリデス、プリニウスなどが編纂した博物誌とは、性質や目的が異なる。第2に、彼が作成を意図している「[自然]誌は、きわめて大規模なもので、ひじょうに大きな骨折りと出費がなければ成し遂げることができない」。その編纂は「大勢の作業員を必要とする、国王がなすに相応しい事業」(35)である。第3に、この「自然誌は範囲の幅が広く、「知性ではなく」宇宙の基準によって作成される」(36)。より具体的にいえば、できる限り広い視野に立って、「豊富で多様な事物を捜し出して収集する」(37)ことを通じて作成される。したがって、そのようにして収集される資料はきわめて膨大で、その内容は豊富で多様で雑多である。けれども、それはできるだけ秩序立てて整理され分類されねばならない。

ベーコンによれば、このような性質の自然誌は、それが収集の対象とする自然(事物)の形状 に応じて、三種類に分類される。その詳細はこうである。自然(事物)はそれが服している支配 の種類に従って、三種類の形状に区分できる。すなわち、(i)「支配から自由で、自身の進路のな かで自己を展開している」「種の事物」、(ii)「歪んだ傲慢な物事により、また障害物の暴力により、 自身の進路をもぎ取られた」「奇型の事物」、※※「人工と人類の働きかけとにより抑制されて形作 られた」(38)「人工の事物」が、それである。これら三種類の自然(事物)のうち、(i)「自由な自然」 (→種の事物)を扱うのは「発生の自然誌」で、(ii)「自然の誤り」(→奇型の事物)を扱うのは 「発生超過の自然誌」で,ⅲ「自然の束縛」(→人工の事物)を扱うのは「機械・実験誌」である。 こうして自然誌は「発生の自然誌」と「発生超過の自然誌」と「機械・実験誌」との三種類に区 分されるが、これら三種類のうちで最も有益なのは、最後の「機械・実験誌」である。すなわち、 「人間の支配によって、自然が服従のなかに包まれている状態にある、人工的な事物」<sup>(39)</sup> を対象 とする自然誌である。それが最も有益な理由は、こうである。自然的事物は「全般的に、多様な 形と眼に見える外観との裏に隠されていたり、潜んでいたりしている」が、そのような「自然的 事物から、仮面とベールを剥ぐ」(40) ことができるのは、この「機械・実験誌」だけだからである。 この最も重要な自然誌は、次のような三種類の実験を通じて作成される。すなわち、「機械製作 の技法を用いたすべての実験、自由科 (liberales artes/liberal arts) のなかの作業活動をおこ なう部門におけるすべての実験、まだ合体して一つのきちんとした技法になっていない多くの技 を用いたすべての実験」(41)である。ベーコンの論理学において主に用いられるのは、この実験に もとづく観察の結果を詳細に記録した自然誌 (=機械・実験誌)である。

こうしてベーコンの探究方法においては、感覚と知性との働きを手助けする実験と自然誌とを 礎にして、自然の解明がおこなわれることになる。「人間の感覚と知性は虚弱であるという理由 によって、[自然の解明にさいして] その支配的地位が剥奪されるのではなく、助力が与えられ るべき」(42) だからである。この方法では、感覚と知性が助力を与えられているから、事物の原因 を発見することが可能となるのである。ベーコンはこのような特徴をもつ自身の探究方法につい て、主に三段論法と比較対照しながら次のように詳細に説明している。

まず、三段論法においては感覚が事物に触れることにより、その事物についての観念(=表象)が精神のなかに形成される。しかしながら感覚の機能は十全ではないから、感覚によって構成される、事物についての画像は「常軌を逸した異常なもの」(43)である。「感覚はわれわれを見捨て、さらに欺くから、そのような感覚による[事物についての]印象は不完全なものである」(44)。ところがベーコンの方法においては、精神の観念は、感覚が直接に事物に触れることによってではなく、実験を介して事物に間接的に接触することを通じて形成される。この点について彼は、「実験は自然と事物そのものを判断するけれども、感覚は実験だけを判断するにすぎない」(45)、と述べている。要するに、ここでは感覚的経験は、実験にもとづく観察という形態を通じて果たされるのである。彼によれば、「経験は実用的な実験にくっついて離れないでいる限りにおいて、断然最も優れた証明である」(46)。

次に、スコラ学の論法においては、知性を働かせながら、精神の観念を記号化して言葉が形作 られ,さらにその言葉を重ねながら即座に最も一般的な命題(axiomata/axioms)が提出され る。しかしながら、そのような命題を構成する言葉は、精神に映し出された歪んだ画像を、機能 が信頼できない知性の働きによって、記号化したものにすぎない。したがって、そのような根拠 が薄弱な言葉によって構成された一般的命題は、「気まぐれに無節制」(47) に打ち立てられたもの である,といわねばならない。ところがベーコンの技法においては,一般的命題は精神の観念を 直接に分析することによってではなく、実験にもとづく観察の結果を記録した自然誌を吟味する ことを通じて提出される。この点に触れて彼は、「これまでは発見において、思索(Meditatio/ mental effort) は記述よりもずっと重要な役割を果たしてきた…。ところが、どのような発見 も記述されなければ,正当なものとして承認されるべきではない」(48),と述べている。こうして この技法では,感覚的経験を踏まえて直ちに思索が巡らされるのではなく,その経験〔→実験に もとづく観察〕を記述するという過程を辿りながらゆっくりと探究が進められる。ここでは感覚 的データは、実験・観察の結果を記録し集積した自然誌という形態で与えられる。知性は、この ようにきちんと整理された豊富なデータに支えられて、科学的探究に立ち向かうことができるの である。「アフォリズム」(第1巻・99)の箇所には,「諸原因と一般的命題との発見にのみ貢献 する多くの実験を、摑んで集めて自然誌となすときにのみ、科学がいっそう進歩するという希望 に十分な根拠が与えられであろう」(49)という叙述が、見られる。

最後にベーコンの論理学においては、一般的命題は三段論法によるばあいよりも、「もっと確

実で堅固な方法によって、事物から引き出される」(50)。ここでは精神の観念が事物から引き出されたのちに、最も一般的な命題が性急に打ち立てられるというようなことは、なされない。「着実に徐々に登りながら、感覚と個別的事物から一般的命題を引き出し、最後にすべての諸命題のなかで最も一般的な諸命題に到達する」(51) という手順が踏まれる。その詳細は、次のとおりである。

まず帰納的推理を働かせながら、実験による観察を記録し集積したデータ(=自然誌)を分析することを通じて、多くの低次および中間の諸命題を引き出す。「適切な却下と排除によって本性を分離し、それから十分な [数の] 否定的事例を突き出すようにしたのちに、肯定的事例から結論を導き出す」<sup>(52)</sup>。すなわち、或る事物について収集された、多くの事例(自然誌に記された事例)を精査する。その事物の本質(本性)と符合しない否定的事例を抜き出して徹底的に排除し、それと符合する肯定的事例だけを選り抜く。そのような選別の作業を通じて探究の対象となる事物の性質を純化しながら、その諸原因を探り出して中間の諸命題を提出する。

次に、自然誌(機械・実験誌)の分析によって提出された、中間の諸命題が示唆するところに従って、個別的事物についての新たな実験をおこなう。「経験 [=帰納法] の真の順序は…最初に光を灯し、次にその光を用いて道を見つけ出す。整理され分類された…経験 [=自然誌] から出発して一般的命題を導き出し、それから、[その] 打ち立てられた一般的命題から出発して、新たな実験を再び導き出す」  $^{(53)}$ 。すなわち、データから命題を導き出したのちに、その命題に導かれて再び実験を開始する。このような実験を導く命題の意義についてベーコンは、「確固たる道筋と定式によって、個別的事物から引き出された、一般的命題の新しい光に大いに期待を寄せるべきである。今度はこの一般的命題が、新たな個別的事物を指し示し、指定するだろうからである」  $^{(54)}$ と述べている。

こうしてこの技法においては、「道筋は平地を通っているのではなく、上昇して下降する 一最初に一般的命題に向かって上昇し、次に作業 [→実験] に向かって下降するのである」 
「多数論法におけるような、「知性を個別的事物から、遠方にあるほぼ最も一般的な命題にまで跳び上がらせ、飛び上がらせる」 
「多数を関する」 
「数ないます。」 
「ないます。」 
「ない

(1) Cf. Bacon, Novum Organum, op. cit., pp. 26-27 [偶数頁はラテン語の原文で, 奇数頁は英訳]. 邦

訳, 25 頁。

- (2) *Ibid.*, pp. 28-29. 邦訳, 216 頁。引用文は英語版からの[筆者による] 邦訳である。必要に応じてラテン語版からの邦訳を付記する。この箇所のラテン語版からの邦訳は、次のとおりである。「事物の探究における、より優れたより完全な理性の使用に関する」。
- (3) *Ibid.*, pp. 34-35. 邦訳, 219 頁。「われわれは感覚(それから、すべてのものが自然[のすべてのもの]のなかで引き出されるべきである)の敬虔な司祭,および神託の無知でない代弁者の責任を引き受けている」。
- (4) *Ibid.*, pp. 24-25. 邦訳, 214 頁。「彼は, 人間の知力の小部屋のなかにおいて傲慢にではなく, もっと広い世界のなかで謙虚に, 知識 (Scientia) を探し求めるであろう」。
- (5) *Ibid.*, pp. 18-19. 邦訳, 211 頁。
- (6) Ibid., pp. 22-23. 邦訳, 213 頁。
- (7) Ibid., pp. 32-33. 邦訳, 218 頁。
- (8) Ibid. 邦訳, 219 頁。
- (9) Ibid. 邦訳, 218 頁。
- (10) Ibid. 邦訳, 同上。
- (11) Ibid., pp. 34-35. 邦訳, 219 頁。
- (12) *Ibid*. 邦訳,同上。「けれども,人間の精神は驚くべきほどに塞がれているので,そのために,受け取られるべき事物の光線の方に向かう,純粋で磨かれた領域は[精神のなかには]完全に欠けている」。
- (13) Ibid. 邦訳, 同上
- (14) Ibid., pp. 22-23. 邦訳, 213 頁。
- (15) *Ibid.*, pp. 30-31. 邦訳, 217 頁。「三段論法(Syllogismus)は命題(proposiones)から成り、命題は言葉(verba)から成り、さらに言葉は観念(notiones)の符帳(tesserae)であり、その合図(signa)である。
- (16) *Ibid*. 邦訳, 同上。「もし精神の観念(それはいわば言葉の生命力であり、このような建物および 建築術の礎石である)それ自体が、事物から不都合かつ無分別に抽象化されたものであるならば、す べてが崩れる」。
- (17) Ibid. 邦訳, 同上。「確かに短いけれども険しい, そして自然に向けて通り抜けられない道」。
- (18) Ibid. 邦訳, 同上。
- (19) Ibid., pp. 20-21. 邦訳, 212 頁。
- (20) *Ibid.*, pp. 52-53. 邦訳, 228 頁。
- (21) Ibid., pp. 30-31. 邦訳, 217 頁。
- (22) Ibid., pp. 18-19. 邦訳, 212 頁。
- (23) *Ibid.*, pp. 48-49. 邦訳, 225 頁。「自然を解釈するための、および知性のもっと実際的な応用のための技法 (ars)」。
- (24) *Ibid.*, pp. 30-31. 邦訳, 217 頁。「感覚を支え, 自然を支配し, 作業に専念してそれにほとんど結び付けられている, 証明することの様式 (forma)」。
- (25) Ibid., pp. 56-57. 邦訳, 229 頁。
- (26) *Ibid.*, pp. 36-37. 邦訳, 221 頁。「将来における科学の再生(Restauratio quadam Scientiarum)」。 なお, ベーコンによれば,「自然が把握し難いこと, 真理に接近し難いこと, 事物が不明瞭で解しがたいこと, 諸原因が複雑に入り組んでいて理解し難いこと, 人間の知性が弱いこと」(*ibid.*, pp. 14-15/邦訳, 209 頁)というような困難のために,「人間の知性にとって,宇宙の建造物は,そのなかが迷宮のように見えている」(*ibid.*, pp. 18-19/邦訳, 221 頁)というのが,実情である。
- (27) Ibid., pp. 32-33. 邦訳, 219 頁。
- (28) Ibid., pp. 86-87. 邦訳, 241 頁。
- (29) Ibid., pp. 84-85. 邦訳, 240 頁。

- (30) *Ibid.*, pp. 44-45. 邦訳, 224 頁。
- (31) Ibid., pp. 42-43. 邦訳, 223 頁。
- (32) Francis Bacon, Parasceve, ad Historiam Naturalem, et Experimentalem/A Preparative to a Natural and Experimental History, in Rees and Wakely ed. and trns., op. cit., pp. 450-51. 引用文は英語版からの邦訳である。必要に応じてラテン語版からの邦訳を付記する。この箇所のラテン語版からの邦訳は、次のとおりである。「創始されるべき哲学のために配列され、また解釈者による進展する作業のために適切に分類された、価値のある豊富な資料を包含する…自然・実験誌(Historia Naturalis & Experimentalis)」。
- (33) *Ibid.*, pp. 454-55. 「自然誌(Historia Naturalis)…は哲学の最も重要な材料(Materia Prima), そして帰納法(Inductio)の真の道具(Supellex)あるいは森(Silva)[=多量の素材]である」。
- (34) Bacon, Novum Organum, op. cit., pp. 38-39. 邦訳, 221 頁。
- (35) Bacon, Parasceve/Preparative, op. cit., pp. 450-51.
- (36) Ibid., pp. 458-59.
- (37) *Ibid.*, pp. 456–57.
- (38) Ibid., pp. 454-55.
- (39) Ibid.
- (40) *Ibid.*, pp. 462–63.
- (41) Bacon, Novum Organum, op. cit., pp. 38-39 [邦訳, 221 頁]; do., Parasceve/Preparative, op. cit., pp. 460-61.
- (42) Bacon, Novum Organum, op. cit., pp. 108-109. 邦訳, 51-52 頁。
- (43) Ibid., pp. 70-71. 邦訳, 233 頁。
- (44) Ibid., pp. 108-109, 110-11. 邦訳, 252 頁。
- (45) *Ibid.*, pp. 86-87. 邦訳, 241 頁。「感覚が実験だけについて判断するところで,実験は自然と事物それ自体とについて判断する」。
- (46) *Ibid.*, pp. 110-11. 邦訳, 252 頁。「経験 (Experimentia) は, 実験 (experimentum) そのもののうえにしっかりと腰を据えているのであれば, 断然最も優れた証明である」。
- (47) *Ibid.*, pp. 70-71. 邦訳, 233 頁。
- (48) *Ibid.*, pp. 158-59. 邦訳, 276 頁。
- (49) *Ibid.* pp. 156-57. 邦訳, 275 頁。「それ自体は無益であり, 諸原因と一般的命題(Axiomata)との発見にのみ役立つ, かなり多くの実験が自然誌のなかに受け入れられて, 結合されるまさにそのときに, 科学(Scientia)がこれ以上に進歩して, 希望は大いに確実なものとなるであろう」。
- (50) Ibid., pp. 70-71. 邦訳, 233 頁。
- (51) *Ibid*. 邦訳, 同上。「他方の道は,感覚と個別的事物とから一般的命題を呼び出す。その道は,絶え間なく一歩一歩とよじ登られる地点を通って,最終の地点で最も一般的な命題に到達する」。
- (52) *Ibid.*, pp. 162-63. 邦訳, 278 頁。
- (53) *Ibid.*, pp. 130-31. 邦訳, 262 頁。「経験(experimentia)の真の順序は、最初に光を灯し、次に光によって進路を指し示す。秩序立った、配列された、滅茶苦茶であったり一貫性を欠いていることが極めて少ない、経験(experimentia)から開始し、その経験から一般的命題(Axima)を導き出し、整えられた一般的命題から再び新たな実験(experimentum)を導き出すことによってである」。
- (54) *Ibid.*, pp. 160-61. 邦訳, 277 頁。「もっと大きなことが実際のところ,確実な方法と基準によってあの個別的事物から導き出された,一般的命題の新しい光により期待されるべきである。その一般的命題は立ち代わって,新たな個別的事物を知らせ,指し示すだろうからである」。
- (55) *Ibid*. 邦訳, 同上。「道は実際のところ平坦ではなく,登って下るべきであるという状態にある。すなわち,まず一般的命題に向かって登り,[次に]作業に向かって下るべきである」。
- (56) *Ibid*. 邦訳, 同上。

- (57) Ibid., pp. 74-75. 邦訳, 235 頁。
- (58) Ibid., pp. 160-61. 邦訳, 277 頁。

#### 第3章 政治算術の帰納法

ペティの政治算術に戻ろう。ベーコンの帰納法哲学について検討したところを踏まえて, さまざまな角度からペティの算術にもっと深くアプローチしたい。

ベーコンの論理学は、感覚と知性との働きを手助けする実験と自然誌とを踏まえて帰納的推理を進めるという点に、その特徴があるといえる。ペティの政治算術は、この新しい論理学から大きな影響を受けて考案された探究方法である。彼は『政治算術』の「序」において、当の算術がベーコン哲学から少なからぬ影響を受けていることを示唆している。ところがこの箇所において、彼の算術がベーコンの重視する実験と自然誌とを軸に据えて駆使される探究方法であるということを示した叙述は、見られない。けれども、そのことは彼の算術が実験と自然誌の意義を無視した方法であるということを意味しない。もしそうであれば、この算術はベーコン哲学から幾分か影響を受けているとしても、その基本的な姿勢を積極的に受け継ごうとするベーコン主義の方法であるとはいえない。

ペティの政治算術は、ベーコンの論理学の枠組みを模範にして考案された探究方法である。したがって、この算術では自然誌はかなり重視され、それは積極的に作成される。ペティは『政治算術』以外の幾つかの著作においても、当の算術がどのような内容の探究方法であるのかということについて書き記している。それらの叙述は断片的で分かりにくいけれども、それらを通じて少なくとも、彼の算術が確かに自然誌を踏まえて駆使される方法であるということが分かる。

彼は、1670 年頃に書いたと推定されている(松川七郎が 1969 年に発見した)草稿において、次のように記している。「A [問]:私は、あなたのやっている算術が分からない。誰もが、それを知っているとは限らないし、知ることができるとは限らない。B [答]:確かにそうだ。誰でも加えたり、引いたり、掛けたり、割ったりすることができる。しかし誰もが、働きかける資料(materialls)を持っているとは限らない。また、政治的 [= 政治・経済・社会的] 探究を数・重量・尺度(Number weight & Measure)による表現を用いておこなうように整えて移し変えることができる者は、多くはいない。書くことを学んだときに、何を書くべきであるかをまったく知らない者は、多くいるけれども $]^{(0)}$ 、と。

ここには、ホッブズの『物体論』における、「推理することは、足し算と引き算という、二つの精神の働きである」<sup>(2)</sup> という言辞を想起させる叙述が、見られる。「加えたり、引いたり、掛けたり、割ったりする」というのが、それである。ホッブズは理性推理(哲学的思考)を計算に喩えて、このように述べている。ところが、ペティの叙述が意味するところは、これとは異なる。それは字義どおりの算術、すなわち数字を用いておこなう計算を、意味している。彼はここで、

このような算術(計算)を政治哲学の分野に適用し、それにもとづいて政治・経済・社会的事象が探究される方法が広く採用されることを提案しているのである。というのも彼によれば、このような算術的方法は有益であるけれども、まだ人々には馴染みが薄い探究方法だからである。算術( $\rightarrow$ 書き方)は知っていても、その用途( $\rightarrow$ 書く目的)は知らないという人が多いからである。ともあれ、この算術的方法においては、言葉ではなく数字(数・重量・尺度で表示される数値)に依拠して思考が巡らされる。また、抽象的な数字ではなく、社会的諸現象を記録した数量的資料を踏まえて、探究がおこなわれる。このような方法が、彼の考案した政治算術であることはいうまでもない。いずれにせよ、この断片的叙述を通じて、ペティの政治算術が自然誌( $\rightarrow$ 収集された数量的データ)を踏まえて駆使される探究方法であることは、明らかであろう。

ペティはエドワード・サウスウエルに宛てた 1687 年 11 月 3 日(死の 3 週間ほど前)付の書簡で、次のように記している。「計算(アルゴリズム)(algorithme)が比較的入念におこなわれ、[資料の]蓄えが、数・重量・尺度(number, weight and measure)で表現されうる性質の、全面的に真実のものであるとする。そのばいには、驚くほど多くのさまざまな種類の重要な真理が、[数字の関係や属性を探究する]代数学(Algebra)によって導き出されるかも知れない、と考えられるべきである」<sup>(3)</sup>。「ウ[ィリアム]・ペ[ティ] は代数学を純粋に数学的な事柄以外のことに適用した。すなわち、政治算術( $Politicall\ Arithmetick$ )と称する統治の科学(policy)に、代数学を適用し、[数学的な事柄以外のことが]数学的に取り扱われるようにするために、事柄を表す多くの言葉を、数・重量・尺度で示される表現に移し変えた」 (4)、と。これら二つの叙述は、『政治算術』の「序」のそれと幾分か内容が重複している。しかしここでは、「序」の叙述とは異なり、政治算術においては集積されたデータを踏まえて、帰納的推理が展開されることが、明瞭に示されている。

こうしてペティはベーコン主義者として、新しい論理学を積極的に受け継ぎながら、政治算術を考案したということができる。とはいえ彼の算術は、ベーコンの論理学のたんなる焼き直しではない。そこにはベーコンの方法とは決定的に異なる点が、幾つか見られる。

第1に、政治算術は政治哲学の分野における探究方法であり、自然的事象(自然現象)を主な対象とするベーコンの論理学とは異なり、政治的事象(社会現象)だけを対象とする。したがってこの算術においては、自然哲学(自然科学)におけるような実験とそれにもとづく観察はおこなわれない。ペティの諸著作に、当の算術が実験を踏まえて駆使される技法であることを示す叙述が見られないのは、このような理由によってである。

もっともペティはベーコン主義者として、科学的探究における実験の役割を無視していたわけではない。彼は 1647 年に上梓した処女作『サミュエル・ハートリブ氏への助言』(The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib for the Advancement of ... Learning) — 以下,『ハートリブ氏への助言』と略称 — において,「実験と資料(stuffe)は,自然を解明するための拠り所である」 $^{(5)}$ と述べている。すなわち,実験をおこなって自然誌を作成することが,科学的探究にお

ける不可欠の要因である、というのである。さらに彼はこの論説で、このような見解にもとづいて、「交易誌」(History of Trades)(=交易の自然誌)を作成することを主な目的とする「職人の学園」の創設を提案している。その交易誌とは、「技法ないし製造の自然誌」(History of Arts or Manufactures)<sup>⑥</sup>、すなわち、手工業における職人による作業の様相をすべて記録して集積した資料である。ペティによれば、この交易の自然誌は、作業のすべての過程において、多種多様の原料・道具・機械を用いて、さまざまな実験を試みながら営まれる生産的活動の様相を観察して記録した資料である。つまり、実験を積み重ねながら進められる活動の様相を記録したデータである。しかもそれは、この国の製造業における経済的・生産的活動を促すために作成されるのであるから、自然哲学よりもむしろ政治哲学の分野に属する自然誌である。そうであるとすれば、政治算術は政治哲学の分野に属する探究方法であるけれども、その方法は実験とまったく無縁であるわけではない、といえる。そもそもペティにおいて、科学的探究の対象は自然哲学(→自然的事象)と政治哲学(→政治的事象)とでは互いに異なるけれども、その探究の方法は双方のあいだでさほど明確な相違はないように思える。

第2に、政治算術はベーコンの方法とは異なり、数量的な資料だけを用いて帰納的推理を展開する。つまり、この探究方法が依拠する自然誌は、政治・経済・社会的事象に関する統計的資料である。ペティは、このような統計的資料が公的な機関の主導によって集団的・組織的に作成される必要がある、と考えていた。彼は 1671 年に、「イギリスにおける国民・植民地・貿易に関する全般的記録」("Register Generall of People, Plantations, & Trade of England")という表題の統計的資料が、政府(=国王)によって大々的に作成されるべきことを提案している $^{(7)}$ 。こうしてペティの政治算術は、統計的数値を操る技法であったといえるが、J・ブロノフスキー = B・マズリッシュは、このような算術を考案したペティを「統計的方法の先駆者」(pioneer of statistical methods)と呼んでいる $^{(8)}$ 。

ペティが、自身の探究方法が依拠する自然誌を数量的な資料に限定した理由は、こうである。まず、科学を神学から完全に分離するために、自分の方法の考察対象を「数・重量・尺度」を用いて計測することが可能な、五感で把握できる事物に限定したからである。このような彼の探究の姿勢には、敬虔なキリスト教徒として科学的思考を巡らせていたロバート・ボイルやジョン・ウィルキンズのような科学者に対する批判的精神が窺える。ちなみにローズ=マリー・サージャントは、「キリスト教徒の科学愛好家」を自認していたボイルについて、次のように指摘している。「彼の神学上の信念は…彼が自然の定義づけを最終的におこなうにさいして、決定的な役割を果たしている。また、そのことはさらに、彼の全般的な認識論上の立場に影響を与えている」(9)、と。次に、ペティが自然誌を数量的データに限定したもう一つの理由は、科学的探究にさいして言葉を用いることをできるだけ避けるために、この算術が使用する表現手段を「数・重量・尺度」で表示される数値に限定したからである。このような姿勢は、三段論法で議論を展開していたスコラ学者だけではなく、彼らと同じように主観的で曖昧な言葉を紡いで思索に耽っているように

思えた、他のすべての哲学者とも対峙して採られたものである。たとえば、ペティはサウスウェルに宛てた書簡(1685 年 9 月 21 日付)において、パスカルの文章を批判しながら、次のように記している。「私はパスカル氏の論文について、次のようにいわねばならない。その論文には多くの語と句と文があるが、それらは正確な、理解できる意味をもっていない。だからその読者において、どのような明確な観念や印象や認識をも生み出さない」 $^{(10)}$ 、と。

ところで科学思想史家 B・シャピロは、王立協会の中心メンバーであった科学愛好家たちが、ベーコンの実験哲学に対して必ずしも全幅の信頼を置いていたわけではなかったということを、明らかにしている。すなわち、確かに彼らは、ベーコンを師と仰ぐベーコン主義者であった。けれども彼らは、その帰納法を中心に据える実験哲学が、自然の解明において発揮する有効性や可能性という点に関して、幾分か疑問を抱いていたというのである。その詳細は、概ね次のようである $^{(11)}$ 。

ベーコンによれば、彼の帰納法は事物の外観の背後に潜む「形相」を探り出すことを可能にす る、科学的な技法であった。実験とそれにもとづく観察とを重ねるならば、自然の根本的な法則 を発見して、経験的世界についての確実な知識を獲得できるというのが、彼の信念であった。と ころが王立協会のベーコン主義者は、自然を解明する最も有効な手法として、この帰納法哲学を 尊重していたけれども,それが科学的発見の方法として完璧であるとは考えていなかった。確か に彼らは、ベーコンのプログラムに従って実験を重ね、観察した結果を記録して自然誌を編纂す るという作業を始めた。ところが彼らは次第に、当初とは異なる姿勢を見せるようになった。そ のような作業を遂行すれば、自然の根本原理についての絶対的に確実な知識を獲得できるという 師の信念に、疑念を抱くようになったのである。そもそも、彼らは実験哲学を実践したけれども、 どのような種類のデータをどれほど収集すれば、確実な知識を獲得できるのかは定かではなかっ た。また、集積されたデータを分析して、事象のなかに或る規則性や統一性を見出したとしても、 そのことを踏まえてどれほど確実で信頼できる命題を導き出せるのかは、定かではなかった。と はいえ彼らは、実験哲学そのものを放棄したわけではなかった。実験・観察とデータ分析とを踏 まえて導き出される命題を、無価値な空言として退けたわけではなかった。この帰納法哲学を依 然として重視し、それにもとづいて探究を続けた。確かにベーコン主義者は、ベーコン哲学によっ て絶対的に確実な知識を獲得することは不可能である、と考えるようになった。この実験哲学に よって導き出される命題を、絶対的な真理を宿す一般的・普遍的命題と見なすことはできない、 と考えるようになった。しかしながら彼らは、この哲学によって蓋然的(probable)な知識な らば十分に手に入れることができるのであり、それによって導き出される命題を、推理の展開に 役立つ仮説(hypothses)と見なすことは十分に可能である,と考えるようになったのである。

このようなシャピロの見解に従うならば、ペティは王立協会のベーコン主義者として、他のメンバーと同じような態度を、実験哲学にもとづく科学的探究に対して採っていたのではないか、 と考えられる。実際のところ、彼は『政治算術』の「序」において次のように記している。「私 の[本書における]後続の議論(Discourses)が依拠している,数・重量・尺度で表現された観察(Observations)や命題(Positions)は,真理であるか,あるいは[真理ではないとしても]明白な誤りではないものである。…たとえそれらが誤りであるとしても,それらを根拠にして展開される議論(Argument)を台無しにするほどの誤りではない。それどころか最悪のばあいでも,私が[獲得しようと]目差している知識(Knowledge)に至る道を指し示す仮説(Suppositions)としては十分なものである」(\*\*2\*)、と。すなわち,政治算術において,社会現象の観察を通じて導き出される命題は,必ずしも全面的に真理ではないけれども,知識の獲得に至る道筋を示す仮説としては有益である,というのである。こうしてペティの政治算術において,仮説を立てて推理することが認められているとすれば,この算術はこの点においても,ベーコンの帰納法哲学とは性質が異なるといえる。というのも一般的な解釈によれば,ベーコンは科学的探究において仮説を立てることを,蓋然性(probability)という考えを採用することと共に拒否していたからである。シャピロによれば,ベーコンにおいて仮説は虚構であり,確実性(certainty)を欠いた蓋然的な言説は,修辞を弄した意見にすぎなかった(\*\*3\*)。しかしながら,このベーコン哲学における蓋然性と仮説の問題を巡る解釈については,もう少しだけ検討を進めておく必要がある。

比較的最近の解釈は、シャピロの見解とは異なり、ベーコンの帰納法が仮説を立てて推理する 方法であったという解釈を示している。P・ウーアバークは、「ベーコンは最初から仮説…を喜 んで受け入れている」<sup>(14)</sup>、と指摘している。それによれば、ベーコンの方法は、「表象(perception)のなかに直接的に与えられているものを超越した理論」(15)という意味での仮説(hypotheses)を踏まえて、推理を展開する「仮説帰納法」(hypothetico-inductive methodology)(16) である。ウーアバークによれば、ベーコンは一見したところ、科学的探究において仮説を用いる ことを忌み嫌っているように思える。というのも、ベーコンは自身の方法による探究を、思弁に よる「自然の予断」(Anticipations of Nature)から区別して「自然の解明」(Interpretation of Nature)と呼んでいるが、そのばあいにおける彼の「予断」という用語は、仮説と同じような 意味を含んでいるからである。しかしながらウーアバークによれば、ベーコンが仮説に異を唱え たというのは、「凝り固まった見解」(ロ゚)にすぎない。ベーコンは科学における仮説の使用が不可 欠であることを知らなかったという K・ポパーのような解釈は、誤りである。たとえば、『ノヴ ム・オルガヌム』第1巻の「アフォリズム」(※2)に、「打ち立てられた一般的命題から出発して、 新たな実験を再び導き出す」という叙述が見られるが、このばあいにおける「一般的命題」は、 新たな推理の前提に置かれる仮説の意である,と理解できる。また P・ザゴーリンは,このよう なウーアバークの解釈を支持しながら、ベーコンの探究が仮説を基礎に据えることなくおこなわ れるものであったとすれば、「その探究は実を結ばない努力だったであろう」(18)、と指摘している。 ザゴーリンによれば、ベーコンはその方法を提唱したさいに、「宇宙は…ほんの少しだけの単純 な本性と形相を含んでいるにすぎないという信念」(19)を抱いていたが、その彼の信念こそは、科 学的探究における仮説 (assumption) と解して然るべきものである。

実際のところベーコンとベーコン主義とのあいだには、ウーアバークが指摘しているように、 シャピロが強調しているほどの深い溝はないように思える。ベーコンは蓋然的な知識と仮説の使 用とを受け入れている、と解釈できる。ベーコンは確かに、実験によって絶対的に確実な知識を 獲得できるという信念を、抱いていたかも知れない。しかしながら彼は、そのような目標が容易 に達成されうるとは考えていなかった。一般的命題を打ち立てることが容易ではないことを、十 分に承知していた。そのために彼は、一般的命題を導き出すには、数多くの実験を積み重ねて膨 大なデータを集積する必要がある、と力説した。また、最も一般的な命題を提起するには、その 前にもっと低次の中間の命題を数多く導き出しておくことが必要であり、高次の命題を性急に掲 げてはならない、と力説した。つまりベーコンにおいては、ウーアバークが指摘しているように、 「最高次の普遍性をもった理論 [=命題] は、漸次的に接近されるべきであり」(20)、「きわめて一 般的な結論「=命題」は、段階的に到達されるべきである」(21)、と考えられていたのである。そ うであるとすれば、絶対的に確実な知識ではなく、蓋然的な知識を獲得することを目標にしてい たベーコン主義者と、ベーコンとのあいだには、さほど大きな隔たりはなかったと思える。とい うのもベーコンにおいては、確実な知識の獲得が最終的な目標として置かれているけれども、そ の目標に至るまでの道程は遠く、それに至るまでに、数多くの中間の命題が蓋然的な知識として 獲得されておく必要があるからである。この点についてウーアバークは、「ベーコンの方法によっ て,理論 [=命題] は確証されて,徐々にいっそう真実性や蓋然性が高いものとなされ,最終的 に、『確実で』(certain) あるのと同じくらいに蓋然的で(probable) あるものとなされうるで あろう」(22),と指摘している。

ここで留意すべき点は、これだけではない。ベーコンは「アフォリズム」(第1巻 82)で、最も一般的な命題が掲げられるに先立って、「打ち立てられた[中間の]一般的命題から出発して、新たな実験を再び導き出す」必要がある、と述べている。すなわち、最初の実験によって引き出された中間の命題を、今度は逆に新たな実験を誘う道標の如きものとして用いる必要がある、というのである。そしていうまでもなく、この新たな実験によって新たに集積されるデータを拠り所にして、高次の命題が導き出されることになる。確かにベーコンはここで、仮説という表現は用いていない。すなわち、中間の命題が新たな実験を先導することを通じて、高次の命題を導き出す仮説の役割を果たすものであるとは、明言していない。しかしながらウーアバークが指摘しているように、このばあいにおける中間の命題は、実際のところ科学的探究において用いられる仮説の役割を果たすものである、と解釈できる。この中間の命題はまだ真偽が不確実であるけれども、新たな実験→データ分析→高次の命題の提起という、一連の作業の基礎に据えられるからである。そして、その命題を道標にして推理が展開され、終局的に最も一般的な命題が導き出されることになるからである。なお、この中間の命題が仮説として用いられる局面においては、その一般的命題に導かれて個別的事物の実験・観察という作業が進められる。したがって、ベー

コンの実験哲学はむろん帰納法を礎にしているけれども、探究のこの局面においては演繹的推理が展開される、といえる<sup>(23)</sup>。

そうであるとすれば、仮説と蓋然性の問題に関して、ベーコンの方法とペティの政治算術とのあいだには、対立の関係はないといえる。『政治算術』の「序」において、当の問題について述べられた見解の趣旨は、次のとおりだからである。政治算術において、観察(この算術では、実験はおこなわれない)を踏まえて導き出される中間の命題は、絶対的な真理ではない。けれども、絶対的な誤りでもない。知識(=高次の命題)を獲得するために、仮説として用いることができるくらいには十分に真理である。したがって、より確実な知識(=より高次の命題)を獲得するために、この中間の命題(→蓋然的な知識)を仮説として用いて、推理を働かせることが可能である。このように解釈できるとすれば、ペティは意識的であるか無意識的であるかは定かではないけれども、探究における中間の命題の役割に関して、ベーコンの立場を受け継いでいるといえる。

ところで、ペティの政治算術がベーコン哲学から影響を受けて考案されたものであることは、 すでに多くの学史家によって指摘されている。C・H・ハルは『ペティ経済学著作集』(The Economic Writings of Sir William Petty) の序文において、いち早く次のように述べている。「べー コンは経済学者としてのペティに、ホッブズよりもはるかに大きな影響力を与えた。この新哲学 (New Philosophy) の創始者が、ハイゲート[=ロンドン北部の共同墓地]に眠っていたとき、 将来の政治算術家はハンプシャーの織元の子供であった」(24), と。また W・L・ベヴァンは,「ペ ティは自ら認めるベーコン哲学の信奉者であり…実験的方法の拡張に専念した」(25)と述べて,政 治算術が実験哲学から派生した方法であることを暗に示唆している。W・レトウィンはもっと 直接的に、『政治算術』の序に見られる、当の算術に関するペティの叙述について、「その或るも のは、まったくベーコンである」(26)と述べている。さらに松川七郎は、「政治算術=解剖の研究 方法の全体的な特徴は、ベイコンの方法…に示唆されながら…人体と社会とのあいだの類比をお こなう方法である」20万,と指摘している。ここでは、探究方法そのものに焦点が当てられている わけではないけれども、政治算術がベーコンの方法から影響を受けていることが指摘されている。 もっと最近では L・マグヌソンが、「ペティは『政治算術』において、ベーコンの方法ときわめ てよく似た経験的な方法を提示した」<sup>(28)</sup>、と指摘している。また R・E・バックハウスは,「ペティ による完全にベーコン的な経済学へのアプローチは,『政治算術』の序で明瞭に示されている」៉<sup>②9</sup>, と指摘している。さらに A・ブルーアーは、「ペティの重要な着想は、ベーコンの科学的方法で ある『数・重量・尺度』の使用を、社会的・政治的問題に使用することであり、それが『政治算 術』であった」<sup>③00</sup>, と指摘している。それだけではない。T・マコーミックは政治算術が政治・ 人文哲学ではなく自然哲学に起源をもつ、国家の科学的な統治を目的とする科学であったと理解 しながら、その算術が全面的にベーコンの影響を受けて形成されたものであることを、明らかに している。

ところが他方で、ペティがベーコン主義者として政治算術を考案したという解釈に否定的な見 解も見出せる。そこでは、おしなべてホッブズからの影響が指摘されている。D・P・オブライ エンは、「政治算術のすべての根底にあるのは、ホッブズの冷酷さ、および国家権力を徹底的に 用いようとする、ホッブズの意志である」(31)と述べて、ペティの算術がベーコン哲学から影響を 受けていることを否定している。また T・アスプロモスは,「ペティの知性に決定的に重要な影 響力を与えたのは,この卓越した哲学者」③②であったと述べて,ペティの政治算術を含むすべて の経済学的成果が、ホッブズの政治理論の影響を受けて生み出された、と理解している。その詳 細は、こうである。政治算術は「ひじょうに幅広い政治的・社会的・経済的領域」(33) についての 「数量的・経験的分析」(quantitative empirical analysis) (34) である。「政府の政策を確実で客 観的な基礎のうえに置くために、政治的・経済的に関連した諸現象を量的尺度によって測定す る」(35) 方法である。要するにそれは、数学を政治哲学の領域に適用する方法である。このような 「ペティの「経験的数量化の」企画を方向づけた方法論的および政治的観点は、主にホッブズに 由来する」(36)。ペティはパリでホッブズに出会って、数学を「最も信頼できる合理的な探究方 法」。『ひきえるようになった。「数学と数学に基礎を置く科学だけを、何らかの体系的な進歩を もたらした哲学(ないし科学)部門と理解する」(38)ようになった。そればかりか、数学をモデル にして政治哲学を構築したホッブズに倣って、社会的・経済的事象を数学的な手法で客観的・経 験的に把握しようと意図する政治算術を考案するに至った。いずれにせよ、「ペティは科学的方 法と政治学の基本的理解との双方について、ホッブズに負うところが大きかった」(39)のである。 なお G・マイフレーダは、このようなアスプロモスの見解を擁護する内容の解釈を示している。 彼によれば、ペティの政治算術は、ホッブズが『リヴァイアサン』(Leviathan, 1651) で用いた 方法を直接に受け継いだものである。その解釈は、こうである。『リヴァイアサン』第1部・第5 章「推理と科学について」の箇所に、「人が推理するとき、諸部分の足し算により総額を理解し、 あるいは、一つの額の別の額からの引き算により残額を理解するという以外のことは、何もおこ なっていない」(40), という叙述が見られる。この叙述から、「ホッブズにとって、思考そのものは 算術(arithmetic)の形をとって表示されことが可能である」(41)、ということが明らかである。 すなわち彼においては、推理(=思考)は、数字を足したり引いたりする計算(=算術)と性質 が同じものであると考えられていた、といえる。そうであるとすれば、ペティの政治算術は、思 考を算術のように巡らすこのホッブズの方法を受け継いだものである、と理解できる。

しかしながら、ペティの政治算術はホッブズの数学(計算)的方法を継承したものであるという、アスプロモスとマイフレーダの見解には同意できない。彼らのホッブズの方法についての理解には、誤りがあるといわねばならないからである。その詳細は、こうである。彼らはホッブズの数学的方法の数学を算術と捉え、その方法がペティの政治算術によって継承されたと理解している。けれども、ホッブズが推理は計算であるというとき、その「計算」は算術を意味しない。確かに彼は、その方法について体系的に論じた『物体論』で、次のように述べている。「私は推

理(ratiocinatio)によって、計算(computatio)を意味する」(42)。「推理すること(ratiocinari)は、加えることと分割することと同じである」(43)、と。ところが彼は、ここでの「推理」および「計算」が、算術という意味ではないことを明確にするために、さらに次のように述べている。「計算すなわち推理にとって、あるべき所はただ数量おいてのみであると考えられるべきではない」(44)。「なぜなら実際のところ、大きさは大きさに、物体は物体に、運動は運動に、時間は時間に、質の程度は質の程度に、活動は活動に、理解することは理解することに、言葉は言葉に、名辞は名辞に…付け加えることと、取り去ることができるからである」(45)、と。すなわち、ここで推理の同義語として用いられた「計算」は、数字を用いておこなわれる文字どおりの計算(=算術)ではなく、哲学が関わる事柄を足したり引いたりする思考の意である、というのである。要するに彼は、理性を働かせて「熟考すること」(considerare)を比喩的に「計算」と呼んでいるのである(46)。

ホッブズの数学的方法の数学は、算術ではなく幾何学の意である。それは数字ではなく、言葉を結合(計算)することを通じて演繹的推理を展開する探究方法である。したがって、ここでは実験哲学におけるように、一般的命題を導き出すためにデータを収集し、その集積されたデータを帰納的に分析するという作業はおこなわれない。要するにホッブズの幾何学的演繹法は、ペティの政治算術とは根本的に性格が異なる方法なのであり、双方のあいだに継承関係を見出すことはできないのである。

- (1) Shichiro Matskawa, "Sir William Petty: An Unpublished Manuscript", in T. W. Hutchison ed., Sir William Petty: Critical Responses, London: Loutledge/Thoemmes Press, 1997, p. 139.
- (2) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 3/Concerning Body, op. cit., p. 3. 邦訳, 17頁。
- (3) Marquis of Landsdowne ed., *The Petty-Southwell Correspondence 1676–1687*, London, 1928, rpt. London: Loutledge/Thoemmes Press, 1997, p. 321.
- (4) *Ibid.*, p. 322.
- (5) W[illiam] P[etty], The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib: For the Advancement of some Particular Parts of Learning, London, 1647, p. 7.
- (6) Ibid., p. 18.
- (7) Cf. Marquis of Lansdowne ed., *The Petty Papers*, London, 1927, rpt. London: Loutledge/Thoemmes Press, 1997, Vol. I, p. 171 (No. 49).
- (8) Cf. J. Bronowski and Bruce Mazlish, *The Western Intellectual Tradition: From Leonardo to Hegel*, 1960, rpt. Harmondsworth, Middlesex, 1963, p. 218. プロノフスキー/マズリッシュ(三田 博雄他訳)『ヨーロッパの知的伝統 レオナルドからヘーゲルへ 』みすず書房, 1969 年, 144 頁。
- (9) Sargent, op. cit., p. 87.
- (10) Landsdowne ed., Correspondence, op. cit., p. 158.
- (11) Barbara J. Shapiro, *Probability and Certainty in Seventeenth-Century England*, Princeton, New Jersey: Princeton Univ. Press, 1983, Ch. II.
- (12) Petty, Political Arithmetick, op. cit., pp. 244-45. 邦訳, 25頁。
- (13) Shapiro, op. cit., Ch. II.

- (14) Peter Urbach, Francis Bacon's Philosophy of Science, La Salle, Illinois: Open Court, 1987, p. 34.
- (15) Ibid.
- (16) Ibid., p. 108.
- (17) *Ibid.*, p. 33.
- (18) Perez Zagorin, Francis Bacon, Princeton, New Jersey: Princeton Univ. Press, 1998, p. 105.
- (19) Ibid.
- (20) Urbach, op. cit., p. 54.
- (21) Ibid., p. 55.
- (22) Ibid., p. 46.
- (23) Cf. Malhebre, op. cit., p. 76.
- (24) Hull ed., op. cit., Vol. I, p. lxiii.
- (25) Wilson L. Bevan, *Sir William Petty*: A Dissertation presented to the Faculty of Political Science of the University of Munich, Ganterburg, 1893, p. 30.
- (26) William Letwin, *The Origins of Scientific Economics: English Economic Thought 1660–1776*, London: Methuen, 1963, p. 129.
- (27) 松川七郎『ウィリアム・ペティ その政治算術=解剖の生成に関する一研究 』[増補版], 岩波書店, 1967 年, 391 頁。
- (28) Magnusson, op. cit., p. 132. 邦訳, 192 頁。
- (29) Roger E. Backhouse, The Penguin History of Economics, London: Penguin Books, 2002, p. 69.
- (30) Anthony Brewer, "Pre-Classical Econmics in Britain", in W. J. Samuels, J. E. Biddle and J. B. Davis ed., *A Companion to the History of Economic Thought*, Malden, MA & Oxford: Blackwell Publishing, 2003, p. 83.
- (31) D. P. O'Brien, "Petty's Political Arithmetick", in Hutchison ed., op. cit., p. 153.
- (32) Tony Aspromourgos, On the Origins of Classical Economics: Distribution and Value from William Petty to Adam Smith, London & New York: Routledge, 1996, p. 17.
- (33) Ibid., p. 43.
- (34) Ibid., p. 44.
- (35) *Ibid.*, p. 42.
- (36) Ibid., p. 54.
- (37) Ibid., p. 58.
- (38) Ibid., p. 67.
- (39) Ibid., p. 65.
- (40) Thomas Hobbes, Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill, London, 1651, ed. by R. Tuck, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1991, p. 31. ホップズ(水田洋訳)『リヴァイアサン』(1) 岩波書店, 1954/1992 年, 84 頁。
- (41) Germano Maifreda, From Oikonomia to Political Economy: Constructing Economic Knowledge from the Renaissance to the Scientific Revolution, Farnham, Surrey: Ashgate, 2012, p. 41.
- (42) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 3/Concerning Body, op. cit., p. 3. 邦訳, 17 頁。
- (43) Ibid. 邦訳, 同上。
- (44) Ibid., p. 4/p. 5. 邦訳, 19 頁。
- (45) *Ibid.*, pp. 4-5/p. 5. 邦訳, 同上。
- (46) こうして彼は『リヴァイアサン』では、「幾何学…においては、人々は彼らの語の意味を決定する ことから始める。この意味の決定を、彼らは定義と呼び、それを彼らの計算(reckonimg)の初め に置くのである」(Hobbes, *Leviathan*, op. cit., p. 28/邦訳 [1], 85 頁)と述べている。

#### 第4章 ジョン・グラントの原初的人口統計学

ペティは1671年~76年頃に『政治算術』を執筆した。彼はこの書物において政治算術を定式化し、この科学的探究方法にもとづいて社会的事象を分析しようと試みた。ところが彼はこれに先だって、すでに1662年に経済学上の処女作『租税貢納論』を刊行していた。彼はこの書物で、ホッブズの政治哲学とその方法論とから大きな影響を受けながら、経済科学の創造という偉業を少なからず成し遂げていた。したがって、彼はまず『租税貢納論』で未開拓の学問分野であった経済科学の骨組みを構築し、続いて『政治算術』でそれを踏まえて、今度はベーコンの実験哲学を当の分野に適用しながら、この新興科学のいっそうの開拓へ向けて新たな歩みを開始した。ペティによる経済科学の開拓の歩みを、このように解釈できるかもしれない。ところが事実はそうではなく、このように解釈することは適切ではない。

ペティはかなり早い時期から、政治算術の構想を抱いていたようである。その詳細は、こうで ある。彼は20歳であった1643年に、弟のアンソニーとともにオランダへ渡り、その後2年間ほ どライデン、ユトレヒト、アムステルダムの大学で主に医学を学んだ。その留学中に同国人でア ムステルダム大学の数学教授であり、ベーコン主義者でもあったジョン・ペル(John Pell, 1611-85) の知遇を得た(()。ペティはこの数学者との親交が切っ掛けとなって、政治算術という 新しい探究方法の構想を抱き始めた。彼は 51 歳頃になった 1674 年に,ジョン・オーブリーに宛 てて綴った書簡において、青年時代にオランダでペルに出会った頃のことを回想しながら、次の ように記している。「私はペル博士の助けにより、算術(algebra)の優れた点を探ることに時間 を費やした。私はサー・フランシス・ベーコンの精神で、算術を人間に関する問題に適用する可 能性について推理し始めた。師ベーコンの新しい学問の弟子として、数・重量・尺度が社会の研 究に適用されうるということに気づき始めた。『数・重量・尺度によって私自身を表現すること、 感覚にもとづく議論だけを用いること、自然のなかに実際に見ることができる基礎をもつような 原因を考察すること』が、私の目標になった」20、と。ペティはここで、きわめて興味深いこと を伝えている。彼は医師になることを志して学究の徒になった頃から、ベーコン主義者であった。 その頃からすでに、実験哲学の影響を受けながら、社会的事象を算術的手法で考察する可能性を 模索していた。つまり、彼は 1647 年にロンドンでベーコン主義を標榜するハートリブ・サーク ルに加わるよりも前にすでにベーコン主義者であり、1645年にパリで政治哲学者ホッブズに出 会うよりも前にすでに社会的事象の分析を模索し、1671年頃に『政治算術』を執筆するよりも はるか以前に、政治算術の構想を抱いていた。このような留意すべき事柄が、この書簡から明ら かである。

ペティは 1647 年にベーコン主義者 S・ハートリブの勧めにより、処女作『ハートリブ氏への助言』を刊行した。彼が 24 歳頃に執筆したこの論説においても、その頃すでに政治算術の技法

を構想していたことが窺える。この書物はハートリブ・サークルの社会改革運動の一環として、ジョン・ミルトンの『教育論』(Of Education, 1644)、ジョン・デュリーの『学校改革論』(The Reformed School, 1650)とともに、教育改革をテーマとする論説として刊行された。したがってペティはこの処女作で、教育問題を採り上げ、高度な技能と教養を身に付けた職人と専門的職業人を育成することを目的とする、初等・中等学校の設立を提案している③。ところが、この論説における彼の主な関心は、教育改革ではなく学問のそれに向けられている。この書物のタイトルが示唆しているように、これは教育よりもむしろ学問の改革をメイン・テーマとする論説である。彼のここでの主な関心は、ベーコン主義の立場から、経済・産業活動の発達をもたらすような実用的な学問の進歩を促すことである。彼はこのような関心を抱きながら、交易(経済・産業活動)を算術的手法で分析する、新しい学問分野が切り開かれることを構想している。彼の処女作に見られるこのような構想の詳細は、次のとおりである。

ペティによれば、純粋数学(算術・幾何学)は「最も卓越した科学」である。ところがこの数学は現在、数学者(算術家・幾何学者)が研究の題材に事欠いているために、方向性を見失って低迷状態に陥っている。したがって数学者の眼に自然誌が触れるならば、彼らは刺激を受け、数学は活力を取り戻すであろう。純粋数学は自然誌を介して他の学問分野と接触することにより、他の分野に適用されて、新しい応用数学が生みだされるであろう。とりわけ、この数学が交易誌(交易に関する数量データ)を介して、政治哲学(社会科学)の分野に適用されるならば、交易(経済・産業活動)を探究する新しい技法が編み出されるであろう(4)。

ペティの『ハートリブ氏への助言』におけるこの叙述には、「政治算術」という表現は見られ ない。しかしながら彼はここで、純粋数学(とりわけ算術)が交易誌と交流して「新しい数学的 技法」(New Mathematical Arts) が生みだされる、と述べている。彼のいう、その新しい技 法が、実際のところ「政治算術」を意味していることは、確かである。その理由は、こうである。 ペティは 1674 年に、王立協会の会合でおこなった報告をもとにして『二重比論』(The Discourse ... concerning the Use of Duplicate Proportion) を刊行している。この書物には、ペティ が1645年頃に留学していたパリで恩顧を受けた、ニューカスル公爵(当時は侯爵)(William Cavendish, Duke of Newcastle, 1592-1676) に宛てた、やや長文の献辞が記されている。ニュー カスル公爵とはホッブズの後継者であり、数学者ペルの友人であり、ペティが留学していた頃に 王党派の亡命者としてパリに滞在していた人物である。それはともかく、この公爵に宛てた献辞 には、学究的な事柄に関する興味深いことが幾つか記されている。そのような記述のなかに、政 治算術に触れた次のような叙述が見られる。「線と数は、題材・データ・事象 (Matter, Data and Phenomena) を欠くならば、リュートや手を欠いた、リュートの弦のようなものにすぎな い。というのは、この [科学の] 世界にはさらにいっそう開拓されるべき政治算術 (Political Arithmetic) と幾何学的正確さ(Geometrical Justice)があるからである」<sup>(6)</sup>、と。この叙述はあ まりに断片的であり、しかも比喩的表現を含んでいて、それが意味するところは茫漠としていて

分かりにくい。ところが、これはペティが『ハートリブ氏への助言』で綴っている、懸案の叙述と趣旨が同じものである。そこで、そのことを念頭において、これを先の叙述と重ね合わせて読むならば、それが意味するところは次のように理解できる。リュートの弦はその楽器の本体に張られ、演奏者の手で弾かれることによって、快い音を放つことができる。同様に、幾何学(→線)と算術(→数)は、或る特定の分野に適用され、その分野の何らかの事象についての資料と手を携えることによって、その真価を発揮することができる。したがって科学の世界において、社会的事象に関する資料が豊富に整えられるならば、数学的思考を巡らす政治算術はいっそう発達を促され、当の算術にもとづく科学的探究はもっと確実で信頼できる成果を生み出すことができるであろう。

要するに、『政治算術』よりも後に書かれた『二重比論』においては、まだ「政治算術」という用語が用いられていなかった『ハートリブ氏への助言』におけるばあいとは異なり、同じ趣旨の事柄が、当の用語を用いて記されているのである『。いずれにせよ、『ハートリブ氏への助言』には「政治算術」という表現は見られないけれども、ペティがこの処女作で実際のところ政治算術の技法を構想していたことは、確かである。

こうしてペティはきわめて早い時期から、政治算術の構想を抱いていたことが、明らかである。ところが、彼がその構想の輪郭を脳裏に鮮明に描き出すことができたのは、もっと遅い。それは彼が、ジョン・グラント(John Graunt、1620-74)が 1662 年に刊行した『死亡表にもとづく自然的・政治的観察』(Natural and Political Observations upon the Bills of Mortality) — 以下『自然的・政治的観察』と略称 — を眼にしたときであった、と思える。この書物には、ベーコン主義の方法論的立場から算術的手法を駆使しながら社会的事象にアプローチするという、ペティが長年思い描いていた新しい技法が見事に実践されていたからである。

グラントはロンドンの毛織物商の長男として 1620 年に生まれた。彼は青年時代に徒弟修行に出てそれを終えたのち、生涯のほとんどを紳士用服装品商人(habesdasher)として過ごした。したがってペティと同じように上・中流階級の生まれではないが、ペティとは異なり高等教育を受けていない<sup>(8)</sup>。ともあれ彼は、このペティと親交を深めた。C・H・ハルはグラントの生涯を通観した論説で、「彼の熱愛した友人ペティ」<sup>(9)</sup> と記している。ペティはオブリー宛の書簡で、「私の友人ジョン・グラント」<sup>(10)</sup> と記している。しかしながら、この二人が何時どこで出会ったのかは、定かではない。ペティは 1651 年に、その頃ロンドンの高潔な市民として声望が高かったグラント(当時 30 歳)の紹介により、グレシャム・カレッジの音楽教授に任命された。その頃、二人はすでに親しい間柄にあったようである。E・フィッツモーリスは、「ペティは、二人の主要な護国卿の支持者であった…[市民軍の] 大尉ジョン・グラントと…国会議員エドモンド・ワイルド氏を、有力な友人としてロンドンに持っていた」<sup>(10)</sup> と記して、クロムウエルが護国卿に就任した 1653 年頃に、ペティとグラントは交友関係を結んでいたことを示唆している。E・シュトラウスによれば、ペティがアイルランドでの約7年間の滞在を終えて帰国した 1658 年に、二

人は一緒にロンドンのロスベリーに居を構えた(12)。

双方の間柄が親密であったことを示す事柄は、それだけではない。もっと留意すべきは、グラ ントは『自然的・政治的観察』を執筆するにさいしてペティから助言を受け、少なからぬ部分を 彼に負うているという点である。フィッモーリスは、「サー・ウィリアムが『自然的・政治的観 察』を幾分か手伝っていることは、ほとんど疑いがない」(13)と記している。そればかりか、『自 然的·政治的観察』の真の著者はペティであるという異説さえある(<sup>14)</sup>。しかしながら、そのよう な説は、グラントの当の論説そのものを微細に吟味することによって唱えられているわけではな い。この論説がペティの筆によるものであることを暗に示唆する、日記や書簡などに窺える断片 的な証言に依拠して、唱えられただけのものにすぎない。したがって、そのような説にもとより 高い信憑性があるとは思えない。いずれにせよ、この論説をペティの幾つかの著作と比較対照し ながら丹念に読んだ限り、それがペティによって書かれたものであるとは思えない。とはいえ、 この書物がまったくグラント独りによってではなく、ペティと意見を交わし、その助言を受けな がら書かれたことは確かである。レトウィンは的確にも、「グラントは主要な著者であったが、 ペティはその著作に示唆を与え、結論を系統的に述べるさいに関与したかも知れない」(15)、と指 摘している。もっとも、論説の執筆にさいして助言を受けたのは、グラントの方だけではなかっ たと思える。『自然的・政治的観察』が刊行されたのは 1662 年の 1 月末~2 月初旬であるが、ペ ティの『租税貢納論』は同年の5月頃に刊行された。したがって、これらの書物は同じ時期に書 かれたと思われるが、それらがそれぞれ二人により互いに意見を交わしながら書かれたであろう ことは、十分に考えられる。これは、たんなる推測ではない。W・L・ベヴァンが精査していると ころによれば、双方の書物には内容が類似した記述が、5箇所もあるからであるい。

『自然的・政治的観察』は好評を博した。ハルによれば、サミュエル・ピープスは「大いに傾聴するに値する『ひじょうに優れた論説』である」<sup>(17)</sup> と、これを絶賛した。この書物を繙いた国王チャールズ二世は、その著者を王立協会の会員に推薦したいと言明した<sup>(18)</sup>。その後、『自然的・政治的観察』はペティを含む6名の王立協会会員によって審査され、グラントは希望が叶って入会を認められた。こうして、この書物は高く評価されてよく売れ、多くの読者を得た。それは著者の生前に版を重ねて、1662年に第2、1665年に第3・第4版が出された。さらに死後の1676年に、ペティの編集により第5版が刊行された<sup>(19)</sup>。ペティが『政治算術』の執筆に先立って、第4版までのすべての諸版に眼を通したことは、むろん間違いない。また、それを執筆していた頃に、彼の尽力によって刊行された第5版(ハルがペティの経済学著作集に収録している版)は、彼の手によって幾分か書き加えられたとされている。いずれにせよ、ペティが政治算術を考案するにさいして、グラントの『自然的・政治的観察』から決定的に重要な影響を受けていることは、間違いない。そうであるとすれば、ペティの算術的方法を幅広い視野のなかに収めて十分に検討するには、少し回り道をしてその前に、グラントの『自然的・政治的観察』に一瞥を与えておくことが、有益である。

『自然的・政治的観察』には、二つの献辞が記されている。国璽尚書 J・ロバーツ卿と王立協会会長 R・マリーにそれぞれ宛てて書かれた献辞である。ここでグラントは本書の趣旨について、興味深いことを幾つか述べている。まずロバーツ宛の献辞で、彼が科学愛好家としておこなった作業を要約しながら、次のように述べている。「私は死亡表(Bills of Mortality)について思考を深く巡らした。その結果、ひじょうに乱雑に混乱した数巻 [の死亡表] を、少数の分かり易い表(Tables)に纏め、その表から自然にもたらされた観察(Observations)を少数の簡潔な句(Paragraph)に要約した」(20)、と。すなわち、本書で彼が関心を寄せているのは、公的文書の「死亡表」であり、その豊富で雑多な資料に眼を通して、それを簡明な表で示したというのである。

次に、マリー宛の献辞では、当の「死亡表」を吟味することを踏まえて、社会的事象と自然的 事象との双方について観察(考察)することができたと、次のように述べている。「私がたまた まおこなった死亡表にもとづく観察は,政治的および自然的観察という結果になった。或る観察 は交易(Trade)と統治(Government)に関するものである。他のそれは、空気、地域、多産 性,健康,疾病,長寿,人間の性および年齢の間での割合に関するものである」(21),と。また, 彼はこの献辞において、次のような留意すべきことを述べている。「私は(サー・フランシス・ ベーコンが、彼の生と死についての論説 [→『大革新』第3部] を自然誌(Natural History) と見なしているので…) 僭越ながら、これらもすべてが自然誌であると考える」(22)、と。すなわ ち、本書における作業の内容は、要約すれば、ベーコンの実験哲学における自然誌の作成に相当 するものである、というのである。さらに彼は、本書での作業において数学(算術)が用いられ ていることを示唆しながら,次のように述べている。「この小冊子(パンフレット)は統治と交 易に関するものであり…それは自然誌に関係し…私の商店算術という数学(Mathmaticks of Shop-Arithmetick)に依拠している」(23)、と。ここでグラントのいう「商店算術」とは、恐ら く,彼が紳士用服装商人として常日頃用いていた程度の数学(算術)という意味であると思える。 『自然的・政治的観察』の献辞には、本書の趣旨に関して概ね以上のようなことが書かれてい る。ところが、このような記述をすべて額面どおりに受け取るわけにはいかない。ここでは、本 書を上梓する著者の感慨が,目上の人に向けて謙遜しながら語られていることに留意すべきであ る。ここには、そのような理由により、ちぐはぐな内容の叙述が見出される。マリー宛の献辞で は、この書物でおこなったことは自然誌の作成である、と述べられている。しかしながらこの言 明は、ロバーツ宛の献辞で述べられていることと内容が符合しない。ここでは、彼がおこなった のは、――彼が謙遜して述べているような ―― たんなる自然誌の作成ではなく、それを明らかに 越える作業であることが明らかにされているからである。収集した多数の死亡表を少数の一覧表 に纏めるだけではなく、さらにその一覧表を観察して、その結果を簡潔な文で書き記す。すなわ ち、集積されたデータを整理して自然誌を作成し、その自然誌を踏まえて推理を展開しながら、 結論を引き出す。ロバーツ宛の献辞では、このようなことが言明されているからである。このば あい,自然誌の作成という作業は,死亡表 (→データ)の収集に始まって,「句」(→一般的命題)を書き記すことで終わるという,一連の作業の一部を成すにすぎない。そもそも,『自然的・政治的観察』がただ自然誌として著されたにすぎない書物であったとするなら,それは人々によってさほど絶賛されなかったであろうし,格別にペティの眼を引くこともなかったであろう。

『自然的・政治的観察』には、献辞に続いて短い「序文」が記されている。ここでは死亡表を研究するために、どのような作業を具体的に、どのような目的を見据えておこなったのかということが、簡潔に述べられている。その詳細はこうである。まず、死亡表は、教会書記の本部にまで足を運んで、できるだけ多くを収集した。次に、収集した資料(=死亡表)を、その全体が人目で見渡せるようにするために、一覧表に纏めた。そのようにして、或る年・季節・教区における埋葬・洗礼・疾病・災害を、別の年・季節・教区におけるそれらの諸事象と容易に比較対照できるようにした。最後に、このような作業は、「グレシャム・カレッジの高貴な科学愛好家」(=王立協会のメンバー)が「自然の深遠な探求」にさいして掲げているのと同じ目標を目指しておこなわれた。すなわち、「幻想的な花から、いくらか現実的な果実を世界に差し出す」(24) という、実利的な目標である。

第1章のタイトルは「死亡表について:その起源と進展」である。ここでは本書の基礎資料で ある「死亡表」についての概説がなされている。その詳細は、次のとおりである。この死亡表と は、ロンドン教区書記組合(Company of Parish Clerks of London)が、この都市およびその 周辺地域における埋葬数と洗礼数とを、毎週継続的に記録したものである。この慣行はジェーム ズー世の治世の第1年(1603年12月29日)に始められて以来,継続しておこなわれている。 もっとも、死亡表はそれ以前にも、断続的にならば作成されたことがある。エリザベス治世の 1592, 93, 94 年にそれぞれ作成された死亡表がそれである。死亡表が作成された切っ掛けは, ペストの流行である。グラントが主に調査したのは、1603年以降の死亡表であり、とくに検討 したのは 1623・24 年以降のそれである。死亡表には、毎週木曜日に定期的に発行される「週間 死亡表」(Weekly Bills of Mortality) と、毎年クリスマス前の火曜日に発行される「年間死亡 表」(Yearly Bills of Mortality)とがあった。グラントが主に利用しているのは、後者である。 第1章では多くの頁を費やして、1624年に発行された年間死亡表の全文が載録されている。 また,1624 年形式の死亡表に新たに教区別の埋葬数を記載した表が追加された 1625 年の死亡表 と、死亡の原因(病名など)を記載した表が加えられた1629年の死亡表などが、紹介されてい る。これらのうち、1624年の死亡表(1623年12月18日・木曜日~1624年12月16日・火曜日 の期間における埋葬数・洗礼数)の全文は、ほぼ次のとおりである(25)。

[i]ロンドンの城壁内(シティ)の 97 教区における埋葬数: 3,386(そのうちペストによるもの: 1)ロンドンの特別行政区(城壁外)の 16 教区と伝染病隔離舎とにおける埋葬数: 5,924(そのうちペストによるもの: 5)

ロンドン [のシティ] とその特別行政区とにおける埋葬総数:9,310 (そのうちペストによるもの:6)

- [ii]ミドルセックスとサリーのなかの、特別行政区以外の地域における、ペストによる埋葬数:0 [iii]ロンドン [のシティ] とその特別行政区とにおける洗礼数:6,368
- [iv]ロンドンに隣接する,特別行政区以外の地域の9教区における埋葬数:2,900 (そのうちペストによるもの:5)
- [v]以上の諸地域における埋葬総数:12,210 (そのうちペストによるもの:11) 以上のすべての諸地域における洗礼 [総]数:8,299 [→ロンドンに隣接する,特別行政区 以外の地域の9教区における洗礼数:1,931]
- [vi]ペストによる埋葬が全くなかった教区:116 ペストによって感染された教区:6

さらに本章では、死亡表が作成される過程が次のように記されている<sup>(26)</sup>。(i)誰かが死亡したとき、教会の鐘を鳴らすことにより、その死を検屍人(Searchers)に知らせる。あるいは、寺男(Sexton)に墓穴を頼むことにより、検屍人と連絡がとれる寺男を通じて、その死を知らせる。(ii)死亡の報告を受けた検屍人は、死体が横たわっている場所に赴き、検屍をおこなって死亡の原因(どのような疾病か災難か)を調べる。(ii)検屍人は検屍の結果を、教区書記(Parish Clerk)に報告する。(iv)その教区書記は、毎週火曜日の夜に、それまでの1週間におこなわれた埋葬(Burials)についての報告を、洗礼(Christnings)についての報告とともに、教会本部の書記(Clerk of the Hall)に届ける。(v)本部の書記により水曜日に、埋葬と洗礼についての全体的な報告書が作成され、印刷される。(v)その報告書は木曜日に「週間死亡表」として発行され、年間4シリングの購読料を支払う家庭に配布される。要するに、ここでは死亡表が、観察→記録→編集(集計)という一連の作業を通じて作成されるということが、明らかにされている。

『自然的・政治的観察』は第2章以降が本論である。その第2章の最初のあたりで,グラントは次のように述べている。「統治者(Magistrates)自身が,埋葬と洗礼との数に留意すべきであることには,妥当な理由があると思える。すなわち,この都市 [=ロンドン] の住民は増加しているのか,それとも減少しているのか。この都市は,この国のその他の地域と比較して増加しているのか。それは十分に,あるいは過度に増大しているのか。このような事柄などを知ることである」(277),と。このように彼は,死亡表が統治にとって有益な情報源となりうることを力説したうえで,本章以降において,死亡表にもとづく自然的・政治的観察を試みている。

まず第2章では、グラント自身が作成したと思われる「災難についての表」(The Table of Casualties) にもとづいて、考察をおこなっている。もっとも、本書の巻末に付されたこの表は、1656年の「年間死亡表」に添付されている「18年間の疾病と災難についての表」(The Table of Diseases and Casualties for eighteen Years) に 1657・58年の記録を追加するなどして、それ

をほんの少し拡大しただけのものにすぎない<sup>(28)</sup>。それはともかく、彼が作成した表は、1629年~36年と1647年~58年との20年間における死亡(埋葬)者数を、81項目の死因(疾病・災難)別に記載した一覧表である。彼はこの一覧表に依拠して、死亡(埋葬)者数を、とりわけ死亡の原因となった疾病の種類との関係に焦点を当てて考察しながら、次のような結論を導き出している。

第1に、上記の20年間における死亡(埋葬)者総数は、22万9,250人である。その総数の1/3に相当する7万1,124人は、幼児が罹りやすい病気(天然痘、麻疹など)と幼児が見舞われやすい災難(事故)が原因で死亡している。したがって、死亡(埋葬)者総数の1/3は4、5歳以下の幼児が占めているといえる。第2に、死亡者総数の2/9に相当する約5万人は、急性の疾患(ペストを除く)が原因で死亡している。急性の流行病は、気候の突然の変化や空気の汚染が原因で発生する。したがって、急性の疾患が原因で死亡した人が総数に占める比率(2/9)は、その地域の空気や気候の状態が、健康にとって適切であるのかどうかを判断する尺度と見なすことができる。第3に、約7万人は慢性の疾患が原因で死亡している。慢性病は食物が原因で発生する。したがって、慢性の疾患が原因で死亡した人の多寡は、その地域の食物が健康(とりわけ長寿)にとって適切であるのかどうかを判断する尺度と解することができる。人々は流行病に襲われても長寿であるかも知れないが、慢性病が蔓延しているところで長寿を保つことはできないからである。なお、老衰が原因で死亡した人は1万5,757人で、それが死亡者総数に占める比率は7%である。

要するに、ロンドンでは幼児死亡率が高い。空気が澄んでいて、気候が安定しているから、流行病による死亡率は比較的低い。食物が健康的でないから、慢性病による死亡率は比較的高い。このような結論を導き出している。ここでは、それまで人目を引かなかった死亡表が基礎資料として用いられ、それを踏まえて推理が展開されることを通じて、注目に値する結論が導き出されていることが、明らかである(29)。

次に第  $3\sim$ 第 5 章においても,第 2 章に引き続いて死因についての観察がおこなわれている。 それらのうちでとくに一瞥を与えておくべきは,「すべてのなかで最も重大な疾病ないし災難であるペスト」 (30) についての考察がおこなわれている第 4 章である。この章では他の諸章とは異なり,死亡表にもとづく観察にさいして(商店)算術が用いられているからである。またここでは,エリザベス治世の旧い死亡表(1592,1593,1603 年のそれ)も積極的に活用されている。ともあれ,第 4 章「ペストについて」の概要は,次のとおりである (31)。

(i)死亡表の作成によって埋葬の記録が取られるようになって以降,ロンドンでは 1592 年,1603 年,1625 年,1636 年にそれぞれ多くの死亡者がでた。これらの各年におけるペストによる死亡者数,(ペストを含むさまざまな諸原因による)死亡者総数,前者が後者に占める割合は,次のようである。1592 年(3~12 月)が,1万 1,503 人/2万 5,886 人=44%,1603 年(同)が,3万 561 人/3万 7,294 人=80%,1625 年(同)が 3万 5,417 人/5万 1,758 人=68%,1636 年(4~12 月)が,1万 460 人/2万 3,359 人=44%である。(ii)したがって,ペストによる死亡者が

死亡者総数に占める割合が最も高いのは、1603年の80%である。‴次に、これらの各年におけ る死亡率 (=埋葬数と洗礼数との比率) は、次のようである。1592 年 (1~12 月) が 6:1 (2 万 5,886:1万1,503), 1603年(同)が8:1(3万8,244:4,784), 1625年(同)が8:1(5万4,265: 6,983), 1636 年(4~12 月)が、5:2(2 万 3,359:9,522)である。(w)したがって、埋葬(死亡) 数の洗礼(出生)数に対する比率が最も高いのは、1603年と1625年の8:1である。(v)以上よ り、ペストによる死亡者が死亡者総数に占める割合は、1603 年(80%)の方が 1625 年(68%) よりも高いけれども、死亡者と出生者との比率は双方とも8:1で等しい。(vi)しかしながら、死 亡表における 1625 年の数値には、疑問が湧く。その年の死亡率は 1603 年のそれに等しいけれど も、ペストによる死亡率がそれよりも低いというのは、不自然である。死亡表によれば、1625 年(1~12 月)における死亡者総数は 5 万 4,265 人で、ペストによる死亡者は約 3 万 5,000 人で ある。したがって、ペスト以外の原因による死亡者は、約1万8,000人である。ところが、この 1万 8,000 という数値は高すぎると思える。なぜなら、ペストが流行しなかった、1625 年の前と 後の 1624 年・26 年には、埋葬(死亡)数は 7,000~8,000 の中間位の人数にすぎないからである。 つまり、1625年におけるペスト以外の原因による死亡者は正確には7,000人位で、死亡表におけ る数値は実際よりも約1万1,000人(=1万8,848-7,000)だけ多く,ペストによる死亡者はそ の数だけ少なく算定されている、と推測される。したがって、この 1625 年におけるペスト以外 による死亡者は、約7,000人であるのに対し、ペストのよるそれは正しくは約4万6,000人(=3 万 5,417+1 万 1,000) である, ということになる。(端こうして, 以上のように 1625 年における 数値を訂正したばあい,その年(1~12月)におけるペストによる死亡者約4万6,000人が,死 亡者総数 5 万 4,265 人に占める割合は約 85%で、1603 年におけるその割合(80%)とほぼ等し いことになる。このことは、ペストによる死亡者が死亡総数に占める比率と、死亡率(死亡者数: 出生数)との間には、一定の規則的な関係があるということを示唆している。

ここでは死亡表にもとづいて、ペストの流行とそれが死亡率に与える影響とについての観察がおこなわれていることが、明らかである。ところがここでは、死亡表に記載された数値を全面的に信頼して、死亡率などの算定がおこなわれているわけではない。ここで留意すべきは、P・M・スミスが指摘しているように、「データの質についての批判的で、ひじょうに鋭い判断」(32) が巡らされている、という点である。すなわち、死亡表が厳しく精査され、その数値に誤りがあることが指摘されている。また、算術を用いて推理を展開しながらその数値を訂正して、観察が慎重かつ厳密に進められている、という点である。

『自然的・政治的観察』の第7章以降は、本論の後半部分と見なすことができる。そこでは死亡表にもとづく観察が、前半部分と同様に概して理路整然とおこなわれている。ところが第7章 以降では、観察がそれまでとは異なり、自然的事象よりもむしろ社会的事象を中心的対象にしておこなわれている。したがって、第2~第6章の主題が自然的観察であるのに対し、第7章以降のそれは政治的観察であるといえる。前半でのテーマは、要約すれば死亡原因と死亡数との関係

であった。これに対し、後半での中心的課題は人口である。そこでの諸章には、第7章「埋葬と洗礼との相違について」、第8章「男性と女性との数の相違について」、第9章「この都市[ロンドン]の成長について」など、議論の内容を具体的に示したタイトルが付けられている。ところが、後半での議論の内容は、このようなタイトルから受ける印象とは、幾分か異なる。そこでは人口問題を主要なテーマに据え、そのテーマを巡ってそれなりに体系的で整然とした議論が展開されている。つまり、『自然的・政治的観察』は初めから終わりの部分まで、その全体が概して理路整然と筋道を立てて書かれた、論旨が明快な書物なのである。この書物のこのような優れた特徴は、ペティの大部分の著作のそれとは対照的であるといえる。ペティの著作は、そのほとんどが筋道をあまり明確に整えることなく幾分か雑然と書かれていて、その論旨は不明確というのが特徴だからである。それはともかく『自然的・政治的観察』の後半には、とりわけ大きな関心を向けて深く検討するに値する箇所が、幾つかある。第7章におけるイングランドの人口を概算した箇所、第11章におけるロンドンの人口を推定した箇所が、それである。W・A・S・ヒュインズは、「グラントは『自然的・政治的観察』において〕新しい、実り豊かな研究領域を切り開いた」(33)と指摘しているが、この言葉が誇張でないことは、これらの箇所を検討するときに明らかになるであろう。その議論の詳細について、見ておきたい。

第7章では、その表題から想像されるよりも、もっとダイナミックな考察が「算術的計算」 (Arithmetical computation)を駆使しながら、人口問題を巡っておこなわれている。ここでの 主要な論題は二つである。ロンドンの人口変動に関する問題と、イングランドの住民総数に関す るそれである。まず、ロンドンの人口に関して、概ね次のような観察がおこなわれている。死亡 表にもとづいて, 1603 年から 1644 年までの 40 年間における埋葬数と洗礼数とを集計した結果, 前者(36万3,935人)が後者(33万747人)を上回っていることが明らかとなった。したがっ て、ロンドンの人口はこの期間に減少したはずである。ところが、この都市の人口は実際には増 加している。そのような一見矛盾しているように思える現象が生起した原因は、何か。それはロ ンドンにおける埋葬(死亡)数が洗礼(出生)数を超過するところを補充して余りある程に多く の人々が、地方からこの都市に供給されたことにある。それを立証する具体的な証拠として、二 つの事例を挙げることができる。まず一方で、ロンドンに比較的近いハンプシャーの或る教区 (→ラムジー)(34) では、1569 年から 1658 年までの 90 年間に洗礼数 (6,339) が埋葬数 (5,280) を 上回っている。けれども他方で、ウィンチェスター(ハンプシャーの州都)やリンカンのような ロンドンに近い地方都市では、建物と住民の数が減少している。ちなみに、このようなグラント の観察は、20世紀後半に経済史家により注目された。たとえば P・クラーク = P・スラックはこ のようなグラントの観察に依拠して、次のように記している。「「都市において」死亡率の高い年 と長期的な人口増加とが、逆説的にも同時に起こるということは、第三の要因によってのみ可能 となる。その要因とは、田舎から都市への急速でかなりの数の人口移動である」(35)、と。

次に、イングランドとウェールズの人口に関して、それを集計する試みがおこなわれている。

それによれば、死亡表以外の幾つかのデータにもとづいて、イングランドとウェールズの人口は 640 万人であると推定される。その詳細はこうである。(i)イングランドとウェールズには約 3 万 9,000 平方マイルの土地がある。(ii)ハンプシャーの最大の教区のうちの一つで、12 平方マイルの土地を有する市場町である、或る教区(→ラムジー)に、1 平方マイル当たり 220 人の住民がいる。この住民数 220 人は、他の比較的未開の諸州における1 平方マイル当たりの住民数よりも 1/4 だけ多い、と推定できる。したがって、すべての諸州における同一面積当たりの住民数の平均は、165 人(=220 人×3/4)である。(ii)この 1 平方マイル当たりの住民数 165 人と、イングランドとウェールズの総土地面積(3 万 9,000 平方マイル)とから、その人口は 640 万人(=165×3 万 9,000)であると推定できる。

イギリスの人口がどれほどであるかは、最初の国勢調査が実施された 1801 年よりも前の時期については、比較的最近まで正確には知られていなかった。ところが、 $E \cdot A \cdot$  リグリィ =  $R \cdot$  スコフィールドが 1981 年に、人口変動についての大規模な調査研究の成果を公にして以来、状況は一変した。404 の教区簿冊の分析にもとづく彼らの人口学的推計により、ヘンリー八世からヴィクトリア女王の時代に至るまでの 300 年に及ぶ、信頼できる長大で詳細な人口史が、記述されたからである。その研究成果によれば、グラントの時代である 17 世紀中頃におけるこの国の人口は、約 500 万人である。したがって、それはグラントによる推定値よりも 100 万人以上も少ない。この国の人口が彼の推定値(640 万)に近い数にまで増加するのは、ほぼ 100 年後の 1771年(644 万人)に至ってからである。ところが留意すべきは、リグリィ = スコフィールドが推計したのはイングランドの人口で、その 17 世紀中頃における推定値 500 万人には、ウェールズの人口は含まれていない。そうであるとすれば、グラントが推計したのはイングランドとウェールズとの双方の総人口であるから、彼による推定値 640 万人は、リグリィ = スコフィールドによるイングランドの推定値に照らしてみて、確実性の比較的高い数値であるといって間違いはないであろう (36)。

 要は、次のとおりである。

(i)ロンドンにおける妊娠可能な女性の数は、年間出生数のほぼ 2 倍である。妊娠可能な女性が、2 年間に 1 人以上の子供を産むことは稀だからである。(ii)死亡表によれば、近年における年間の平均埋葬数は、約 1 万 3,000 である。洗礼数は記録が正確に取られている年について調査した結果、常に埋葬数よりも少ない。したがって、年間の平均出生数は 1 万 2,000 を越えることはないであろう。そうであるとすれば、妊娠可能な女性の数は約 2 万 4,000 (=出生数 1 万  $2,000 \times 2$ ) 人であると推定できる。(ii)現在ロンドンには、妊娠可能な女性の 2 倍の世帯があると推定できる。既婚女性( $16 \sim 76$  歳)の総数は、妊娠可能な女性( $16 \sim 40$  歳もしくは  $20 \sim 44$  歳)の 2 倍であると考えられるからである。そうであるとすれば、現在この都市には約 4 万 8,000 (=2 万  $4,000 \times 2$ ) 世帯があることになる。(iv)1 世帯当たりの平均家族数は、約 8 人であると推定できる。すなわち、夫、妻、子供 3 人、家内奉公人ないし間借人 3 人から成る、8 人である。そうであるとすれば、ロンドンの人口は現在、38 万 4,000 (=世帯数 4 万  $8,000 \times 平均家族数 <math>8$ ) 人であるという結論が導き出される。

なおグラントによれば、ロンドンの世帯数が約 4 万 8,000 であるということは、別の二つの方法によっても算定できる。その第 1 の方法は、こうである。城内(シティ)の幾つかの教区における世帯を調査した結果、年間当たり平均して、11 世帯から 3 人ほどの死亡者が出ていることが分かった。そうであるとすれば、この都市における年間の平均埋葬数は 1 万 3,000 であるから、その世帯総数は約 4 万 8,000 (3:11=13,000:x/x=47,666) であることになる。

第2の方法は少し複雑であるが、次のとおりである。(i)リチャード・ニューコート (Richard Newcourt, ?-1679) によって作成され, 1658 年に出版されたロンドン地図(大火前における最 も重要な地図) がある<sup>(41)</sup>。(ii)この地図にもとづき, あらゆる家屋の正面の幅が 20 フィート (=6.6 ヤード)であるとして,100 平方ヤードの一区画に約 54 世帯があると推測できる。その理由 はこうである。100平方ヤードの一区画において、左右の両側面に長さが100ヤード(両方で 200 ヤード) の住居の敷地が、また上下の両側面に80 ヤード (両方で160 ヤード) の敷地があ る。つまり一区画に、長さが360ヤードの敷地がある。そうであるとすれば、一家屋の正面の幅 は 6.6 ヤードであるから、一区画には 54.5 (=360÷6.6) 世帯があることになるであろう。(w)と ころで城内には,100平方ヤードの区画が 220 ある。したがって,城内には1万1,880(=54× 220) 世帯があることになる。(v)また,城内における年間の死亡者数は約 3,200 人で,ロンドン 全体(城内,城外,周辺)のそれは1万3,000人である。したがって,城内における世帯数は, ロンドン全体のそれの 1/4 であることになる。そうであるとすれば,ロンドン全体には 4 万 7.520 (1:4=11,880:x/x=47,520) 世帯があるという結論が、導き出される。(n)なお、世帯総 数が 4 万 7,520 であるとすれば、住民総数は 36 万 160 (=世帯数 47,520×平均家族数 8) 人であ るということになる。この総数は、先に算定した数値38万4,000と十分に一致しているといえる。 グラントはこのような人口学的推計をおこなったのちに,次のように述べている。「われわれ P・ハドソンは,『自然的・政治的観察』と『政治算術』における画期的な成果に着目しながら,「1660年代と1670年代におけるジョン・グラントとウィリアム・ペティの著作には,経済史学の有力な先例と見なせるものが確認できる」(45),と指摘している。この言辞が示唆しているように,グラントがその主著でおこなったことは,たんに死亡表にもとづいて人口を推計するということだけではなかった。彼は人口学的推計をおこなうだけではなく,その作業を踏まえてさらに,「社会における数量的規則性の発見」(46)をおこなうという段階にまで足を踏み入れた。W・ヒュインズの言葉を借りて換言すれば,「人口動態統計(vital satistics)の重要性を認識し,科学的方法によって一般的原理(thorem)を,すなわち国の社会的・経済的状態に関する命題(proposition)を導き出した」(47)。要するにグラントは,A・M・エンドレスが指摘しているように,「たんなる技術的な人口学者ではなく,それ以上の者だったのである」(48)。

グラントは『自然的・政治的観察』の「ロバーツ卿への献辞」において、死亡表にもとづいて観察した結果を「少数の簡潔な句に要約した」<sup>(49)</sup> と述べている。そのような「句」とは、具体的には「多くの乞食をする者のうち餓死する者は、いかに少ないことか」<sup>(50)</sup>、「一夫多妻によって住民数を増やすという、或る人々による反宗教的な提案は、そればかりか不合理で効果がない」<sup>(51)</sup>、「イングランドの首都ロンドンは恐らく、その肉体にはあまりに大きすぎ、多分あまりに強すぎる頭である」<sup>(52)</sup>、「われわれの諸教区は今やひどく不均衡に増大している」<sup>(53)</sup>、「ロンドンの交易とこの都市そのものとは、西に向かって移動している」<sup>(54)</sup>、というような叙述である。このような「句」こそは、グラントが死亡表にもとづいて埋葬数や洗礼数を計算することを通じて、帰納的推理を働かせながら導き出した、一般的命題にほかならない。ここには素朴にながらも、ベーコンの実験哲学に倣って自然的・社会的事象を科学的に探究しようとする姿勢が窺える。

ペティは、グラントのこのような積極的で前向きな姿勢から大きな影響を受けたと思える。グラントが『自然的・政治的観察』を執筆していたときに、ペティは経済科学の形成に本腰を入れ

て取り組んでいた。彼はちょうどその頃、経済学上の処女作である『租税貢納論』を執筆していた。ところが彼は、この処女作の主題とは異なる、もう一つ別のテーマを抱えていた。それはオランダに留学していた 20 歳の頃に、ベーコン主義の数学者ペルに出会って以来抱えていた、社会的事象を算術的手法で考察するという課題である。このテーマを背負ってほぼ 20 年を経た彼が、グラントの人口統計学を眼にしたとき、強烈な刺激を加えられたであろうことは、想像に難くない。その人口統計学は算術を駆使しながら、自然的事象よりもむしろ社会的事象を、数量データにもとづいて帰納的に分析しようとする技法だったからである。ペティが構想していた算術的手法と軌を一にする科学的探究方法だったからである。彼はやがて、このグラントの人口統計学から養分を吸収しながら政治算術を考案することになる。そこでグラント→ペティという知的継承関係に留意しながら、前者の科学的探究について、もう少し検討を加えておきたい。

グラントは『自然的・政治的観察』の「結論」の冒頭に、次のような叙述を置いている。「この骨の折れるせわしない労働と暗中模索のすべては、どのような目的に役立つのかと問われるかも知れない」「SSO」。彼はここで、この書物でおこなった人口学的推計という面倒な作業は、いったい何のためにおこなわれたのであろうか、と自問しているのである。彼はこれに応えて、「これまで…廃物の状態にあった、哀れな蔑まれた死亡表から、ひじょうに多くの意外な結論を導き出し、それを基礎にして建物を建てることは、大きな喜びである」「SSO」と述べている。すなわち、人口学的推計の目的や意義は、建物を建てるための基礎となる一般的命題を導き出すことにある、というのである。それでは、この叙述に見られる「建物を建てる」という比喩的な表現は、何を意味するのであろうか。ともあれ、グラントはこのように思考を巡らしながら、「結論」において人口統計学の目的や意義について論じている。その詳細について見ておきたい。

まず、彼はやや唐突に、「統治の技法(Art of Governing)および真の政治学(Politics)は、どのようにして臣民を平和(Peace)と豊富(Plenty)の状態に保つのかというものである」「「「と述べている。すなわち、統治の技法(=真の政治学)は、人々の平和と富裕との実現を目的とする科学であるというのである。これと類似した言説は、ペティの『租税貢納論』にも見られる。そこではホッブズの統治論から影響を受けながら、財政政策の究極の目標として「平和と豊富」の実現が掲げられている。このように、グラントとペティに同じ趣旨の言説が見られるということは、彼らが議論を交わしながらそれぞれの著作を執筆していたことの形跡である、といえる。それはともかくグラントは、統治の技法の政策目標を平和と富裕の実現に定めたのちに、さらに続いて次のように述べている。「この正当な悪意のない政策(Policy)[→平和と富裕の実現]がおこなわれるための基礎ないし要因は、国土(Land)とその領域の働き手(hands)とを理解して、双方がそれらのすべての本質的および偶然的な相違に応じて統治されるように努めることである」「「「多り」」。 すなわち、統治の科学が「平和と豊富」というその目標を的確に達成するためには、この技法が実践されるにさいして、それが実践される活動舞台となる或る国の人口(労働力)と領土(土地)についての知識や情報を、十分に獲得しておく必要があるというのである。

換言すれば、統治の技法は、「或る王国におけるすべての土地の幾何学的面積・形状・位置」 (今国土の状態)、「何人の住民がいるのかということ」(一人口)を十分に踏まえて初めて的確に駆使され、その政策目標を達成することが可能となる、というのである。また、その技法が実践された国における「交易 [一豊富] と統治 [一平和] は、いっそう確実で整然とした状態に置かれる」 (60) というのである。

グラントはここで少し回り道をしながら、人口統計学の意義について論じているといえる。すなわち、統治の技法の目的について論じながら、人口学的推計の意義について明らかにしている。統治の技法に対して一般的命題(→情報)を提示し、それが実践されるのを背後でサポートするという役割に、人口学的推計の積極的な意義を見出そうとしている。そのような役割を通じて、「平和と豊富」の実現を間接的に促進するという点に、人口統計学の究極の目的を見出しているといえるのである。そうであるとすれば、彼のいう「建物を建てる」が、統治の技法がその政策目標を達成するという意味であることも分かる。要するに、人口統計学の目的や意義は、統治の技法が平和と富裕を実現する(→建物を建てる)ための基礎となる知識や情報(→一般的命題)を提供するという点にあるのである。いずれにせよ、グラントが人口統計学に見出したこの究極の目的は、ペティが政治算術を実践するにさいして大きな方向づけを与えることになる。

(未完)

- (1) Cf. Jordan ed., op. cit., Ch. II; Lord Edmond Fitzmaurice, The Life of Sir William Petty 1623–1687, London, 1895, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, pp. 5ff.
- (2) Jordan ed., op. cit., p. 21.
- (3) 大倉正雄「初期ウィリアム・ペティの社会・経済構想」(『拓殖大学論集』289・295・301, 2013・14・16年,掲載),参照。
- (4) P[etty], Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib, op. cit., p. 25.
- (5) *Ibid*
- (6) Sir William Petty, The Discourse made before the Royal Society ... concerning the Use of Duplicate Proportion, London, 1674, The Epistle Dedicatory, unpaged. なお、この論説の献辞にはこれ以外に、次のような興味深い事柄が記されている。(i)30 年前にパリで、学僧メルセンヌ(Father Merson Mersenne, 1588-1648)の主宰するサロンに参加した。そのサロンの中心メンバーは「ガッサンディ(Gassendy)、ホップズ氏(Mr. Hobs)、デカルト氏(Monsieur Des Cartes)、ロベルヴァル氏(Monsieur Roberval)、ミドルジュ氏(Monsieur Mydorge)、その他名高い人々」であった。(ii)「王立協会の任務は、神秘的な事柄を明白にすること。すべての無意味で晦渋な言葉(Words)の誤りを暴いて、そのような言葉の使用をやめること。数学における僅かのささやかな筋道を、巨大な使用目的に当てて利用すること。なおそのうえに、細やかな考察を疎かにしないことである」(unpaged)。
- (7) T・アスポロモスは、「この [政治算術という] 用語はペティに起源を発する」と指摘している (Cf. Tony Aspromourgos, "William Petty", in G. Faccarello and H. D. Kurtz ed., *Handbook on the History of Economic Analysis*, Cheltenham and Northampton, MA: Edward Elgar, 2016, Vol. I, p. 5)。ところがフィッツモーリスによれば、「政治算術」という言葉それ自体は、当時すでに広く用いられていた。Cf. Fitzmaurice, *op. cit.*, p. 183.

- (8) Cf. Leslie Stephen and Sidney Lee ed., *The Dictionary of National Biography*, founded by George Smith in 1882, Oxford: Oxford Univ. Press, 1917, rpt. 1968, Vol. VIII, pp. 427–28, "John Graunt" (Thomson Cooper).
- (9) Hull ed., op. cit., Vol. I, Introduction, p. xxxvi.
- (10) Jordan ed., op. cit., p. 39.
- (11) Fitzmaurice, op. cit., p. 18.
- (12) Cf. E. Strauss, Sir William Petty: Portrait of a Genius, London: The Bodley Head, 1954, p. 93.
- (13) Fitzmaurice, op. cit., p. 180.
- (14) Cf. Stephen and Lee ed., op. cit., Vol. VIII, p. 428; Hull ed., op. cit., Vol. I, Introduction, p. xxxix ff.
- (15) Letwin, *op. cit.*, p. 132. この点については、さらに高橋誠一郎『西洋経済古書漫筆』(好学社、1947年) 第7章を参照。
- (16) Cf. Bevan, op. cit.; グラント (久留間鮫造訳)『死亡表に関する自然的および政治的諸観察』栗田 出版会,1968年,「解題」176-77頁,参照。
- (17) Hull ed., op. cit., Vol. I, Introduction, p. xxxvii.
- (18) Fitzmaurice, op. cit., pp. 180-81; Hull ed., op. cit., Vol. I, Introduction, p. xxxvii.
- (19) Cf. Chales Henry Hull, "Note on Graunt's 'Observations'", in do ed., op. cit., Vol. II, pp. 317–18. グラント (久留間訳), 前掲書,「本書の版本について」, 212–14 頁, 参照。『自然的・政治的観察』の五つの諸版のうち, 第 3 版は増補版で, 第 5 版は第 3 版の巻末に新たに 'The Table of Casualties', 'Some Further Observations of Major John Graunt', 'The Paris Bills' が付け加えられたその増補版である。初版では著者名は 'John Graunt, Citizen of London' と記されているが, 第 3 版では 'Cap. John Graunt, Fellow of the Royal Society' と改められている。ハルが編集した『ペティ経済学著作集』に収録されているのは第 5 版である。初版は J・H・ホランダーにより A Reprint of Economic Tracts ed. by Jacob H. Hollander (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1939) として復刻されている。なお、グラントの著作には『自然的・政治的観察』以外に、Reflections on the Weeekly [Weekly?] Bills of Mortality, London, 1665 (匿名書) と Observations on the Advance of Excise (筆者は未見) があるとされている。
- (20) John Graunt, *Natural and Political Observations . . . made upon the Bills of Mortality* [1662], 5th ed., London, 1676, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 320. 邦訳,12 頁。
- (21) Ibid., p. 322. 邦訳, 16 頁。
- (22) Ibid. 邦訳, 16 頁。
- (23) Ibid., p. 323. 邦訳, 16 頁。
- (24) Ibid., p. 334. 邦訳, 32 頁。
- (25) Cf. ibid., pp. 336-37. 邦訳, 34 頁。
- (26) Cf. ibid., p. 346. 邦訳, 45-6 頁。
- (27) Ibid., p. 347. 邦訳, 47 頁。
- (28) 当の「18年間の疾病と災難についての表」は、A Collection of the Yearly Bills of Mortality, from 1657 to 1758 inclusive (London, 1759) に収録されている。
- (29) グラントは『自然的・政治的観察』の「序言」の冒頭で、人々が死亡表を軽んじてほとんど利用していなかった様相を次のように記している。「週間死亡表を定期購読している人はほとんどが、その [埋葬総数が記された] 下欄に目をやり、どれほど埋葬が増加したのか、減少したのかを見る以外には、これをほとんど利用しない」(Graunt, op. cit., p. 333/邦訳、31 頁)と。
- (30) Ibid., p. 364. 邦訳, 65 頁。
- (31) 『自然的・政治的観察』の第 5 版の巻末には、本章での議論と直接に関係する「1592, 1603, 1625, 1630, 1636 年, および現在の 1665 年において、ペストならびにすべての疾病により、毎週何人が死

- んだのかを示す表」(A Table shewing how many died weekly, as well of all Diseases, as of the Plague, in the Years 1592, 1603, 1625, 1630, 1636; and this present Year 1665) が添付されている。しかし、この表は初版には見られない。したがって、本章での考察は元来、この表に依拠しないでおこなわれたものである、といえる。
- (32) J. Eatwell, M. Milgate & P. Newman ed., *The New Palgrave: A Dictionary of Econmics*, London, New York & Tokyo: Macmillan/Maruzen, 1987, Vol. II, p. 560 (R. M. Smith, 'John Graunt').
- (33) Higgs ed., op. cit., Vol. II, p. 257 (W. A. S. Hewins, 'John Graunt').
- (34) 当の教区はハルのよれば、恐らくペティの郷里ラムジーである (Cf. Hull ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 412/邦訳、134 頁)。
- (35) Peter Clark and Paul Slack, *English Towns in Transition 1500–1700*, Oxford: Oxford Univ. Press, 1976, rpt. 1979, p. 82.
- (36) Cf. E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population History of England, 1541–1871: A Reconstruction*, Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1981, pp. 207–9; C. G. A. Clay, *Economic Expansion and Social Change: England 1500–1700*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1984, Vol. I, p. 3; Pat Hudson, *The Industrial Revolution*, London: Arnord, 1992, Ch.5 [パット・ハドソン (大倉正雄訳)『産業革命』未來社, 1999 年, 第 5 章]; C. K. Harley, "Reassessing the Industrial Revolution", in Joel Mokyr ed., *The British Industrial Revolution*, Boulder: Westview Press, 1993, p. 178.
- (37) C. C. Heyde and E. Seneta ed., *Statisticians of the Centuries*, New York, Berlin & Hiderberg: Springer-Verlag, 2001, p. 14.
- (38) Richard Stone, Some British Empiricists in the Social Sciences 1650–1900, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1997, p. 209.
- (39) Eatwell, Milgate & Newman ed., op. cit., Vol. II, p. 560.
- (40) Graunt, op. cit., p. 333. 邦訳, 91 頁。
- (41) Cf. Stephen and Lee ed., op. cit., Vol. XIV, p. 329 ('Richard Newcourt').
- (42) Graunt, op. cit., p. 386. 邦訳, 93 頁。
- (43) Cf. Clark and Slack, op. cit., p. 83; E. A. Wrigley, "A Simple Model of London's Importance in Changing English Society and Economy 1650–1750," in P. Abrams and E. A. Wrigley ed., Towns in Societies: Essays in Economic History and Historical Sociology, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1978, p. 215; Clay, op. cit., Vol. I, p. 20, 197.
- (44) Cf. Roger Finlay and Beatrice Shearer, "Population Growth and Suburban Expansion", in A. L. Beier & R. Finlay ed., *The Making of the Metropolis: London 1500–1700*, London & New York: Longman, 1986.
- (45) Pat Hudson, "Economic History in Britain: the 'First Industrial Nation'", in F. Boldizzoni and P. Hudson ed., *Routledge Handbook of Global Economic History*, London and New York: Routledge, 2016, p. 18.
- (46) 松川, 前掲書, 19頁。
- (47) Higgs ed., op. cit., Vol. II, p. 257.
- (48) A. M. Endres, "The Functions of Numerical Data in the Writings of Graunt, Petty, and Davenant", in *History of Political Economy*, 17: 2, 1985, p. 25; cf. Peter Buck, "Seventeenth-Century Political Arithmetic: Civil Strife and Vital Statistics", in *Iris*, 63 (No. 241), 1977, p. 72.
- (49) Graunt, op. cit., p. 320. 邦訳, 12 頁。
- (50) Ibid., p. 321. 邦訳, 13 頁。
- (51) Ibid. 邦訳, 同上。
- (52) Ibid., p. 321. 邦訳, 同上。

- (53) Ibid. 邦訳, 同上。
- (54) Ibid. 邦訳, 同上。
- (55) Ibid., p. 394. 邦訳, 105 頁。
- (56) Ibid., p. 395. 邦訳, 106 頁。
- (57) Ibid. 邦訳, 同上。
- (58) Ibid. 邦訳, 同上。
- (69) Ibid., p. 396. 邦訳, 同上。
- (60) Ibid. 邦訳, 107 頁。

[2016・10・24 脱稿]

※本稿は未完である。続編は、次のような諸章からなる予定である。第5章:政治算術の展開(i) — 『賢者には一言にて足る』— , 第6章:政治算術の展開(ii) — 『政治算術』— , むすび:政治算術の意味と意義 ※なお、文献収集にさいし伊藤誠一郎氏(大月短期大学教授)には大変お世話になった。ここに謝意を表しておきたい。

(原稿受付 2016年10月25日)

# 学校と言語教育

— The Story of Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) —

小 竹 聡

目 次

はじめに

- I 事件の内容
- Ⅱ 判決内容
- Ⅲ 判決の文脈
- IV 判決の理解
- V Meyer 判決の法理と先例としての役割 おわりに

### はじめに

本稿は、1923年に下された Meyer v. Nebraska 判決 $^{(1)}$ を取り上げて、その憲法学上の意味を検討することを目的とする。本判決は、第8学年に達していない児童に対して、英語以外の言語を学校において教えることを禁止する州法を、修正 14 条のデュー・プロセス条項によって保障される「自由」を侵害するものとして違憲であると判示した著名な判決であり、現代の合衆国最高裁の判決においてもしばしば引用される重要な判決として知られている。それでは、今日、この Meyer 判決を新たに読み直す意義はどこにあるのだろうか。

第一に、判決そのものの憲法史上の意義を確認する必要がある。本判決は、ロックナー期に、 実体的デュー・プロセス理論を用いて州法を違憲とした判決の一つであるが、本判決により結果 として保護された自由が、典型的な経済的自由というよりも教師や親の教育に関わる権利であっ たことは、ロックナー時代の実体的デュー・プロセス理論の役割は何よりも経済的自由を擁護す ることにあったとする一般的理解との関係で、判決自体の正確な理解が求められることとなる。 また、その際には、実体的デュー・プロセス理論とは、果たしてどのようなものであったのかに ついても、改めて検討する余地が出てこよう。さらに、本判決において、7対2の票差で多数意 見を書いたのが、「合衆国最高裁で多数を占めている保守派の最も反動的(で頑迷)な裁判官」<sup>②</sup>

<sup>(1)</sup> See Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923).

<sup>(2)</sup> Gerald Gunther, Learned Hand: The Man and the Judge 376 (1994).

として知られていたマクレノルズであり、他方で、「リベラル派」の一人と目されていたホームズが、(しかし、保守派のサザランドとともに)反対意見を書いていることは、判決が持つリベラルな帰結からすると、現代の目から見れば、相当な違和感をもたらすことは否めない。判決を正確に理解することは、この点の説明にも資することであろう。第二に、判決そのものの意義とは別に、Meyer 判決は、「憲法革命」後の、憲法上のプライバシーの権利(または自由の利益)の名による実体的デュー・プロセス理論の復活の時代において、今もなお、先例としての役割を果たしている。1920 年代に下された Meyer 判決が現代の合衆国最高裁判所によってもそれなりに重宝されているという事実は、本判決を読み直す十分な理由を提供する。さらに、本判決を教育判例として位置づけたときには、Meyer 判決は、公教育に関する政府の権限と子どもの教育に関する親の権利との対立の、一つの調整の枠組を示したものと見ることができる。このことは、現代国家における公教育の役割を考察する際に、本判決が今もなお、その重要性を失っていないということを意味する。そこで、第三に、Meyer 判決は、現代の公教育にとってどのような含意を持つかを検討する必要性が生じる③。しかし、この点の検討は、本稿においては、行うことができない④。以下では、これらの点を踏まえて、Meyer 判決の意義を考察することとしたい。

# Ⅰ 事件の内容

#### 1 事件の発端

本件は、シオン福音主義ルター派教会(the Zion Evangelical Lutheran Congregation)によって経営されている教区学校の教師である被告人、ロバート・T・マイヤー(Robert T. Meyer)が、1920 年 5 月 25 日、午後 1 時から 1 時半の間に、同校の生徒であり、第 8 学年に受かっていなかった 10 歳児の少年、レイモンド・パーパート(Raymond Parpart)に対して、ドイツ語で書かれた聖書に関する物語の書物を使って、校内でドイツ語を教えたところ、ジーマン言語法(the Siman language law)として一般に知られる 1919 年ネブラスカ州法 249 章に違反したとして起訴されたことに始まる⑤。問題の法律は、いかなる者も、個人または教師とし

<sup>(3)</sup> この点についての検討を試みる論考として、中川律「合衆国の公教育における政府の権限とその限界 — 1920 年代の連邦最高裁判例 Meyer 判決と Pierce 判決に関する考察(1),(2)」明治大学大学院法 学研究論集 29 号 1 頁(2008 年),32 号 15 頁(2010 年),同「合衆国の公教育における政府権限の限界 — ロックナー判決期の親の教育の自由判例/マイヤー判決とピアース判決に関する考察」憲法理論研究会編『憲法学の最先端』117 頁(敬文堂,2009 年),参照。

<sup>(4)</sup> なお、関連して、Meyer 判決は、現代の公教育における英語のみの使用を義務づける(Englishonly)政策ないしは、より広く、英語公用語(official-English)政策との関連でも、考察すべき余地がありうる。しかし、Meyer 判決が現代の言語政策のあり方にどのような意義を持つのかについては、今後の検討課題としたい。

<sup>(5)</sup> Meyer 判決については、憲法史の分野における詳細な研究が存在する。Meyer を初めとする一連の言語法をめぐる裁判とその背景を詳細に探究する文献として、see William G. Ross, A Judicial Janus: Meyer v. Nebraska in Historical Perspective, 57 U. Cin. L. Rev. 125 (1988) [hereinafter Ross, A Judicial Janus]. また、学校教育に関わる Meyer、Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925)

て、私立、宗派、教区または公立学校において、誰に対しても、英語以外の言語でいかなる科目も教えてはならないと規定するとともに、英語以外の言語は、生徒が第8学年に達し、同学年に首尾よく受かった後になるまでは、上記の学校において、教えられてはならないと規定していた®。授業の方法として外国語を用いることを禁止し、また、科目として外国語を教えることに制限を設けるこのジーマン法は、1919年4月9日に制定されたが、直ちにその執行を差し止める訴訟が提起され、1919年12月26日の州最高裁判所判決において、当該制定法は、正規の授業時間外に外国語を教えることを認めているものと限定解釈された®。学校当局は、これを知った1920年1月に、午前9時から12時までと午後1時から4時までの授業時間を変更して、午後の授業時間を1時半から4時までとし、正午から1時半までの時間を休み時間とした。しかし、実際には、授業は午後1時に再開され、ドイツ語の教育が1時から1時半までなされていたことから、授業時間のこの変更は、単なる言い逃れであり、当該制定法の明らかな規定を逃れるための明白な試みであるとみなされた。そこで、マイヤーは、起訴され、カウンティ裁判所で有罪の決定を受けて、25ドルの罰金刑に処せられることとなった®。その後、州裁判所も同様の判決を下したため、マイヤーは、州最高裁判所に上訴した。なお、上訴が州最高裁判所に係属中に、おそらくは上訴の結末を恐れたことを理由に、州議会はジーマン法を改正し、通称ノーヴァル法

および Farrington v. Tokushige, 273 U.S. 284 (1927) の3 判決を当時の歴史的文脈において検討する 著作として, see William Ross, Forging New Freedoms: Nativism, Education, and the Constitution, 1917–1927 (1994) [hereinafter Ross, Forging New Freedoms]. さらに, Meyer と Pierce の史的背景を踏まえて, 両判決についての新たな理解を提示する試みとして, see Barbara Bennett Woodhouse, "Who Owns the Child?": Meyer and Pierce and the Child as Property, 33 Wm. & Mary L. Rev. 995 (1992).

<sup>(6)</sup> See Meyer v. State, 187 N.W. 100, 101 (Neb. 1922). なお, ジーマン法の制定の経緯については, see Ross, A Judicial Janus, supra note 5, at 139–140; Ross, Forging New Freedoms, supra note 5, at 94–95. ジーマン法とは, 法案提出者のネブラスカ州上院議員, ハリー・ジーマン (Harry Sieman) の名前に由来する。See Woodhouse, supra note 5, at 1003.

<sup>(7)</sup> See Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 175 N.W. 531 (Neb. 1919). なお、同訴訟の原告には、ネブラスカ地区ミズーリ教会会議(the Nebraska District of the Missouri Synod)の他に、主に、ポーランド系をその教区民とする、サウス・オマハのセント・フランシス・ローマ・カトリック教区(the Roman Catholic parish of St. Francis)が加わっていた。See Ross, A Judicial Janus, supra note 5, at 141 n. 84; Ross, Forging New Freedoms, supra note 5, at 233 n. 13.

<sup>(8)</sup> ハミルトン・カウンティの法務官が、ネブラスカ州ハンプトンにある同教会の教区学校の一室に足を踏み入れた時、マイヤーは、ドイツ語で書かれた創世記の「ヤコブの梯子」の物語を教えていた。事件の発端となった当日の出来事については、see Ross、A Judicial Janus、supra note 5, at 146 n. 110; Ross、FORGING NEW FREEDOMS、supra note 5, at 3-4. マイヤーが弁護人に語ったところによれば、「私は知っていた、もし私が英語に変えれば、彼は何も言わないだろう、ドイツ語で続ければ、入ってきて、私を逮捕するだろうと。私は、ひるんではならないと自分に言い聞かせた。そして、私はひるまなかった。……そうすることは私の義務だった。私は教会の牧師ではない。私は教師だ。しかし、自分の宗教を守る同じ義務を負っている。子どもたちに父親の言語で父親の宗教を教えることは、その宗教の一部である」。CHRISTOPHER CAPOZZOLA、UNCLE SAM WANTS YOU: WORLD WAR I AND THE MAKING OF THE MODERN AMERICAN CITIZEN 196(2008)、なお、同教会がその傘下にあったミズーリ教会会議(the Missouri Synod)は、マイヤーに罰金を払うように勧めたが、マイヤーと牧師、弁護人は、罰金の支払いを拒否し、法廷で有罪決定を争うことに合意した。「私は、罰金を支払うつもりはない。これはお金の問題ではない。主義の問題だ。自分が正しいと知っていることで投獄されるなら、私は刑務所に行く。正しくないと知っていることで妥協するつもりはない」。Ross、FORGING NEW FREEDOMS、supra、 at 5.

(the Norval Act) と呼ばれる 1921 年ネブラスカ州法 61 章を制定した。ノーヴァル法は、日曜学校等、学校の目的が宗教教育を与えることである場合を除いて、すべての学校においてすべての時間に、第 8 学年未満の子どもたちに外国語での教育を禁止するものであった<sup>⑤</sup>。このノーヴァル法の合憲性は、1922 年 4 月 19 日に、州最高裁判所によって支持されている  $^{(10)}$ 。

## 2 州最高裁判所判決

#### (1) 多数意見

州最高裁判所は、1922年2月16日に、4対2で、原審の有罪判決を維持した(11)。被告人マイ ヤーは,第一に,本書の中のドイツ語を教えて,シオン福音主義ルター派教会の信仰に従った宗 教教育を行っていたと主張したが、州最高裁は、授業の目的に関して、我々が望んでいたのは、 子どもたちに多くのドイツ語を学ばせ、その結果、子どもたちが、英語が不自由な両親とともに 礼拝することができるようになることであったとの教会の牧師の証言から、学習の目的は、「子 どもたちが両親とともに礼拝することができるよう、多くのドイツ語を子どもたちに学ばせるこ と」にあったとした(12)。第二に、被告人マイヤーは、聖書に関する物語を含む本書からドイツ 語を教えることには、子どもたちにドイツ語を教えることおよび聖書に関する物語に親しませる ことという二重の目的があり、そのように特徴づけられるので、その授業は宗教教育であったと 主張したが、州最高裁は、その主張の下でも、ドイツ語と宗教上のテクストという2つの科目が 教えられたことは認められなければならず、科目としてドイツ語を教えることは、その言葉が教 えられる本の中でどんなテクストが用いられたのかどうかにかかわらず、同法の直接の禁止の範 囲内にあるとした(13)。こうして、州最高裁は、本件の争点を、「ある外国語が、別の時間や場所 または学校それ自体の中で、宗教上の礼拝においてその言葉を後に用いるという考えと目的を持っ て教えられるときに、当該制定法は、その外国語を教えることを禁止することによって、信教の 自由の権利を侵害するか」(14) であると捉えた上で、「当該法律は、決して、信教上の教えを制限 することや信仰を形作ることを試みるものでも、宗教上の礼拝の完全な自由を侵害するものでも ない」(15) とし、「教区学校でドイツ語を教えることを禁止する当該制定法は、合衆国憲法によっ て保障されているような,教区学校における信教の自由の権利または自由に宗教教育を行うとい う付随的な権利を不法に侵害するものではない」(16)と結論づけた。

<sup>(9)</sup> See Brief and Argument of State of Nebraska, Defendant in Error at 2-6, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States: Constitutional Law 697, 702-06 (Philip B. Kurland & Gerhard Casper eds., 1975).

<sup>(10)</sup> See Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 187 N.W. 927 (Neb. 1922).

<sup>(11)</sup> See Meyer v. State, 187 N.W. 100 (Neb. 1922).

<sup>(12)</sup> See id. at 101.

<sup>(13)</sup> See id.

<sup>(14)</sup> Id. at 102.

<sup>(15)</sup> Id.

<sup>(16)</sup> Id. at 103.

# (2) 反対意見

これに対して、反対意見は、「本件の結論にかかわりなく、「「学校で外国語を教えることを禁 止する当該制定法は、当該学校の生徒が教育を受ける目的で集められるべき時はいつでも外国語 を教えることを禁止することに向けられたものであって、その目的において、公立学校の学科を 教えることに取っておかれるべきである,授業時間だけに限定されるものではなかった」(ロア)とす る当裁判所による]シラバスの第7段落の法理および同様の見解を表明している意見の部分に, 私は反対する」(18) と述べて, このような見解は, 1919年の州最高裁判決(19) を事実上覆すことに なると指摘する。その上で、反対意見は、「自分の子の教育を当該州に有害でない程度でコント ロールし、科学や芸術、または、より豊かな人生やより高度でより幅の広い文化に寄与する言語 を他の子どもたちと一緒に自分の子に教えるというアメリカ人の親の誰もが持つ基本的権利を、 当該州議会が、そのポリス・パワーの行使を通じて、恣意的に侵害しうるとする法理に、私は同 意することができない」200とし、「幼少期は、外国語や古典語を話しまたは理解する能力が最も 容易に習得される時期であると教育の専門家たちは意見が一致する。すべての親は、当該州によ る、教育に関するすべての適切な要件に従った後に、自らが欲し、与えることができるような、 適切な科目におけるさらなる教育を自分の子に与えるという基本的権利を持つ」(21)と述べる。そ して、「当該州は、フランス語、スペイン語、イタリア語その他のあらゆる外国語または古典語 の学習を、当該制定法によって規定されている我が国の言語での教育をそのような学習が侵害し ない限り、妨げる権限を有しない」(22)と述べるとともに、さらに、「当該制定法中のこの制限が、 子どもの健康の利益のために挿入されたのかもしれないとの推測は、明らかに後知恵である。…… この制約が群集心理の結果であったこと,つまりは,世界大戦によって生み出され,冷める時間 を持つことがなかった熱情の産物であることは、歴然、明白、周知の事実の事柄である」(23)とも 付け加えている。

## 3 合衆国最高裁判所判決

### (1) マイヤー側の上訴趣意書

マイヤーは、州最高裁判所判決を不服として再審理の申立てを行ったものの、1922年3月17

<sup>(17)</sup> *Id.* at 101.

<sup>(18)</sup> *Id.* at 104 (Letton, J., dissenting). よって、レットン反対意見は、1919 年判決の限定解釈を多数意見が否定したことに反対するものと位置づけられることになる。

<sup>(19)</sup> See Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, supra note 7. 実は, この 1919 年の州最高裁判決を書いたのは、今回、反対意見を書いたレットンであった。

<sup>(20)</sup> Meyer v. State, 187 N.W. at 104 (Letton, J., dissenting).

<sup>(21)</sup> *Id.* (Letton, J., dissenting). レットン反対意見は、Meyer 事件において、親の権利について言及した最初のものであると指摘されている。*See* Woodhouse, *supra* note 5, at 1014.

<sup>(22)</sup> Id. (Letton, J., dissenting).

<sup>(23)</sup> Id. (Letton, J., dissenting).

日,州最高裁判所はこれを斥けた<sup>(24)</sup>ため、誤審令状(writ of error)による審理の申立てを合 衆国最高裁判所に行った。上訴趣意書において、誤審審理申立人(plaintiff in error)のマイヤー 側は、以下の主張を行った。第一に、「一定の正当な職業を選択し、これに従事する権利は、修 正 14 条によって保障されている権利の範囲内にある」こと、第二に、「外国語の知識を授けるこ とは、本質的に不道徳でも、公共の福祉に対して有害でもなく、禁止的立法の正当な対象ではな い」こと、第三に、「ネブラスカ州最高裁判所によって解釈される、当該制定法は、正当な職業 を禁止するものであって、規制するものではない」こと、第四に、「問題の制定法は、ポリス・ パワーの正当な行使ではない」こと、そして、第五に、「ネブラスカ州最高裁判所によって解釈 される、当該法律は、誤審審理申立人に、法の平等な保護を否定するよう機能する」ことであ る<sup>(25)</sup>。このうち, 第四の主張に関わって, マイヤーは, 「唱えられている一つの主張は, 当該制 定法がアメリカ化の作用(the work of Americanization)を推進するということである。しか し、我が外国生まれの人々のアメリカ化の願望において、アメリカの精神(the spirit of America)が、自由と寛容 — 各人に、自分自身のやり方で、不合理で恣意的な制約によって妨げら れることなく、自分自身の人生を生きることを認めるという性質 ―― にあるという事実を我々は 見落とすべきではない。[] この精神は、我々の憤慨となってしばしば現れ、時に、少数派集団 の言語を抑圧する専制的な政府の努力を防止している」(26)と述べている。

### (2) 州側の上訴趣意書

これに対して、誤審審理被申立人(defendant in error)である州側は、上訴趣意書において、以下の主張を行った。第一に、「連邦憲法の問題は、後知恵として本件に持ち込まれたものであり、合衆国最高裁判所による審査を認めるには遅すぎた」こと、第二に、「ネブラスカ州外国語法(ジーマン法)は、当該州のポリス・パワーの正当な行使であった」こと、第三に、「当該ネブラスカ州法は、被告人マイヤーの教師としての職業を違法に侵害しない」こと、そして、第四に、「ネブラスカ州外国語法(ジーマン法)は、被告人マイヤーに、法の平等な保護を実質的に否定しない」ことである。このうち、第二の主張に関わって、当該州は、「当該立法の目的は、……この国の基本原則と理想に共鳴する啓発されたアメリカ的市民性(an enlightened American citizenship)を創出すること、および、アメリカで育てられる子どもたちが、英語を学び、アメリカ人の理想を守る機会を持つことになる前に、外国語と外国の理想で訓練され、教育を受

<sup>(24)</sup> See Ross, A Judicial Janus, supra note 5, at 153; Ross, Forging New Freedoms, supra note 5, at 108.

<sup>(25)</sup> See Brief and Argument for Plaintiff in Error at 7-22, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 673, 681-96.

<sup>(26)</sup> Brief and Argument for Plaintiff in Error at 16-17, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 673, 690-91.

<sup>(27)</sup> See Brief and Argument of State of Nebraska, Defendant in Error at 10-49, reprinted in 21 LANDMARK BRIEFS AND ARGUMENTS OF THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, supra note 9, at 697, 710-49.

けることを防止すること」<sup>(28)</sup> にあったと主張し、「ネブラスカ州外国語法と類似した立法の一般的に認められた必要性、即ち、切迫した脅威と適切な救済手段の承認は、ネブラスカ州の他に 21 州が同様の外国語法を制定しているという事実によって示されている」<sup>(29)</sup> と述べている。また、誤審審理申立人が、ドーデの「最後の授業」に触れてドイツ語が押しつけられたときのアルザス・ロレーヌの住民の憤慨した感情等を描写する、ある新聞を引用したこと<sup>(30)</sup> に対しては、「……被告人は、アメリカに保護を求める人々にこの国の言語を使うよう要求することと、征服された人々にその国内で武力によってある言語を押しつけようとすることとの違いを正しく認識していない。もちろん、後者は専制であるが、それはまさに、前者が単なる自己防衛であるのと同様である」<sup>(31)</sup> と反論する。また、第三の主張に関わって、当該州は、「もし州がその労働者を保護するために立法をなしうるのであれば、市民の高い基準(a high standard of citizenry)および州政府のためのより知性のある基礎と基盤を確保するようなやり方で、子どもたちを教育することに関しても、州は、確かに立法をなしうる」<sup>(32)</sup> と述べるとともに、第四の主張に関わって、「州議会が家庭教師または親によって外国語が教えられることを違法と宣言しなかったという事実は、不合理で不法な区別とはならない」<sup>(33)</sup> と述べている。

## (3) マイヤー側の回答摘要書

誤審審理申立人の回答摘要書は、専ら手続き問題に焦点を合わせ、第一に、「連邦憲法の問題は、ネブラスカ州最高裁判所によって判断を下された」こと、第二に、「連邦問題が州裁判所によって十分に提起されたものと扱われ、州裁判所によって処理されたという事実は、本裁判所に管轄権を与えるのに十分である」こと、第三に、「略式起訴状……は、それについての有罪判決が合衆国憲法修正 14 条によって保障されている被告人の権利を侵害することを文面上示している」こと、そして、第四に、「ネブラスカ州の訴訟実務の下では、判決を支持する訴答の十分性は、州最高裁判所における再弁論の申立てによって提起されうる」ことを主張するものである(34)。

<sup>(28)</sup> *Id.* at 12-13, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 697, 712-13.

<sup>(29)</sup> *Id.*, at 23, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 697, 723.

<sup>(30)</sup> See Brief and Argument for Plaintiff in Error at 17, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 673, 691.

<sup>(31)</sup> Brief and Argument of State of Nebraska, Defendant in Error at 38, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 697, 738.

<sup>(32)</sup> *Id.*, at 44, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 697, 744.

<sup>(33)</sup> *Id.*, at 45, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 697, 745.

<sup>(34)</sup> See Reply Brief and Argument for Plaintiff in Error at 1-6, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 751, 754-59.

### (4) 口頭弁論

1923 年 2 月 23 日に、合衆国最高裁判所は、Meyer v. Nebraska (No. 325) と、1922 年 4 月 19 日に州最高裁判決が下されていた(35), ノーヴァル法に関する前述の Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie (No. 440) の口頭弁論を合わせて行った。誤審審理申立 人側の弁論は、アーサー・F・マレン (Arthur F. Mullen) (36) が行った。なお、弁論の記録は、 誤審審理申立人側によるものしか残されていない(37)。以下は、その抜粋である。

マレン「ポリス・パワーの下での,教育に対する州のコントロールに関する私の理論は,次の通 りです。州は,合衆国内または州内の子どもたちに関する教育の最低限度を規定する権利を有し ます。州は、ポリス・パワーの範囲内で、市民としての義務を適切に果たすために十分な教育を 受けることを子どもたちに求める権利を明らかに有します。しかし、その最低限度が達成される ときには、それを超えて、州はいかなるポリス・パワーも有しません。それを超えて何を学校が 子どもに教えるべきかは、完全に、生徒、教師、そして親の選択の自由の問題です。」(38)

マクレノルズ「当該州の人民にとって、そのすべての市民が英語を話すことは、高度の重要性の ある事柄ではないのですか。」

マレン「その通りです。そのことに同意します。」

マクレノルズ「では,当該州は,そのすべての市民が間違いなく英語を話すようになるのに適し ていると考える、何であれ合理的な手段を採用する権利を持たないのですか。」

マレン「持ちます。そして,彼らは,すべての市民が英語を話すようになるのにふさわしい合理 的な手段を採用することをこの法律で行っています。」

マクレノルズ「そうですよね。しかし,あなたは,彼らはそのことをコントロールすることはで きないと言っています。そのことをコントロールする上で、州議会は、どこまで進むことができ ますか。そのことをコントロールする上で、州議会は、どこまで進むことができますか。」

マレン「……州の公立学校で、英語を学習すること、英語で教育を受けることを子どもに要求す ることは、それらの学校で、外国語の学習を禁止することとは非常に異なった問題です。私は、 英語の学習を要求する,ポリス・パワーの下での当該州の権利を認めます。しかし,私は,州に

<sup>(35)</sup> 前掲注(10),参照。

<sup>(36)</sup> マレンは、オマハの著名な弁護士であり、ローマ・カトリックの活動的な信徒であった。See Ross、 Forging New Freedoms, supra note 5, at 4; see also CAPOZZOLA, supra note 8, at 194 (「アイルラ ンド系のカトリックの弁護士で、ネブラスカ州の著名な民主党員」).

<sup>(37)</sup> See Transcript of Oral Argument, Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) (No. 325); Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 262 U.S. 404 (1923) (No. 440), reprinted in 21 LANDMARK BRIEFS AND ARGUMENTS OF THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, supra note 9, at

<sup>(38)</sup> Id., at 9, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United STATES, *supra* note 9, at 761, 770.

よって規定されている学習カリキュラムに私たちが従うときに、選択科目として外国語を教える権利や、子どもが英語を理解しない場合にある科目を外国語で教える権利、あるいは、子どもに宗教を外国語で教える権利を私たちに否定する権限を州議会が有するなどということは少しも認めません。(39)

タフト「あなたは、修正 14 条……がその「自由」の中に、宗教の自由な行使を含むと主張しますか。」

マレン「はい、閣下。率直に言えば、その通りです。」

. . . . .

タフト「では、自由な言論もそうですか。」

マレン「自由な言論も含まれます。そして、学習する権利や自分が適切であると考えるように人間の知性を用いる権利もそうです。私は、「自由」が単に監獄の外にいる権利を意味するだけにすぎないことを否定します。精神の自由(mental liberty)は、身体的に自由であることの権利よりも重要だと私は思います。そして、そのことが、この法律が行うことなのです。つまり、この法律は、市民に手を伸ばし、市民からこの自由、自己の家族をコントロールすることを奪うのです。」(40)

## (5) 合衆国最高裁判所判決

1923 年 6 月 4 日,合衆国最高裁判所は,Meyer v. Nebraska(No. 325)について,当該ネブラスカ州法(ジーマン法)を違憲とする判決を下した $^{(41)}$ 。また,同日には,1922 年 11 月 28 日に口頭弁論が行われた,アイオワ州法に関わる Bartels v. Iowa(No. 134)についても,違憲判決を下した $^{(42)}$ 。なお,Bartels v. Iowaには,コンパニオン・ケースとして,1922 年 10 月 10 日に口頭弁論が行われた,オハイオ州法に関わる Bohning v. Ohio(No. 181)と Pohl v. Ohio(No. 182),1923 年 2 月 23 日に Meyer v. Nebraska とともに口頭弁論が行われた,ネブラスカ州法(ノーヴァル法)に関わる Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. Mc-Kelvie(No. 440)が併合されている。このうち,Bartels は,州内のすべての学校におけるすべての世俗的な科目の教育の手段として英語の使用を義務づける 1919 年 4 月 10 日に制定されたアイオワ州法をめぐる刑事事件からの上訴に,Bohning と Pohl は,第 8 学年未満の生徒にドイツ語の授業を禁じる 1919 年 6 月 5 日に制定されたオハイオ州法をめぐる刑事事件からの上訴にそ

<sup>(39)</sup> *Id.*, at 13-14, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 761, 774-75.

<sup>(40)</sup> *Id.*, at 15, *reprinted in* 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, *supra* note 9, at 761, 776.

<sup>(41)</sup> See Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923).

<sup>(42)</sup> See Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404 (1923).

れぞれ関わるものである。また、1921 年 4 月 14 日に制定されたノーヴァル法をめぐる事件は、 差止命令を拒絶し、同法の合憲性を支持した州最高裁判決からの上訴に関わるものである<sup>(43)</sup>。

Meyer、Bartelsの両判決とも、マクレノルズ裁判官が法廷意見を執筆し、タフト長官、マッケナ、ヴァン・デヴァンター、ブランダイス、バトラー、サンフォードの各裁判官が同調した。 Meyerには、ホームズ裁判官とサザランド裁判官による意見の付されていない反対意見があり、 Bartelsには、サザランド裁判官が同調したホームズ裁判官の反対意見がある。

## Ⅱ 判決内容

1 Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923)

マクレノルズ裁判官が法廷意見を述べた。

誤審審理申立人は、ネブラスカ州ハミルトン・カウンティの地方裁判所において、審理され、有罪判決を受けたが、それは、シオン教区学校の教師として在職中の1920年5月25日に、10歳児であり、第8学年に達することも、同学年に首尾よく受かってもいなかったレイモンド・パーパートに対して、ドイツ語の読み方の科目を違法に教えたと起訴する略式起訴状の下においてであった。当該略式起訴状は、1919年4月9日に承認された「ネブラスカ州において外国語を教えることに関する法律」に基づいているが、その規定は、以下の通りである。即ち、

「第1条 いかなる者も、個人または教師として、私立、宗派、教区または公立学校において、誰に対しても、英語以外の言語で、いかなる科目も教えてはならない。」

「第2条 英語以外の言語は、当該児童が居住するカウンティのカウンティ教育長(superintendent)により発行される卒業証書によって証明される、生徒が第8学年に達し、同学年に首尾よく受かった後でのみ、言語として教えることができる。」

「第3条 本法の規定に違反する者は、軽罪について有罪とみなされ、有罪決定に基づいて、25ドルを下回らず、100ドルを上回らない罰金に服し、または、各犯罪につき30日を超えない期間、カウンティ刑務所において拘禁される。」

「第4条 緊急事態が存在するが故に、本法は、その可決および承認の後、効力を有するものとする。」[1919 年法、249 章。]

ネブラスカ州最高裁判所は、有罪判決を是認した(107 Neb. 657, 187 N.W. 100)。同裁判所は、 起訴され、証明された犯罪が、シオン福音主義ルター派教会によって経営されている教区学校の 「第8学年に達していなかった児童に対して、独自の科目として、ドイツ語を直接かつ意図的に

<sup>(43)</sup> See id. at 409-411.

教えたこと」であり、それによって用いられたのは、聖書における物語を編集したものであったと宣言した。そして、同裁判所は、このことを禁じている法律は修正 14 条に矛盾するものではなく、ポリス・パワーの有効な行使であると判示した。同意見の以下の抜粋は、当該結論を支えるために提出された理由を十分に示している。

「当該制定法の健全な目的は明確である。州議会は、この国に居を定めた外国人に対して、故国の言語で自分たちの子どもを養育し、教育を行うことを認めるというひどく害悪を及ぼす効果を見た。その状態の結果は、我々自身の安全にとって有害だと認定された。この国に移住してきた外国人の子どもに幼少期から彼らの両親の国の言語が教えられることを許すことは、母語として、その言語で、子どもを養育することである。そのことは、彼らが常にその言語において思考しなければならないとするほど彼らを教育し、その結果、彼らの中に、この国の最善の利益とは無縁な思想と感情を当然に植え付ける。それ故、当該制定法は、すべての子どもの教育が英語で行われるべきことを求めるだけでなく、子どもたちが英語になじむまで、そして、英語が彼らの一部となるまで、学校において他の言語を教えられるべきではないことを求めるように意図された。この法律の明らかな目的は、英語がこの州において養育されるすべての子どもの母語であり、母語となるべきだということであった。そのような法律の制定は、当該州のポリス・パワーの合理的な範囲内にある。」Pohl v. State, 102 Ohio St. 474, 132 N.E. 20; State v. Bartels, 191 Iowa 1060, 181 N.W. 508.

「その法律は、当該州のすべての市民に適用され、外国系でない市民の権利を恣意的に侵害し、彼らに対して、自分の子どもに学校で外国語を教えさせることを理由なく妨げている点で、不当な制約であると示唆されている。その主張は正しくない。というのも、その主張は、すべての市民が当該制定法によって制約されると考えることを前提としているからである。子どもが学校という制限の中で学習することに没頭することができる時間は限られている。子どもは、運動や遊びのために十分な時間を持つに違いない。子どもの毎日の学習する能力は、かなり小さい。それ故、教えられうる多くのものの中から、子どもの教育のために、科目を選択することが必要であることは明らかである。州議会は、疑いもなく、この法律が持つ実際上の働きを考慮に入れていた。この法律は、外国の血筋の市民を除いて、ほとんどの市民に影響を及ぼさない。外国の血筋以外の市民は、おそらくは、稀な場合を除いて、子どもたちが第8学年に達するまでは、学習の選択において、自分の子どもたちに外国語を教えることが重要であるとは決して考えなかったであろう。立法者の心の中では、当該制定法の有益な効果は、疑いもなく、市民に課される制約よりも一般に勝っていたのであり、市民に課せられる制約は、実際上の効果を何も持たないものであったように思われる。」

我々が決定する問題は、当該制定法が、解釈、適用される限りで、修正 14 条によって誤審審

理申立人に保障される自由を,不合理に侵害するかどうかである。「いかなる州も……法のデュー・プロセスによらずに,何人からも,生命,自由または財産を剥奪してはならない」。

当法廷は,かように保障される自由を正確に定義しようと試みたことはなかったが,その文言 は、多くの考察の対象となっており、含まれる事柄のいくつかは、明確に述べられている。疑う 余地もなく、その自由は、身体的制約からの自由を単に意味するだけでなく、契約を締結するこ と, 何であれ世の中の通常の職業に従事すること, 有用な知識を得ること, 結婚し, 家庭を築き, 子どもを育てること、自分自身の良心の命ずるところに従い、神を敬うこと、そして、一般に、 自由民による,幸福の秩序ある追求にとって不可欠なものとコモン・ロー上,長い間認められて きた特権を享受すること,という個人の権利をも意味する。Slaughter-House Cases, 16 Wall. 36; Butchers' Union Co. v. Crescent City Co., 111 U.S. 746; Yick Wo v. Hopkins, 118 U.S. 356; Minnesota v. Barber, 136 U.S. 313; Allgeyer v. Louisiana, 165 U.S. 578; Lochner v. New York, 198 U.S. 45; Twining v. New Jersey, 211 U.S. 78; Chicago, B. & Q. R. R. v. McGuire, 219 U.S. 549; Truax v. Raich, 239 U.S. 33; Adams v. Tanner, 244 U.S. 590; New York Life Ins. Co. v. Dodge, 246 U.S. 357; Truax v. Corrigan, 257 U.S. 312; Adkins v. Children's Hospital (April 9, 1923), 261 U.S. 525; Wyeth v. Cambridge Board of Health, 200 Mass. 474, 86 N.E. 925. 確立 された法理は、この自由が、公益を保護することを口実にした、恣意的な立法行為によって、ま たは、当該州の達成する権能の範囲内にある何らかの目的に対する合理的な関連性なしに、侵害 されえないということである。何がポリス・パワーの適切な行使となるのかについての当該州議 会による決定は、最終的または確定的ではなく、裁判所による監督に服する。Lawton v. Steele, 152 U.S. 133, 137.

アメリカ国民は、教育と知識の獲得をこの上なく重要な問題であると常にみなしてきたのであり、教育と知識の獲得は、絶えず努力して促進されるべきである。1787 年条例(The Ordinance of 1787)は、「宗教、道徳および知識は、良き政府と人類の幸福にとって必要であるので、学校と教育の手段は、永久に奨励される」と宣言する。コントロールの権利に対応して、自分の子どもたちにそれぞれの身分にふさわしい教育を与えることは、親の当然の義務であり、ネブラスカを含む、ほとんどすべての州は、この責務を強制的な法律によって実施している。

実際には、若い人たちの教育は、学校に身をささげる、特別に資格のある者によって運営される学校においてのみ可能である。その職業は、常に、有益で、賞賛すべきものとみなされており、さらに言えば、公共の福祉にとって欠くべからざるものとみなされてきた。ドイツ語の単なる知識を有害だとみなすことには無理がある。これまで、ドイツ語の知識は、役に立ち、望ましいと一般にみなされてきた。誤審審理申立人は、この言語を学校で自己の職業の一部として教えた。彼のこのように教える権利と、自分の子どもたちを教育するために彼にそのように携わらせる親の権利は、同条の自由の範囲内にあると我々は考える。

争われている制定法は、どんな科目でも英語を使う場合を除いて学校において教えることを禁

止するとともに、通常は12歳より前には成し遂げられない、生徒が第8学年に達し、同学年に 首尾よく受かるまで、他のどの言語を教えることもまた禁止する。ネブラスカ州最高裁判所は、 「いわゆる古代語または死語」は、「同法の精神または目的の範囲内」にはないと判示している。 Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 108 Neb. 448, 187 N.W. 927 (Apr. 19, 1922). ラテン語、ギリシア語、ヘブライ語は、禁止されていないが、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、そして、その他のあらゆる外国の言葉は、当該禁止の範囲内にある。州議会が現代語の教師の職業に、生徒の知識を獲得する機会に、そして、親の自分自身の教育をコントロールする権限に、著しく干渉しようとしていることは明らかである。

当該立法の目的は、英語を学び、アメリカ人の理想を得ることができる前に、外国の言葉と理想において未熟な者を訓練、教育することを抑制することによって、公民性の発達を促進することであったと言われており、「英語がこの州において養育されるすべての子どもの母語であり、母語となるべきだ」と言われている。外国生まれの人口が非常に多いこと、いくつかのコミュニティが普通に外国の言葉を用い、外国の指導者に従い、外国の雰囲気の中で生活すること、そして、子どもたちが、それ故、最も有益な類の市民となることを妨げられ、公共の安全が危険にさらされることもまた認められている。

当該州が、州民の資質を身体的、精神的、そして、道徳的に向上させるために、多くをなしうること、さらに言えば、非常に遠くまで進みうることは、明らかである。が、しかし、個人は、尊重されなければならない一定の基本的権利を有する。合衆国憲法の保護は、すべての者に及ぶのであり、その話す言葉について英語とともに生まれた人々と並んで、他の言語を話す人々にも及ぶ。すべての者が我々の通常の言葉を容易に理解するならば、おそらく、非常に有利なことではあろうが、このことは、合衆国憲法と衝突する方法によって強制することはできず、望ましい目的も、禁止される手段によって促進することはできない。

理想の共和国の福祉のために、プラトンは、ある法律を提案し、それは、以下のように規定すべきものとされた。即ち、「我々の後見人の妻たちは、共通であるべきであり、その子たちは、共通であるべきであり、そして、いかなる親も自己の子を、または、いかなる子もその親を知るべきではない。……適切な役人は、良き両親の子孫を檻または囲いに連れてゆき、そこで、彼らを区分けられた場所に住む看護婦たちに預けるであろう。しかし、劣った者の子孫、または、優れた者の子孫がたまたま不具となったときは、どこか神秘的な、見知らぬ場所に、そうされるべきように、送られるであろう」。個人を覆い隠し、理想の市民を育成するために、スパルタは、7歳の男子を兵舎に集め、彼らのその後の教育と訓練を公職の後見人に委ねた。そのような方策は、偉大な天才たちによって慎重に肯定されているが、個人と国家との関係に関する彼らの考えは、我々の制度が依拠する考えとは完全に異なっており、どんな州議会も、合衆国憲法の字句および精神の双方に背くことなく、そのような制限を州の人民に課しうることは、ほとんど肯定されないであろう。

公民的事柄についての現在の議論を直ちに理解する用意のある,アメリカ人の理想を持った同質の人々を育てたいとの州議会の欲求はよくわかる。先の戦争の間の不幸な経験と好戦的な敵のあらゆる特徴に対する反感は、その願望をかき立てるのにおそらく十分である。しかし、採用されたところの手段は、当該州の権限に対する制約を上回り、誤審審理申立人に約束された権利に衝突するものと我々は考える。その侵害は十分に明らかであり、平和と国内の安定の時代において、そのためのいかなる適切な理由も示されていない。

何らかの学校に登校することを強制し、教育を英語で与えるべしとの要件を含む、すべての学校に関する合理的な規則を制定する当該州の権限には、疑いがない。また、当該州が維持する機関に関するカリキュラムを定める当該州の権限についても、異議は唱えられていない。それらの事柄は、現在の論争の範囲内にはない。我々の関心事は、最高裁判所によって是認された禁止にある。Adams v. Tanner、244 U.S. 590, 594, は、通常は有益な職業に付随する単なる濫用は、規制は完全に適切でありうるのだが、その職業を廃止することを正当化するのに十分ではないと指摘した。英語以外の何らかの言語を有する子による知識を明らかに有害であるとし、長い間、自由に享受されてきた権利の侵害を結果として伴う、その抑制を正当化するような、いかなる緊急事態も生じていない。当該制定法は、適用される限りで、恣意的であり、かつ、当該州の権能の範囲内にあるいかなる目的にも合理的関連性を欠いていると我々はやむなく結論づける。

当該制定法は、現代語に関わる授業にのみ干渉しようとし、他の事柄については完全に自由なままにしているので、その目的が、子の精神活動を制限することによって、子の健康を保護することであったと示唆することのいかなる適切な基礎もないように思われる。外国語に堪能であることは、若年で教えられることのない人にはめったに訪れないことは十分に知られており、外国語に堪能であることが通常の子の健康、道徳、または理解にとって有害でないことは経験が示している。

原審裁判所の判決は、破棄されなければならず、本意見に矛盾しない、さらなる手続きのため に、当該訴訟は、差し戻されなければならない。

破棄。

ホームズ裁判官およびサザランド裁判官が反対意見を述べた。

## 2 Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404 (1923)

マクレノルズ裁判官が法廷意見を述べた。

これらの訴訟において、アイオワ、オハイオおよびネブラスカの各州最高裁判所によってそれ ぞれ下されたいくつかの判決は、本日判決を下された Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, を典 拠として、破棄されなければならない。

〔以下,省略。〕

ホームズ裁判官。

我々が皆、同意していると私が受け止めることは、合衆国のすべての市民が共通の言語を話す ことは望ましいことであり、それ故、当該制定法によって向けられた目的が合法的であり、適切 なものであるということである。唯一の問題は,採用された手段が教師から修正 14 条によって 教師に確保された自由を奪うかどうかである。この種の法律に関して、同僚の裁判官と意見が異 なることにはためらいがあり、気が進まないことではあるが、いくつかの情況の中で、そして、 情況が存在している中で、ネブラスカ州においては、当該制定法がその望ましい結果に到達する 合理的な、あるいは、必要な方法とさえもみなされないのかもしれないと言われていることを、 私の心に信じさせることはできない。我々が懸念を持つその法律の部分は、若い子たちを教える ことを扱う。若いときは、言語に精通することが確立される時代であり、もし当該州の中に、ポー ランド語またはフランス語またはドイツ語だけが家で話されるのを子が聞く地域が存在するので あれば、初期の年月に、その子が学校で英語だけを聞き、話さなければならないと規定すること を不合理であると述べる準備は、私にはない。しかし、もしそのことが合理的であるならば、そ のことは、教師と学者のいずれかの自由の過度の制約ではない。教師が多くの事柄を教えること を禁止されるかもしれないことを疑う者は誰もいないであろうし,私が思いつくことができる合 衆国憲法の下での教師の自由の唯一の規準は、「その目的を視野に入れて考えると、当該制定法 は理性の範囲を超え、単なる恣意的な命令という性格を帯びるかどうか」である。Purity Extract & Tonic Co. v. Lynch, 226 U.S. 192; Hebe Co. v. Shaw, 248 U.S. 297; Jacob Ruppert v. Caffey, 251 U.S. 264. 私は、当該法律に対する異議を正しく理解しているものと考えるが、そ の異議は、私には、意見が異なるかもしれないことも無理はない問題を提起しているように思わ れ、それ故、私は、合衆国憲法は、試みられているその実験を防止すると述べることはできない。 私は、Bohning v. Ohio において扱われている制定法に含まれる、ドイツ語に反対する特別 の但し書きについては、法廷意見に同意する。

サザランド裁判官は、この意見に同調する。

# Ⅲ 判決の文脈

## 1 時代背景

Meyer 判決が下されたのは 1923 年のことであったが、判決で違憲とされたネブラスカ州法は、1919 年 4 月に制定されたものであった。そこで、判決の理解に資するために、当時のアメリカ社会の情況を 1910 年代半ば頃にまで遡って振り返ってみることとしよう(44)。

<sup>(44)</sup> この時代の歴史を通観するに当たっては、有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編『アメリカ史 2—1877 年~1992 年』第 2 章 (志邨晃佑執筆)、第 3 章 (紀平英作執筆) (山川出版社、1993 年)、メアリー・

時系列に沿って見ると、まず、1915年11月に、ジョージア州アトランタ市郊外のストーン・ マウンテンで啓示を受けたウィリアム・ジョーゼフ・シモンズがクー・クラックス・クランを再 結成し、この復活を遂げた第2次クランは、その後、白人優越、反ユダヤ主義、反外国人主義、 反カトリック教, 100 パーセント・アメリカニズム, プロテスタンティズム, 厳格な道徳をその 信条として唱えた。クランは、1923年から24年にかけての活動の最盛期に、会員数が450万人 に達したとされる(45)。次いで、1917年4月に、合衆国議会は、ウッドロー・ウィルソン大統領 の演説の後,第一次世界大戦に参戦することを決議し、対独宣戦布告を行った460。また、1919 年1月に、修正18条が成立し、全米で禁酒法の時代が始まることになる(47)。同じく1919年に は、ロシア革命とボルシェヴィキ政権の誕生を契機とする急進主義に対する恐怖心を背景とした 「赤の恐怖(レッド・スケア)」が労働争議の拡大とともに全米に広がり、1920年1月に、司法 長官 A・ミッチェル・パーマーの指揮による大規模な「赤狩り」が行われた(48)。続いて, 1920 年5月には、イタリア人移民の無政府主義者、ニコラ・サッコとバルトロメオ・ヴァンゼッティ が強盗殺人事件の容疑で逮捕され、両名は、明確な証拠がないままに、1921年7月、有罪判決 を受け、その後、1927年8月、死刑が執行された(49)。さらに、1920年5月には、ヘンリー・フォー ドが、自らの発刊したディアボーン・インディペンデント紙において、反ユダヤ主義のキャンペー ンを開始し,同紙における特集記事の連載は,7年間,計91回に及んだધು。1920年8月には, 長年の運動の成果が結実し、女性参政権を認める修正19条が成立している(51)。移民制限の問題 に関しては、合衆国議会は、1921年5月に、年間移民入国許可枠を制限し、1910年を基準とし た出身国別人口の3パーセントに相当する数を各国別に割り当てる、暫定的な移民法を制定し、

ベス・ノートン他(本田創造監修,上杉忍・大辻千恵子・中條献・戸田徹子訳)『アメリカ社会と第一次世界大戦』(三省堂,1996 年),有賀夏紀『アメリカの 20 世紀(上)— 1890 年~1945 年』序章,第 1章,第 2章,第 3章(中央公論新社,2002 年)を参照した。その他,個別の出来事については,以下に掲げる各文献を参考にした。

<sup>(45)</sup> 松田武「クー・クラックス・クランと市民的自由」今津晃・横山良・紀平英作『市民的自由の探究 — 両大戦間のアメリカ』 37-82 頁 (世界思想社, 1985 年), 飯野正子「南北戦争後の憎悪 — クー・クラックス・クラン」綾部恒雄編『クラブが創った国 アメリカ』 169-173 頁 (山川出版社, 2005 年),明石紀雄・飯野正子『エスニック・アメリカ — 多文化社会における共生の模索 [第 3 版]』 213-215 頁 (飯野正子執筆) (有斐閣, 2011 年),青木富貴子『「風と共に去りぬ」のアメリカ — 南部と人種問題』 32-34 頁 (岩波書店, 1996 年),参照。

<sup>(46)</sup> 長沼秀世『ウィルソン — 国際連盟の提唱者』61-64頁(山川出版社,2013年),参照。

<sup>(47)</sup> 岡本勝『アメリカ禁酒運動の軌跡 — 植民地時代から全国禁酒法まで』第7章,第8章(ミネルヴァ書房,1994年),岡本勝『禁酒法 — 「酒のない社会」の実験』第2章(講談社,1996年),常松洋『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』第8章(昭和堂,2006年),参照。

<sup>(48)</sup> 常松洋「レッド・スケア」今津・横山・紀平,前掲注(45), 1-36 頁,参照。なお,パーマーについては,木下ちがや『国家と治安 — アメリカ治安法制と自由の歴史』76-77 頁 (青土社,2015 年),参照(「革新主義者」に位置づけられるとする)。

<sup>(49)</sup> 小比木真三郎『フレームアップ — アメリカをゆるがした四大事件』第3章(岩波書店,1983年), 松本悠子「サッコとヴァンゼッティ裁判をめぐって」今津・横山・紀平,前掲注(45),83-118頁,奥 平康弘『憲法にこだわる』228-241頁(日本評論社,1988年),参照。

<sup>(50)</sup> 佐藤唯行『アメリカのユダヤ人迫害史』第3章(集英社,2000年),参照。

<sup>(51)</sup> 栗原涼子『アメリカの女性参政権運動史』第4章(武蔵野書房,1993年),参照。

その後、1924年5月に、南および東ヨーロッパからの移民数を大幅に減らす目的で、基準年を1890年に変更した上で、各国別の割り当ても2パーセントに引き下げる、恒久的な移民法を制定した $^{(52)}$ 。1925年7月には、テネシー州のデイトンで、生物学の授業で進化論を教えたとして州法違反に問われたジョン・トーマス・スコープスの刑事裁判(「モンキー裁判」)が開かれた $^{(53)}$ 。

こうした当時の風潮は、多少の時間差はあるものの、19世紀末からのネイティヴィズム、19 世紀末から第一次世界大戦にかけての革新主義、そして、1914年7月に勃発した第一次世界大 戦や1917年11月のロシア十月革命の影響を反映しているものとまとめることが許されよう。こ の時期のネイティヴィズムは、世紀転換期に、経済的困窮や政治上、宗教上の抑圧を理由として、 主に南および東ヨーロッパから入国し、また、少数ながらもアジア、フランス系カナダ、メキシ コ、西インド諸島から到来して、低賃金の非熟練労働に従事していた、いわゆる「新移民」と呼 ばれる貧しい人々に対する移民排斥の感情と宗教上の偏見となって現れ、具体的には、黄禍論、 反カトリック感情,移民を急進主義と結びつける見方,「100パーセント・アメリカニズム」, 「赤の脅威」, 反ユダヤ主義といった心的傾向をアメリカ社会にもたらした<sup>(54)</sup>。また, 世紀転換 期から第一次大戦頃にかけての、多様な人々や集団が多様な考え方に立って牽引し、全米に広がっ た改革的気運および運動の総体は、革新主義と呼ばれるが、この総体としての革新主義は、19 世紀末の急速な工業化によって混乱した社会への対応として、具体的には、社会問題の個別的部 分的な改善ないし改革, アメリカ社会を資本主義から社会主義へと変えようという全体的な改革, 資本主義経済の下で発展した工業化社会に合わせた新しい社会秩序の編成という大別して3つの 立場に分かれていたとされ、全体としては、第三の勢力が新しい秩序に基づく「現代アメリカ」 を創出する上で、中心的役割を果たしたと評されている(55)。

それでは、当時のドイツ系アメリカ人の実情は、どのようなものであったのだろうか<sup>(56)</sup>。ドイツ系移民は、1910年の合衆国の全人口約9,240万人のうち、およそ800万人を数え、白人外国人人口の約4分の1を占めるとともに、ドイツ語系新聞が約500紙発行され、そのうち、少なく

<sup>(52)</sup> 野村達朗『「民族」で読むアメリカ』131-133頁 (講談社, 1992年), 西山隆行『移民大国アメリカ』34-38頁 (筑摩書房, 2016年), 参照。

<sup>(53)</sup> 鵜浦裕『進化論を拒む人々 — 現代カリフォルニアの創造論運動』5-20頁(勁草書房, 1998年), 参昭。

<sup>(54)</sup> 明石・飯野, 前掲注(45),『エスニック・アメリカ』第5章,第6章(飯野正子執筆),参照。なお,「新移民」の「プッシュ要因」と「プル要因」については,同149-152頁(飯野正子執筆),参照。また,世紀転換期における新移民の「同化」の概念と移民の同化に果たした教育の役割については,岩野一郎「新移民の『同化』と教育 — 公立学校とパロキアル・スクールの役割」本間長世編『現代アメリカの出現』71-92頁(東京大学出版会,1988年),参照。

<sup>(55)</sup> 有賀, 前掲注(44), 72-75頁, 参照。

<sup>(56)</sup> 以下の叙述については、笹井悠子「苦悩するドイツ系アメリカ人」今津晃編『第一次大戦下のアメリカ』(柳原書店,1981年)、中野耕太郎『戦争のるつぼ — 第一次世界大戦とアメリカニズム』第3章 (人文書院,2013年)を参考にした。

とも350万部が印刷されるなど、全米最大のエスニック集団となっていた。しかも、ドイツ系ア メリカ人は、経済的地位も従事していた職種も多様ではあったものの、一般に、商工業の分野に 多く進出し、その大部分がある程度の社会的、経済的上昇を果たしていた。しかし、他方で、ド イツ系移民の間では、南北戦争前にやってきた比較的教養のある裕福な人々と 19 世紀後半に流 入してきた労働者出身の人々との間の格差、出身地別のライバル意識、プロテスタント諸宗派と カトリックという宗教的相違などによって、時として対立関係さえも見られ、全国規模の社交的、 相互扶助組織は存在していたものの、一つの社会集団としての結束力は高くはなかった。また、 キリスト教の各宗派について言えば、各宗派は、礼拝時の言語や習慣の違いを主な理由として、 独自の組織化を行っていたが、中でもルター派は、多数のドイツ系アメリカ人の信者を集め、大 戦前には、ルター派の200万人の信者の約半数がドイツ語の礼拝に参加し、とりわけ、中西部諸 州に本拠を置く「ミズーリ教会会議(the Missouri Synod)」は,最大の規模を持ち,友愛組合 的性格を有しながら、活発な活動を行っていた(50)。ドイツ系アメリカ人は、各コミュニティや 宗派を超えた共通の意識や愛着を持っていたとは必ずしも言えなかったが、大戦の進展につれて、 アメリカ社会は、ドイツ系アメリカ人を一つの結束した集団とみなすようになり(58)、その結果、 ドイツ系移民は、政府からの苛烈な処遇を受けるとともに、民間暴力の標的にもなった®。ま た、様々なドイツ的要素に対する反発も見られるようになり、ドイツ音楽や演劇の上演中止、ド イツ語教育の否定、さらには、ドイツ的な地名や人名、固有名詞の変更が行われるようになっ た⑩。他方で、ドイツ系アメリカ人は、こうした社会的抑圧状況の下で、積極的に合衆国への 忠誠を表明し、祖国との戦争に加わった(61)。

#### 2 言語法の意義

こうした情況の下,各州において,いわゆる言語法(language laws)が制定され,1919 年だけで 16 州がジーマン法と同様の法律を制定し,1923 年までに,当時の 48 州中 (62) ,32 州が,英語を公立学校またはすべての学校における教育の唯一の言語として命じる法律を有していたと

<sup>(57)</sup> 笹井, 前掲注(56), 269-273 頁, 参照。なお、ミズーリ教会会議は、1847 年にミズーリ州で創設され、1917 年までは、ミズーリ、オハイオその他の州のドイツ福音主義ルター派教会(the German Evangelical Lutheran Church of Missouri, Ohio and Other States)として知られていたが、1917 年に、「ドイツ(German)」という言葉が省かれ、1947 年以降は、現在の名前である、ルター派教会ミズーリ教会会議(the Lutheran Church — Missouri Synod)として知られるようになっている。See Ross、FORGING New Freedoms, supra note 5, at 212-13 n. 54. ミズーリ教会会議は、1917 年当時、ネブラスカ州では151 の学校を経営していた。See Ross、A Judicial Janus, supra note 5, at 137 n. 63.

<sup>(58)</sup> 笹井, 前掲注(56), 272頁, 参照。

<sup>(59)</sup> 中野, 前掲注(56), 94-95頁, 参照。

<sup>(60)</sup> 例えば, sauerkraut は liberty cabbage となり (笹井, 前掲注(56), 268 頁), hamburger は liberty sandwich となった (長沼, 前掲注(46), 68 頁)。

<sup>(61)</sup> 笹井, 前掲注(56), 284-298頁, 中野, 前掲注(56), 96-97頁, 参照。

<sup>(62)</sup> アラスカとハワイが州に昇格するのは、それぞれ、1959年1月と1959年8月のことである。

されている(68)。それでは、1919年以降、言語法の制定が急速に広まった背景には、いかなる事 情があったのであろうか(64)。確かに、言語は民族性の最も目につきやすい側面であるから、既 に大戦前には次第に使われなくなっていたものの、ドイツ系アメリカ人の間で、社交クラブや新 聞、教会、教区学校において、ドイツ語が依然として使われていたことは、反ドイツのヒステリー の格好の標的となったことは想像に難くない。特に、若い年代のドイツ系アメリカ人は、英語で 教育を受けない限り、アメリカ的価値観を適切に吸収することができず、良き市民となることが できないと恐れられ、教区学校におけるドイツ語の使用は、自称愛国者の怒りを高めることとなっ たと考えられる。また、関連して、英語で読み書きすることができない多くの徴集兵たちの存在 は、人口の相当部分が政治的に信頼できないのではないかとの恐れを醸成するのに役立ち、さら には、1919年に合衆国を席巻した「赤の恐怖」もまた、こうした極端な排外主義的立法が制定 される一因となったとされる(65)。こうして、大戦直後の時期の言語法制定の激増は、ドイツ系 アメリカ人に対するなかなか消え去ることのなかった敵意に一部には帰すことができるであろ う⑯。しかし,近年の見解によれば,これらの言語法は,戦争中の反ドイツ的偏見からある程 度生じたものの、その根本にはより永続的な対立があったのであり、その対立は、中西部の英語 を話す移民たちと州内のドイツ系,ポーランド系,スカンジナヴィア系の大きなコミュニティと の間の長年の緊張関係に見られるように、文化多元主義(cultural pluralism)と、国家として のアイデンティティを明確にしなければならないとする必要性との間の争いであると捉えられて いる(\*\*)。これらの移民集団は、すべての活動が母国の言葉で行われる、孤立した文化的領域を しばしば形成していたが、彼らのアメリカ生まれの隣人たちにとっては、彼らが同化しようとし ないことは、革新主義的改革にとっての脅威であると同時に、そうした改革に対する挑戦でもあっ たように思われたというのである(68)。この修正主義的見解は、大戦による反ドイツ感情が直接 の引き金となったことを前提としながらも、言語法の隆盛にはそれを支える別の論理があったの であり,言語法をもって,「教育システムを全住民の同質化のために用いるという革新主義の試

<sup>(63)</sup> See Woodhouse, supra note 5, at 1004. なお、前述のように、Meyer の州側の上訴趣意書には、ジーマン法と同様の州法は、当該ネブラスカ州法を含めて 22 州で制定されていたと記載されている。前掲注(29)、参照。また、別の文献によれば、1923 年までに英語を手段とした教育を要求する州法を採択したのは全部で 35 州あり、22 州は初等教育レヴェルで外国語を教えることを学校に禁止したとする。See Capozzola, supra note 8, at 191. さらに、1919 年には、19 州が外国語を教えることに制限を課す法律を制定し、その数は、1919 年の終わりまでに、37 に達していたとする文献もある。See Ross、Forging New Freedoms, supra note 5, at 61-61. ここでは、各州法の内容には立ち入らず、正確な数を探索することにはこだわらない。

<sup>(64)</sup> なお、州立法部による、とりわけ教育の場における言語の規制には、第一次世界大戦前からの長い歴史がある。*See, e.g.*, CAPOZZOLA, *supra* note 8, at 190-91. 本稿は、Meyer 事件に即して、その一端を垣間見るものにすぎない。

<sup>(65)</sup> See Ross, A Judicial Janus, supra note 5, at 132–34.

<sup>(66)</sup> See id. at 133.

<sup>(67)</sup> See Woodhouse, supra note 5, at 1004.

<sup>(68)</sup> See id.

み」(®) を反映したものであるとする見方を提示するものであると言えよう。

## 3 合衆国最高裁判所におけるデュー・プロセス条項の解釈方法論

ところで、Meyer 判決が下された 1923 年は、憲法史上は 1905 年の Lochner 判決(<sup>70)</sup> に代表さ れる、いわゆるロックナー時代に位置づけられるが、この時代の司法審査をどう見るかについて は、周知のように、伝統的見解と修正主義的見解が対立している(\*\*)。ここでは、これらの見解 を全面的に振り返る余裕はないが、その概略を示せば、以下の通りとなるであろう。即ち、伝統 的な見解が、市場の規制に対して時折(しかし、顕著に)見られる司法の敵意を、Lochner 判 決におけるホームズ反対意見の示唆<sup>②</sup>に従って,自由放任主義経済学と不適切な司法積極主義 によって説明しようとするのに対して、近時の修正主義的見解は、第一に、「契約の自由」法理 の起源を, 悪徳資本家の便宜にではなく, 奴隷制度反対運動, 初期の共和党, そして, 新しく再 建された国家のイデオロギーに求め、第二に、19世紀の裁判所が警戒していたのは、経済に対 するすべての規制ではなく、市場関係に対する特定の種類の政府の干渉、即ち、「クラス」また は「不公平な」立法、一般の福祉よりも特定の集団またはクラスの限られた利益のみを促進する 法律と裁判官が考えたものだけであるとするのである(73)。また、この時期の司法審査は、制約 される自由の観点からではなく、行使される権力の正当性の観点からなされたのであり、自由は 正当な権力行使が尽きた地点で、残余として観念されたとも指摘されている(74)。即ち、ロック ナーの時代に見られた,州のポリス・パワーの行使についての合衆国最高裁判所による判断方法 によれば(55)、州の法律の効力が修正 14 条により保護される自由を制限するという主張に基づい

<sup>(69)</sup> David E. Bernstein, From Progressivism to Modern Liberalism: Louis D. Brandeis as a Transitional Figure in Constitutional Law, 89 Notre Dame L. Rev. 2029, 2043 (2014); see also Ken I. Kersch, Constructing Civil Liberties: Discontinuities in the Development of American Constitutional Law 257 (2004).

<sup>(70)</sup> See Lochner v. New York, 198 U.S. 45 (1905).

<sup>(71)</sup> See, e.g., Howard Gillman, The Constitution Besieged: The Rise and Demise of Lochner Era Police Powers Jurisprudence (1993); Owen M. Fiss, The Oliver Wendell Holmes Devise, 8 History of the Supreme Court of the United States: Troubled Beginnings of the Modern State, 1888–1910 (1993); Morton J. Horwitz, The Transformation of American Law 1870–1960: The Crisis of Legal Orthodoxy (1992) (邦訳として、モートン・J・ホーウィッツ(樋口範雄訳)『現代アメリカ法の歴史』(弘文堂、1996年)がある). See also David E. Bernstein, Rehabilitating Lochner: Defending Individual Rights against Progressive Reform (2011). 修正主義的見解の見取り図を示す有益な邦語文献として、常本照樹「ニュー・ディールと最高裁 — 憲法史からの視点」 [1997] アメリカ法 23 頁、清水潤「ロックナー期憲法判例における『残余としての自由』」一橋法学 10 巻 1 号 183 頁(2011 年)、参照。また、飯田稔「レッセ・フェール憲法学への新たな視座 — アメリカ憲法学史研究の一断面」憲法理論研究会編『憲法基礎理論の再検討』 33-46 頁(敬文堂、2000 年)も、参照。

<sup>(72)</sup> See Lochner, 198 U.S. at 75 (Holmes, J., dissenting).

<sup>(73)</sup> See GILLMAN, supra note 71, at 5, 6-7. 但し、清水、前掲注(71)、202-207頁、また、同 208-215頁も、参照。

<sup>(74)</sup> 清水, 前掲注(71), 215-229頁, 参照。

<sup>(75)</sup> 木南敦「ロックナー判決における自律と自立(1), (2・完)」民商法雑誌 146 巻 1 号 1 頁, 146 巻 2 号 1 頁 (2012 年), 参照。

て争われると、合衆国最高裁判所は、州の法律がポリス・パワーの正当な行使であるか否かを判断して結論を導いたのであり、州の法律がポリス・パワーの正当な行使であるとされたときには、法律は有効と判断されて自由の制限がそのまま認められ、正当な行使でないとされると、自由を制限すると主張された法律は無効と判断され、結果として、そのような自由が存在するとの主張が受け入れられたように見えたというのである(%)。このような修正主義的見解は、Meyer 判決を読み解く際に、一定の視座を提供することになるものと考えられる。

## IV 判決の理解

#### 1 判決理由と傍論

そこで、次に、Meyer 判決についての考察に進むこととするが、その前に、ここで、改めて 判決内容を確認しておくこととしよう。Meyer 判決を Lawyer's Edition に即して要約すれば<sup>(77)</sup>、 以下の通りである。即ち、

- ① 修正14条によって保障される自由は、「身体的制約からの自由を単に意味するだけでなく、契約を締結すること、何であれ世の中の通常の職業に従事すること、有用な知識を得ること、結婚し、家庭を築き、子どもを育てること、自分自身の良心の命ずるところに従い、神を敬うこと、そして、一般に、自由民による、幸福の秩序ある追求にとって不可欠なものとコモン・ロー上、長い間認められてきた特権を享受すること、という個人の権利をも意味する。」(262 U.S. at 399.)
- ② 修正 14 条によって保護される自由は、「公益を保護することを口実にした、恣意的な立法 行為によって、または、当該州の達成する権能の範囲内にある何らかの目的に対する合理的な 関連性なしに、侵害されえない。」(262 U.S. at 399-400.)
- ③ 「何がポリス・パワーの適切な行使となるのかについての当該州議会による決定は、最終的または確定的ではなく、裁判所による監督に服する。」(262 U.S. at 400.)
- ④ 「自分の子どもにその身分にふさわしい教育を与えることは、親の当然の義務であ」る。 (262 U.S. at 400.)
- ⑤ 児童が第8学年に受かるまで、英語以外の言語を学校において教えることを禁止することは、外国語の知識を明らかに有害であるとする突然の緊急事態がないので、修正14条の自由の保障に違反する。(see 262 U.S. at 403.)
- ⑥ 合衆国憲法の保護は、英語を話す人々だけでなく、それ以外の言語を話す人々にも及ぶ。 (see 262 U.S. at 401.)

Meyer 判決は、結論として、「当該制定法は、適用される限りで、恣意的であり、かつ、当該

<sup>(76)</sup> 木南, 前掲注(75), (2•完), 133-134, 145-146頁, 参照。

<sup>(77)</sup> See Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, 67 L.Ed. 1042, 1042 (1923).

州の権能の範囲内にあるいかなる目的にも合理的関連性を欠いている」(262 U.S. at 403) として、英語以外の言語でいかなる科目を教えることも禁止し、また、英語以外の現代語を第8学年よりも前に教えることを禁止する当該制定法を違憲と判示する。マイヤーは、科目としてドイツ語を教えただけでなく、ドイツ語を用いてその科目を教えたのだから、本判決によって、授業の方法として外国語を用いることを禁止する立法、および、科目として外国語を教えることに制限を設ける立法は違憲となることが確立されたものと言えよう。

# 2 マクレノルズ裁判官

Meyer 判決が下された 1923 年 6 月の合衆国最高裁判所は、いわゆるタフト・コートと称される時期に当たる (78)。タフト長官は、共和党のハーディング大統領によって指名され、1921 年 6 月 30 日にその職に就いたが、ハーディングは、その後も、1922 年にサザランドとバトラーを、1923 年にサンフォードをそれぞれ指名する機会を得た(承認はいずれも同じ年)。また、先任の裁判官として、いずれも共和党の大統領であるマッキンリー、セオドア・ルーズヴェルト、タフトが指名したマッケナ(1897 年指名、1898 年承認)、ホームズ(1902 年承認)、ヴァン・デヴァンター(1910 年承認)がその職にあり、加えて、民主党のウィルソン大統領指名のマクレノルズ(1914 年承認)とブランダイス(1916 年承認)が在職していた (79)。1922 年度開廷期時点におけるタフト・コートの各裁判官を、社会経済立法に対する態度によって色分けすれば、後に「反動の 4 騎士(Four Horsemen of Reaction)」(または略して「4 騎士」)(80) と呼ばれるようになるヴァン・デヴァンター、マクレノルズ、サザランド、バトラーと、タフト、マッケナ、サンフォードの保守派、そして、ホームズ、ブランダイスの進歩派に分類することが許されよう。

このうち、Meyer 判決の多数意見を書いたマクレノルズの経歴および人物像について若干の言及をすれば、マクレノルズは、1862 年にケンタッキー州の医師の息子として生まれ、ヴァンダービルト大学およびヴァージニア・ロー・スクールを卒業した後、反トラスト法の執行官として頭角を現し、ウィルソン政権下で1913 年から14 年まで司法長官を務めたものの、政権内外での軋轢により、ウィルソンから「体よく追い払われ」、52 歳で合衆国最高裁入りすることに

<sup>(78) 1921</sup> 年から 1930 年まで続いたタフト・コートには、タフト長官の他に、クラーク、デイ、ピットニーの 3 名の陪席裁判官を含む、合計 12 名の陪席裁判官が在職していた。タフト・コートの概要については、see, e.g., Robert M. Cover, Taft Court, in 6 Encyclopedia of the American Constitution 2637-2642 (Leonard W. Levy & Kenneth L. Karst eds., 2d ed. 2000); David P. Currie, The Constitution in the Supreme Court: The Second Century, 1888-1986, at 133-135 (1990). また、1910年から 1933年までの合衆国最高裁判所については、田中英夫『デュー・プロセス』170-182頁(東京大学出版会、1987年)も、参照。

<sup>(79)</sup> 各裁判官の指名と承認の情報については, see Lee Epstein, Jeffrey A. Segal, Harold J. Spaeth, Thomas G. Walker, The Supreme Court Compendium: Data, Decisions, and Developments 402-403 (6th ed. 2015).

<sup>(80)</sup> See, e.g., Lucas A. Powe, JR., The Supreme Court and the American Elite, 1789-2008, at 196 (2009). なお, 4騎士については、常本照樹「司法審査とリーガル・プロセス — アメリカでの司法の機能に関する理論的発展」北大法学論集 31 巻 2 号, 304-305 頁 (1980 年), 参照。

なった<sup>(81)</sup>。マクレノルズは、1941年に引退するまで、揺るぎない保守派として、革新主義およびニュー・ディールの規制プログラムに対する一貫した、容赦のない敵対者として名を馳せた<sup>(82)</sup>が、それと同時に、これまで合衆国最高裁判所に在職した裁判官の中で、最も頑迷で辛辣、偏狭な人物であり、ユダヤ人から、女性の弁護士、立法府議員、アフリカ系アメリカ人まで、ほとんどすべての人間を公然と見下し、中でも、そのユダヤ人嫌いは、不寛容の時代においてですら伝説的であったと評されている<sup>(83)</sup>。マクレノルズは、彼以上にあけすけに物を言い、独善的な裁判官はこれまでいなかったとか、同僚の裁判官とこれほど折り合いが悪かった者はほとんどいなかったと言われるような人物であった<sup>(84)</sup>。

それでは、なぜ長官のタフトは、このような人物に Meyer の多数意見の執筆を割り当てたのだろうか。この点、マクレノルズがドイツ系アメリカ人に対する偏見を持っていたことは、少なくとも裁判官たちにはよく知られていた(85)のであるから、タフトが、ドイツ系アメリカ人の権

- (81) マクレノルズの経歴と人物像については、see William E. Leuchtenburg, McReynolds, James Clark, in Dictionary of American Biography 536-37 (John A. Garraty and Edward T. James eds., 1946–1959 & Supp. 4 1974); Alexander M. Bickel, The Oliver Wendell Holmes Devise, 9 History of the Supreme Court of the United States: The Judiciary and Responsible Government, 1910-21, Pt. 1, at 341-57 (1984). なお、マクレノルズの民族的背景は、スコットランド系アイルランドであり、信仰する宗教は、ディサイプル教会である。See Epstein, Segal, Spaeth, Walker, supra note 79, at 314. また、マクレノルズの生い立ちが彼の性格に及ぼした影響については、See Woodhouse, supra note 5, at 1081.
- (82) See Stanley I. Kutler, McReynolds, James C., in 4 Encyclopedia of the American Constitution 1714, 1714 (Leonard W. Levy & Kenneth L. Karst eds., 2d ed. 2000); see also John M. Scheb II, McReynolds, James Clark, in The Oxford Companion to The Supreme Court of the United States 629, 630 (Kermit L. Hall editor in chief, James W. Ely, Jr. & Joel B. Grossman eds., 2d ed. 2005).
- (83) See Woodhouse, supra note 5, at 1081-82. マクレノルズの「ユダヤ人お断り方針」は、その逸話に事欠かない。See Robert Schnakenberg, Secret Lives of the Supreme Court: What Your Teachers Never Told You about America's Legendary Justices 58, 61-62 (2009). 中でも有名なものは、開廷期毎に恒例となっている合衆国最高裁判所裁判官の集合写真の撮影を、1924年度に拒否したというものがある。というのも、先任順に着席するという慣行により、この年は、初のユダヤ人裁判官であるブランダイスの隣に座ることになるはずであったところ、マクレノルズがそれを嫌ったからだというのである。しかし、この逸話には、最近、疑問が呈されているようである。詳しくは、see Andrew Hamm, Setting Straight the Myth of the Missing 1924 Court Photograph (February 20, 2016)、https://andrewhammblog.wordpress.com/2016/02/20/court-history-setting-straight-the-myth-of-the-missing-1924-court-photograph/.
- (84) See Kutler, supra note 82, at 1715. 例えば、進歩派の裁判官であるクラークが、わずか6年弱の在職の後、1922年9月に突然65歳で辞職したとき、その表向きの理由とは別に、マクレノルズの不愉快な扱いにうんざりしたというのが真の原因であったと考えられている。マクレノルズは、クラークの離職に惜別の意を表明する公式の書簡に署名することを拒否した。See Aviam Soifer, Clarke, John Hessin, in The Oxford Companion to The Supreme Court of the United States, supra note 82, at 181, 181; SCHNAKENBERG, supra note 83, at 60. また、1946年8月にマクレノルズが亡くなったとき、合衆国最高裁の裁判官は誰もマクレノルズの葬式に出席しなかったという。See id. at 61.
- (85) 例えば、マクレノルズは、1917年スパイ行為処罰法(the Espionage Act)に違反したとして裁判中の刑事被告人たちが、事実審裁判官の個人的偏向と偏見を示す宣誓供述書に基づいて、別の裁判官の選任を申し立てた事件の合衆国最高裁による1921年1月31日の意見確認(certificate)において、その主張を認めた多数意見を批判する反対意見を執筆し、「その裁判官がしたとする発言……は、我が国の寛大な法律によって与えられる特権を、当時、不正に濫用しているドイツ系のすべての者に対する、深い嫌悪を示しているだけにすぎないと正当に解釈し得る」と述べている。See Berger v. United States, 256 U.S. 22, 42-43 (1921) (McReynolds, J., dissenting).

利擁護を期待してマクレノルズに意見の執筆を割り当てたなどということはおよそ考えられないことであろう<sup>(86)</sup>。また、少数派の権利擁護が主要な関心事であるならば、多数派の陣営には、進歩派のブランダイスが加わっていたことも想起されるべきである<sup>(87)</sup>。そうすると、おそらくタフトは、口頭弁論およびおそらくはその後の裁判官会議におけるマクレノルズの本件に対する並々ならぬ関心から、多数意見の執筆をマクレノルズに割り当てたのではないかとする見方<sup>(88)</sup>には説得力があるように思われる。もっとも、それでは、マクレノルズは、何故、Meyer事件にそれほど強い関心を示したのか。

この問いを解く鍵は、ウィリアム・ダメロン・ガスリー(William Dameron Guthrie)が提出したアミカス・ブリーフにあるとするのがバーバラ・ベネット・ウッドハウスの見解である。ニュー・ヨークの裕福なカトリックの弁護士であり、コロンビア大学の法学教授でもあったガスリーは、合衆国最高裁判所の裁判官たちにもよく知られていた、企業利益を代弁する保守的な法律家であり、アイルランド系カトリックとして、教区学校における教育の擁護者でもあった<sup>(89)</sup>。ガスリーは、1922年11月7日に、初等教育を受けるすべて児童に公立学校に通学することを強制するオレゴンの学校法が制定されたとき、Meyer と Bartels の口頭弁論に着目し、「オレゴンの争点を損なうような何かが、これらの事件の弁論または判決で語られるかもしれない危険がある」と感じて、1923年2月20日に、Meyerのアミカス・ブリーフを提出した<sup>(90)</sup>。この全部で8頁のアミカス・ブリーフは、Meyerの口頭弁論のわずか3日前に提出された本件の唯一のアミカス・ブリーフであり、簡潔で言葉に力があり、さらに、合衆国最高裁の保守派がしばしば説得力があるとみなしていた、合衆国最高裁における著名な弁論者の執筆になるものである<sup>(91)</sup>。こ

<sup>(86)</sup> おそらくはその気難しい性格の故に、マクレノルズは、「重要な事件で意見を割り当てられることは ほとんどなく」、「年間平均して 19 件しか意見を書かなかったが、そのほとんどは、海法のような領域 における重要でない問題に関するものであった」と言われている。See Woodhouse, supra note 5, at 1083 n. 475 (quoting Leuchtenburg, supra note 81, at 537); see also ROBERT J. STEAMER, CHIEF JUSTICE: LEADERSHIP AND THE SUPREME COURT 176-77 (1986)(「注目すべき憲法上の争点に関する事件 においては、タフトによる割り当ては、裁判官の見解と力量についてのタフトの評価に概して一致して いた……マクレノルズとブランダイスは最も少ない数を与えられたが、それは、前者が怠惰で、必ずし も協調的でなく、後者の場合は、そのリベラルな見解を理由としていた。」).

<sup>(87)</sup> ブランダイスは、フランクファーターに対して、自分であれば、財産権理論の下ではなく、自由な言論に対する権利の一側面と見ていた教育に対する権利の侵害として当該ネブラスカ州法を無効にし、「明白かつ現在の危険」テストを適用したであろうと述べたという。もっとも、ブランダイスが個別に意見を書かなかったのは、おそらくは「合衆国最高裁の調和」を維持しようと望んだからであり、ブランダイスは、人好きのするタフトを傷つけることを避けるために、結論には同意したのだから理由づけには異を唱えることをしなかったと推測されている。See Woodhouse, supra note 5, at 1084 n. 482 (quoting PHILIPPA STRUM, LOUIS D. BRANDEIS: JUSTICE FOR THE PEOPLE 322 & 465-66 n. 29 (1984)).

<sup>(88)</sup> See id. なお、ウッドハウスの計算によれば、口頭弁論において、最も多くの質問を行ったのは、タフトで22回、次いで、マクレノルズが19回である。この二人の質問数は、質問を行った残りの4名の裁判官の、多くても4回にすぎない回数を圧倒している。See id. at 1086 n. 488.

<sup>(89)</sup> See id. at 1070-71.

<sup>(90)</sup> See id. at 1076-77. このアミカス・ブリーフは、当該言語法に関しては、いかなる立場も採らないことをはっきりと言明していた。See id. at 1077.

<sup>(91)</sup> See id. at 1077 n. 440, 1079.

うして、ウッドハウスは、ガスリーのアミカス・ブリーフは見事にその目標を達成し、Meyer の合衆国最高裁に影響を及ぼすことになったとの評価を下し<sup>(92)</sup>、マクレノルズは、口頭弁論時に、私立学校の廃止運動に既に心を奪われていたとするのである<sup>(93)</sup>。また、ウッドハウスは、マクレノルズの法廷意見の中で引用され、判決理解の要ともなっているプラトンの『国家』からの一節についても、その出典がガスリーのアミカス・ブリーフにあり、マクレノルズは、ガスリーのアミカス・ブリーフからその着想を得たのではないかとの推測を行っている。もちろん、当時のエリート層の一員であったマクレノルズがプラトンになじみがなかったとするのはおよそ馬鹿げたことかもしれないが、他方で、プラトンへのアナロジーが出てくるのはガスリーのアミカス・ブリーフの中だけであり、また、プラトンへのアナロジーは、オレゴン学校法にこそふさわしく、ネブラスカ言語法に用いられるときには不自然であるように思われるというのがウッドハウスの見立てである<sup>(94)</sup>。この点も含めて、本稿は、そこまでの断言をする用意はない。しかし、このウッドハウスの見解は、情況証拠の積み重ねから引き出すことのできる、それなりに説得力のある推論であると評することができよう。

## 3 判決の理解

それでは、以上を踏まえた上で、いよいよ判決内容の理解に進むことにしよう。一般的に言って、ある立法がネイティヴィズムの産物である場合に、そのような州法に対しては、もちろんその内容にもよるが、政治的な保守派は必ずしも否定的な態度を取らず、進歩派は激しく否定的な態度を取ることが予想されよう。そして、その際に、保守派は、そのような立法が多くの州民に支えられていることをその正当化の根拠の一つとして挙げうるであろうし、他方で、進歩派は、そのような立法に少数派の抑圧の契機を見て取ることであろう。しかし、実際には、Meyer 判決において、当該ネブラスカ州法を違憲としたのは保守反動のマクレノルズであり、同法を合憲と判示したのは進歩派のホームズであった。かくして、ここに、Meyer 判決のねじれが語られることになる。もっとも、当該制定法は、本当に、ネイティヴィズムの産物としてのみ受け止められるものであったのだろうか。既に述べたように、この種の言語法は、確かに立法の動機としては、第一次大戦や「赤の脅威」を背景にしたドイツ系アメリカ人に対する警戒心の産物であり、

<sup>(92)</sup> See id. at 1077.

<sup>(93)</sup> See id. at 1085-87. 実際, マクレノルズは, 口頭弁論において, 「第8学年未満のいかなる子も, 教 区学校や私立学校, または公立学校において, 外国語を学ぶことができません……しかし, 家では学習 することができます」と主張し,「外国語が州にとって有害で, 危険であるならば, 彼らは, その学習 をあらゆる場所でやめさせるべきです」と論じたマレンの発言を捉えて, 「どのように彼らは, 私立学校を廃止したのですか。州は, 私立学校を禁止しましたか」と質問し, さらに, 「子どもたちを公立学校に通学するよう命じる州の権限についてはどうですか」と尋ねている。See Transcript of Oral Argument, Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) (No. 325); Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 262 U.S. 404 (1923) (No. 440) at 8, reprinted in 21 LANDMARK BRIEFS AND ARGUMENTS OF THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, supra note 9, at 761, 769.

<sup>(94)</sup> See Woodhouse, supra note 5, at 1077 n. 440, 1089.

ネイティヴィズムという時代の要請に応えるものであった。しかし,実際には,当該立法を支え る論理としては、この時代の言語法は、むしろ、新移民のアメリカ化の一環という革新主義の現 われと捉えられるべきものであったと主張されている。そうであるならば、マクレノルズからす れば、その政治的立場からは必ずしも反対するには及ばなかったはずの立法であったにもかかわ らず、それよりも重要な価値の選択を迫られたのであり、それは、まさに、プラトンやスパルタ 流の国家の手による子の教育にも擬えられるべき、このような革新主義的立法に対する嫌悪感と、 それを支える論理としての親の権利の重要性であったということになるであろう。そして,進歩 派のブランダイスは、そのような論理に同調したが故にマクレノルズに賛成したのではなく、少 数派の言語の抑圧を理由として,違憲との結論に達したものと思われるધり。他方,ホームズに とっては、少数派を多数派の感情で抑圧することに仕えるものとなる、このようなネイティヴィ ズムの側面を持つ立法に対しては、明らかに否定的であったであろうことは、Bartels 判決のコ ンパニオン・ケースである Bohning v. Ohio において,ドイツ語のみを禁止するオハイオ州法 を違憲とした㎝ ことからも明らかである。それは,また,ホームズにとっては,争われている 自由の内容いかんにかかわらず、特定の言語のみを禁止することには、ポリス・パワーの行使に ついて求められるいかなる正当性も見出しえなかったということを意味したのであろう。しかし、 それにもかかわらず,ホームズにとっては,言語法一般は,同化政策の試みとして捉えられるべ きであり (ダ)、社会経済立法に対する司法の自己抑制という司法哲学の下、アメリカ人を養成す るためのプラグマティックな「実験」として、州に委ねられるべきであると考えられたのではな かろうか<sup>(88)</sup>。こうして、Meyer 判決は、マクレノルズその他の保守派とブランダイスの同床異 夢の合作として捉えることができ、これに、司法の自己抑制に基づく、革新主義的実験に対する 不干渉というホームズ反対意見が対峙するという構図として描くことができるように思われ る㎝。そして,このように考えると,一見するとねじれているようには見えるものの,マクレ

<sup>(95)</sup> ブランダイスの目には、「教育に対する権利」の制約を正当化するほどの「明白かつ現在の危険」が存在しないと映ったということでもある。前掲注(87)、参照。

<sup>(96)</sup> See Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404, 413 (1923) (Holmes, J., dissenting).

<sup>(97)</sup> もっとも、立法者としてであれば、ホームズは、共通の文化に対するこうした侵害を、口を極めて非難したであろうとする見解もある。See Fred Rodell, Nine Men: A Political History of the Supreme Court from 1790 to 1955, at 205 (1955).

<sup>(98)</sup> この点、ウッドハウスは、ホームズにとって、本件は、本質的に契約の自由が争点となった事件であり、司法的介入を免れた社会経済政策を打ち立てるという立法部の権限に関するおなじみの問題を提起していたものであるとする。See Woodhouse, supra note 5, at 1093. 本稿は、問題となっている自由の内容にではなく、ポリス・パワーの側面に焦点を合わせて、ホームズ反対意見を読み解くものである。なお、金井光生『裁判官ホームズとプラグマティズム — 〈思想の自由市場〉論における調和の霊感』409 頁(風行社、2006 年)は、ホームズ反対意見の冒頭部分をもって、「『州の実験』の単なる尊重以上のことを含意していると考えられる」とし、ホームズが反対意見を執筆したのは、「共通言語による言語共同体の統合を通じた demos の創出を考えていたからかもしれない」とする。もちろん、ここでは、その当否を論ずる余裕はない。この言説は、実証によってはおそらくは解明し尽くしえない、ホームズの思考世界を構築する一つの試みとして受け止められるべきものであろう。

<sup>(99)</sup> それでは、保守派のサザランドがホームズ反対意見に同調したことは、どのように考えられるのであろうか。サザランドは、ユタ州選出の下院および上院議員を務めた経験を持ち、州権の強硬な支持者と

ノルズとホームズの両裁判官の意見は、むしろ、各々の価値観や政治的信条、司法哲学と一致し ているという評価が下されることになる。

最後に、判決に見られる司法審査の方法論についても一言触れておくこととしよう。Meyer 判決は、争われている自由の内容から見れば、たとえそれがフィクションであるとしても(100)、 親や教師の経済的自由の侵害が問われている事件であると捉えることもでき、おそらくは、それ が自由の内容についての当時の判決の受け止め方であったのかもしれない(101)。しかし,この時 代のデュー・プロセス条項の司法審査の方法論に照らすと、本件で問われたのは、外国語を教え ることを禁止することが、規制される自由の観点から問題があったかどうかではなく、州のポリ ス・パワーの正当な行使であったかどうかであったように思われる。そして、本件で争われた立 法は、アメリカ人の理想を持った市民の創出を目的とするものであり、これをおよそ典型的なク ラス立法であると見ることには無理があるから、本判決は、むしろ、特定のクラスの利益を保護 することに向けられたのではない規制に、州に対するデュー・プロセス上の制約を拡張したもの であると位置づけられることになる(102)。そこで、多数意見の論理を見ると、一見すると、多数 意見は、立法目的の正当性を前提とした上で、手段審査のみを行い、外国語教育の禁止という手 段と当該立法目的との間の合理的関連性を否定した判決であるようにも受け止められうるところ がある(103)。しかし、判決においては、目的と手段の合理的関連性を綿密に検討することは何ら 行われていない。また、プラトンやスパルタの例示が示すのは、そこで採られた「方策」が問題 なのではなく、むしろ、そのような「考え」が問題であるということを明らかにする趣旨であろ う。ここから、Meyer 判決は、外国語教育の禁止という立法手段に着目することによって、実 際には、アメリカ化の推進という目的を持つ本法をポリス・パワーの正当な行使ではないと判断 したものと考えられる。また,多数意見は,当該立法目的の達成にとって,他のより侵害的でな い手段がありうるかもしれないということを全く問題としていない。そうすると,本判決は,手

して、地方的問題を連邦問題化することに強い懸念を持っていた人物であると言われている。そして、Meyer の口頭弁論において、サザランドは、「あなたは、特定の宗教を教える権利を人は学校において持つと主張するのですか」と質問したのに対して、マレンは、「一夫多妻のような、宗教について、何か間違ったものがあるなら、あなたはそれを教えることができません」と答えていた。See Transcript of Oral Argument, Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) (No. 325); Nebraska District of Evangelical Lutheran Synod v. McKelvie, 262 U.S. 404 (1923) (No. 440) at 16, reprinted in 21 Landmark Briefs and Arguments of the Supreme Court of the United States, supra note 9, at 761, 777. このやり取りを、サザランドは、どのように受け止めたのか。ウッドハウスは、かつてモルモン教の道徳的、宗教的高潔さを勇敢にも擁護したことのあるサザランドにとっては、この応答は不幸な過ちであったのかもしれないとし、ここから、おそらくサザランドは、主要な宗教を優遇し、珍しいまたは評判の悪い行為を排除する修正 1 条の保護が与えられることよりも、憲法上の保護を完全に差し控えることの方がよいと結論づけたのではないかと推測する。See Woodhouse, supra note 5, at 1092 n. 529. しかし、サザランドは、自らの意見を何も付していない。すべては、沈黙の中にある。

<sup>(100)</sup> See Leo Pfeffer, This Honorable Court: A History of the United States Supreme Court 284 (1965).

<sup>(101)</sup> See Charles Warren, The New "Liberty" under the Fourteenth Amendment, 39 Harv. L. Rev. 431, 454 (1926); see also Currie, supra note 78, at 153–54.

<sup>(102)</sup> See Powe, supra note 80, at 198.

<sup>(103)</sup> そのような理解を示すものとして, see Currie, supra note 78, at 154.

段審査をきちんと行わないのであるから、仮に立法目的が正当とされた場合には、それだけで合憲とされうるということになり、結果として、その論理のうちに、自由を過剰に制約する可能性を内在させているということにもなる(104)。さらに、この時代の司法審査がポリス・パワーの行使の正当性を問うことに主眼があり、規制される自由の制約にはほとんど関心がなかったのだとすれば、本判決がデュー・プロセス条項上の「自由」の定義を精緻化し、「自由」についての広範な一般論を語りえたことも、その審査方法とは何ら矛盾するところがなかったということになる。こうして、Meyer 判決は、当時の司法審査の方法を忠実に踏襲したものであると見ることができよう。

## V Meyer 判決の法理と先例としての役割

#### 1 Meyer v. Nebraska の法理の構築

Meyer 判決の 2 年後の 1925 年 6 月 1 日,合衆国最高裁判所は,Pierce v. Society of Sisters 判決(105) において,同じくマクレノルズの執筆した意見により,しかし,今度は全員一致で,8 歳から 16 歳までの子どもに公立学校への通学を強制するオレゴン州の義務教育法を違憲と判示した(106)。Pierce 判決は,「Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, の法理の下で(Under the doctrine of Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390),我々は,当該 1922 年法が,自己の監督下にある子どもたちの養育と教育を指図する親および後見人の自由を不合理に妨げるものであるということを,完全に明らかであると考える」(107) と述べている。また,さらにその約 1 年半後の 1927 年 2 月 21日には,連邦法の故に根拠規定は異にするものの,ハワイ準州における外国語教育を禁止する連邦法が,修正 5 条の下で,同じくマクレノルズにより,全員一致で違憲と判示され,このFarrington v. Tokushige 判決(108) においては,「修正 14 条により学校への出席に関して所有者,親,子に保障される権利についての一般的法理(The general doctrine touching rights guaranteed by the Fourteenth Amendment to owners, parents and children in respect of attend-

<sup>(1</sup>M) この点に鋭く注意を喚起し、この時代の司法審査の特徴として、手段審査の不在による自由の過剰制 約を主張するものとして、清水、前掲注(71)、230-258 頁、参照。また、この点で、ホームズは手段審査を徹底して行うべきだったとする見解(see Ross, A Judicial Janus, supra note 5, at 185)は、そもそも無い物ねだりであるということになるであろう。

<sup>(105)</sup> See Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925). なお,本判決で争われたオレゴン州法の制定の過程やその背景,判決の詳細については, see Woodhouse, supra note 5, at 1016-36, 1100-06; Ross, Forging New Freedoms, supra note 5, at 148-73.

<sup>(106)</sup> 合衆国最高裁における裁判官の構成は、共和党のクーリッジ大統領によって指名されたストーンがマッケナと交代していた以外は、Meyer 判決当時と同様であった。ホームズ裁判官が反対意見を述べなかったのは、おそらくは、Meyer 判決が先例として機能することを受け入れたからであろうとする見解がある。See Bernstein, supra note 69, at 2044.

<sup>(107)</sup> Pierce, 268 U.S. at 534-35.

<sup>(108)</sup> See Farrington v. Tokushige, 273 U.S. 284 (1927). 裁判官の構成は、Pierce 判決と同様である。なお、同法および当該訴訟の経緯については、see Woodhouse, supra note 5, at 1098; Ross, Forging New Freedoms, supra note 5, at 174-84.

ance upon schools) は、最近の意見において宣言されている。Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390; Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404; Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510.」<sup>(109)</sup> との判示が見られるところである。こうして、Meyer 判決の法理は、1920 年代後半に、判例法上、強固な地歩を固めることとなった。

もっとも、Meyer を初めとする一連の判決は、ロックナー時代において、いずれも実体的デュー・プロセスの法理を用いることによって州法ないしは連邦法を違憲としたものであるから、「憲法革命」以降は、合衆国最高裁判所にとっても、この Meyer 判決の法理なるものを、様々に期待する目的のために援用することには相当な困難が伴うことになる。また、「憲法革命」の後にあっては、デュー・プロセス条項上の「自由」の内容の問題も含めて (110)、実体的デュー・プロセスに関わる司法審査の方法論が大きな変化を遂げることになったことも、Meyer 判決の法理の再生を困難にする一要因となると言えるであろう。さらには、Meyer 判決が下されたのは、修正 14 条を通じて、権利章典、就中、修正 14 条を州に適用する、いわゆる編入理論についての判例法理が形成されるよりも前であった (111) ということにも注意が必要である (112)。こうして、Meyer 判決の法理の再生を後の裁判所が試みる過程には、いくつもの障害があったものと考えられる。しかし、合衆国最高裁判所は、Meyer 判決の法理を現代に再生させる途を次第に歩むことになる。

#### 2 その後の先例としての役割

そこで、最後に、Meyer 判決の法理が、1937 年以降の合衆国最高裁判所の判例の展開の中で、いかなる目的から、どのように引用されているのかを簡潔にまとめておくこととしよう。もっとも、ここでは、Meyer 判決が引用されたすべての後続する判決を列挙して、Meyer 判決の法理の受容のされ方を考察することは断念し、Meyer 判決が先例としての役割を果たしている3つの領域における主要な判例を概観し、それぞれにつき、その意義と限界について、若干の論評をすることとしたい(113)。

<sup>(109)</sup> Farrington, 273 U.S. at 298-99.

<sup>(110)</sup> もっとも、ロックナー時代には、同条項上の「自由」が経済的自由のみならず、広範な自由に及び、また、それにはそれ相応の理由があったことについては、既に述べたところである。

<sup>(</sup>III) See Gitlow v. New York, 268 U.S. 652, 666 (1925) (「現在の目的のために、我々は、以下のことを仮定しうるし、また、確かに仮定するものである。即ち、修正 1 条によって合衆国議会による剥奪から保護される言論およびプレスの自由は、修正 14 条のデュー・プロセス条項によって州による侵害から保護される基本的な個人の権利と『自由』の中にあると。」); Stromberg v. California, 283 U.S. 359, 368 (1931) (「修正 14 条のデュー・プロセス条項の下での自由の概念が自由な言論の権利を含むことは、決着がついている。Gitlow v. New York, 268 U.S. 652, 666 [1925]; Whitney v. California, 274 U.S. 357, 362, 371, 373 [1927]; Fiske v. Kansas, 274 U.S. 380, 382 [1927].」).

<sup>(112)</sup> これらの問題については、今日の目から見れば極めて不十分ながら、かつて、若干、触れたことがある。小竹聡「アメリカ合衆国における憲法上のプライバシーの権利(1)」早稲田大学大学院法研論集 58 号 85 –88 頁(1991 年)、参照。

<sup>(113)</sup> なお、Meyer 判決の法理の再生との関連で、「ブランダイスと通常は連携していた革新主義者たちは、Meyer の多数意見に批判的だった。……もしブランダイスがホームズやフランクファーターと同一歩

#### (1) 平等保護領域における先例としての役割

ストーン裁判官が執筆した、1938 年 4 月 25 日の United States v. Carolene Products Co. 判決の脚注 4 においては、「また、我々は、特定の宗教的、Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, または出身国による, Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390; Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404; Farrington v. Tokushige, 273 U.S. 284, または人種的, Nixon v. Herndon, supra; Nixon v. Condon, supra, 少数者集団に向けられた法律の審査に、同様の考慮が必要かどうか、そして、 ばらばらの、孤立した少数者集団に対する偏見が、少数者集団を保護するために通常は頼ること ができる政治過程の働きをひどく縮小する傾向があり、それ故、それに対応した、より綿密な司 法の調査を要求しうる、特別の条件となりうるかどうかを問う必要はない。……」(114) との判示 がなされている。この脚注 4 は、「合衆国憲法の特定的な禁止」、「政治過程を制約する立法」と 並んで、「ばらばらの、孤立した少数者に対する偏見」がより厳格な司法審査の余地となりうる ことを示唆するものであるが、ここで、Meyer その他の判決が引用されたのは、それぞれの事 件で争われた制定法が標的とする少数者(オレゴン州のカトリック教徒、中西部のドイツ系アメ リカ人, ハワイ準州の日系アメリカ人) に着目がなされたからであり, ここに, Meyer 判決の 法理は再解釈され、将来の平等保護判例の発展の礎石となることが期待されることとなった。し かし、この領域においては、その後、Meyer 判決の継承が見られることはなかったものと言え よう。

#### (2) 修正1条領域における先例としての役割

ダグラス裁判官が執筆した、1965 年 6 月 7 日の Griswold v. Connecticut 判決においては、「人々の結合は、合衆国憲法または権利章典に言及されていない。公立であれ私立であれ教区であれ、親の選択する学校で、子どもを教育する権利もまた言及されていない。特定の科目または外国語を学習する権利もそうである。しかし、修正 1 条はこれらの権利をいくらか含むように解釈されている。 [] Pierce v. Society of Sisters, supra によって、自分の選択するように子どもを教育する権利が修正 1 条および 14 条の力で州に適用される。Meyer v. Nebraska, supra によって、同様の威厳が私立学校でドイツ語を学習する権利に与えられる。換言すれば、州は、修正 1 条の精神に合致して、利用できる知識の範囲を狭くしえない」 (115) との判示がなされている。こ

調を取っていたら、Meyer と Pierce は、ウォーレン・コートのリベラル派にとっては、おそらくは問題の多いものとなっていたであろう。……ブランダイス裁判官が Meyer で多数意見に与し、ホームズとブランダイス裁判官が Pierce で多数意見に与したことで、将来のリベラル派は、これらの判決を革新主義・リベラルな伝統(the Progressive/liberal tradition)の中にあるものとして安全に引用することができた」(Bernstein, supra note 69, at 2044–45)とする評価がある。この見解は、判決の文脈とは無関係に、その後の受容を語るものであり、いささか後知恵的ではあるものの、市民的自由のその後の展開にとって、ブランダイスの果たした役割を高く評価する見方を示すものである。

<sup>(114)</sup> See United States v. Carolene Products Co., 304 U.S. 144, 152-53 n. 4 (1938).

<sup>(115)</sup> See Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479, 482 (1965).

こでは、Meyer および Pierce から、それぞれ、「私立学校でドイツ語を学習する権利」、「自分の選択するように子どもを教育する権利」が導出され、これが修正 1 条から派生するものと理解されているが、両判決は修正 1 条に何ら言及していないばかりか、両判決当時には、修正 1 条は未だ修正 1 4 条に編入されておらず、各州に適用されてはいなかったことに注意が必要である。もっとも、ダグラスが両判決をあえて読み替え、修正 1 条と結びつけたことにはそれなりの理由が存在したのであり、そこには、実体的デュー・プロセスの法理が復活しているとの印象を否定するための周到な配慮があったものと考えられる。

フォータス裁判官が執筆した、1969 年 2 月 24 日の Tinker v. Des Moines Community School Dist. 判決においては、「修正1条の権利は、学校環境という特別の特徴に照らして適用 されると、教師および生徒が利用できる。生徒または教師が校舎の出入り口で言論または表現の 自由に対する憲法上の権利を脱ぎ捨てるということは、ほとんど主張することができない。この ことは,ほとんど 50 年の間,当裁判所の間違えようのない判示である。Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923) および Bartels v. Iowa, 262 U.S. 404 (1923) において, 当裁判所は, マク レノルズ裁判官による意見において、修正14条のデュー・プロセス条項が、若年の生徒たちに 外国語を教えることを州が禁止することを妨げると判示した。この趣旨の法律は、教師、生徒お よび親の自由を違憲なほど侵害すると合衆国最高裁は判示した。また、Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925); West Virginia v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943); McCollum v. Board of Education, 333 U.S. 203 (1948); Wieman v. Updegraff, 344 U.S. 183, 195 (1952) (concurring opinion); Sweezy v. New Hampshire, 354 U.S. 234 (1957); Shelton v. Tucker, 364 U.S. 479, 487 (1960); Engel v. Vitale, 370 U.S. 421 (1962); Keyishian v. Board of Regents, 385 U.S. 589, 603 (1967); Epperson v. Arkansas, 393 U.S. 97 (1968) も, 参照せよ」<sup>(116)</sup> との判示がなさ れている。フォータスは、Meyer および Bartels を正しく引用しているが、ここでも、Meyer 判決は、修正1条との関連で言及され、生徒または教師の「言論または表現の自由に対する憲法 上の権利」を支えるために援用されている(117)。

さらに、信教の自由に関わって、バーガー長官が執筆した、1972 年 5 月 15 日の、Wisconsin v. Yoder 判決は、「[Pierce] 判決が示唆するように、初期の人格形成期において、子どもたちの宗教的な養育と教育を親が指図することの価値は、我々の社会において、高い地位を持つ。また、Ginsberg v. New York、390 U.S. 629、639(1968); Meyer v. Nebraska、262 U.S. 390(1923)も、参照せよ。cf. Rowan v. United States Post Office Dept.、397 U.S. 728(1970).」(118) と判示していた。ここでは、州の教育権限との関連で、Meyer および Pierce が言及されているものの、

<sup>(116)</sup> See Tinker v. Des Moines Community School Dist., 393 U.S. 503, 506–07 (1969) (footnote omitted).

<sup>(117)</sup> But see id. at 521 (Black, J., dissenting); Morse v. Frederick, 551 U.S. 393, 420 n. 8 (2007) (Thomas, J., concurring).

<sup>(118)</sup> See Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205, 213-14 (1972).

両判決は、元々の文脈を超えて援用されているわけではない。

最後に、2000年6月5日の Troxel v. Granville 判決におけるケネディ裁判官の反対意見は、「Pierce と Meyer は、近時、判決が下されていたならば、言論、信条、宗教の自由を保護する修正 1条の原則に多分根拠づけられたであろう」 と判示し、両判決は、修正 1条の観点から理解することができるとの見方を示している。これも、また、逆説的ながら、Meyer 判決の再生を図ろうとする一つの試みであると受け止めることができる。

## (3) 憲法上のプライバシーの権利ないし自由の利益領域における先例としての役割

ラトリッジ裁判官が執筆した,1944 年 1 月 31 日の Prince v. Massachusetts 判決においては, 「子どもの監護、保護そして養育は第一に親にあり、親の主な機能と自由は州が与えまたは妨げ ることができない義務の準備を含むというのが我々にあっては極めて重要である。Pierce v. Society of Sisters, supra. そして, この認識の中にあるのは, これらの [Pierce と Meyer] 判 決が、州の立ち入ることのできない家族生活の私的領域を尊重しているということである」(120) と判示されている。この Prince 判決を受けて、1961年6月19日の Poe v. Ullman 判決におけ るハーラン裁判官の反対意見は、「これらの [Pierce と Meyer] 判決は、Prince v. Commonwealth of Massachusetts, 321 U.S. 158, 166 で述べられたように、『州の立ち入ることのできな い家族生活の私的領域を尊重している』」(121) と述べ、Prince による Meyer と Pierce の再定式化 を通じて、実体的デュー・プロセスの法理の復活の可能性を慎重に模索している。さらに、パウ エル裁判官が執筆した, 1977 年 5 月 31 日の Moore v. City of East Cleveland 判決の相対多数 意見においては,「その系統を Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390, 399-401 (1923) および Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, 534-35 (1925) まで遡る多数の判決が、一貫して、『州の立ち 入ることのできない家族生活の私的領域』を認めている。Prince v. Massachusetts, 321 U.S. 158, 166 (1944). 例えば, Roe v. Wade, 410 U.S. 113, 152-53 (1973); Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205, 231-33 (1972); Stanley v. Illinois, 405 U.S. 645, 651 (1972); Ginsberg v. New York, 390 U.S. 629, 639 (1968); Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479 (1965); id., at 495-96 (Goldberg, J., concurring); id., at 502-03 (White, J., concurring); Poe v. Ullman, 367 U.S. 497, 542-44, 549-53 (1961) (Harlan, J., dissenting) を参照せよ。cf. Loving v. Virginia, 388 U.S. 1, 12 (1967); May v. Anderson, 345 U.S. 528, 533 (1953); Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson, 316 U.S. 535, 541 (1942).」<sup>(122)</sup> との判示がなされており、こうして、Meyer および Pierce を初めとする諸判決 が、「州の立ち入ることのできない家族生活の私的領域」を尊重したものとして再構成されるこ

<sup>(119)</sup> See Troxel v. Granville, 530 U.S. 57, 95 (2000) (Kennedy, J., dissenting).

<sup>(120)</sup> See Prince v. Massachusetts, 321 U.S. 158, 166 (1944).

<sup>(121)</sup> See Poe v. Ullman, 367 U.S. 497, 552 (1961) (Harlan, J., dissenting).

<sup>(122)</sup> See Moore v. City of East Cleveland, 431 U.S. 494, 499 (1977) (plurality opinion).

とになる。

他方, これに先立って, ブラックマン裁判官が執筆した, 1973 年 1 月 22 日の Roe v. Wade 判決においては, 憲法上のプライバシーの権利の名の下に, 実体的デュー・プロセスの法理が完全に復活するが, 「これらの判決は, また, その [プライバシーの] 権利が結婚, Loving v. Virginia, 388 U.S. 1, 12 (1967), 生殖, Skinner v. Oklahoma, 316 U.S. 535, 541–542 (1942), 避妊, Eisenstadt v. Baird, 405 U.S. at 453–454; *id.* at 460, 463–465 (White, J., concurring in result), 家族関係, Prince v. Massachusetts, 321 U.S. 158, 166 (1944), そして, 子の養育および教育, Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, 535 (1925), Meyer v. Nebraska, *supra* に関連する活動に何らかの広がりを持つということも明らかにする」(123) と判示され, Meyer および Pierce は, 他の判決とともに, 憲法上のプライバシーの権利を根拠づけるものとして援用されている(124)。

最後に、レーンクィスト長官が執筆した、1997年6月26日の Washington v. Glucksberg 判決においては、「一連の長々と続く判決において、我々は、権利章典によって保護される特定の自由に加えて、デュー・プロセス条項によって特別に保護される『自由』が、結婚する権利、Loving v. Virginia、388 U.S. 1 (1967)、子を持つ権利、Skinner v. Oklahoma ex rel. Williamson、316 U.S. 535 (1942)、子どもたちの教育と養育を指図する権利、Meyer v. Nebraska、262 U.S. 390 (1923); Pierce v. Society of Sisters、268 U.S. 510 (1925)、結婚のプライバシーに対する権利、Griswold v. Connecticut、381 U.S. 479 (1965)、避妊具を使用する権利、ibid、Eisenstadt v. Baird、405 U.S. 438 (1972)、身体の完全さに対する権利、Rochin v. California、342 U.S. 165 (1952)、そして、中絶に対する権利、Casey、supra、を含むと判示してきた。我々は、また、デュー・プロセス条項が望まない救命の医療処置を拒否する伝統的な権利を保護すると仮定し、そのことを強く示唆している。Cruzan、497 U.S. at 278-79.  $\int_{-1025}^{1025}$  と判示されている。ここでは、「歴史と伝統」アプローチと結びついた、主張されている基本的自由の利益の「注意深い叙述」の要件の下、憲法上のプライバシーの権利への言及が封印され、それに代わって、デュー・プロセス条項の「自由」を根拠として、基本的自由の利益が語られている (226)。

<sup>(123)</sup> See Roe v. Wade, 410 U.S. 113, 152-53 (1973).

<sup>(124)</sup> なお、Roe 判決が憲法上のプライバシーの権利を承認する際に、Meyer および Pierce を先例として引用していることに対しては、両判決において違憲とされた法律を争った保守的なルター派の信者やカトリック教徒がそのことを知ることができたならば、彼らの学校を救った合衆国最高裁を心から歓迎することはなかったのかもしれないとする論評がなされている。See William G. Ross, The Contemporary Significance of Meyer and Pierce for Parental Rights Issues Involving Education, 34 Akron L. Rev. 177, 179–80 (2000).

<sup>(125)</sup> See Washington v. Glucksberg, 521 U.S. 702, 720 (1997).

<sup>(126)</sup> See also Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558, 593 (2003) (「「実体的デュー・プロセス」として知られる法理を適用している我々の意見は、その制約がやむにやまれぬ州の利益に仕えるよう狭く仕立てられていない限り、州が基本的な自由の利益を侵害することをデュー・プロセス条項は禁止すると判示する。Washington v. Glucksberg, 521 U.S. at 721.」(強調は原文)).

以上,見てきたように,Meyer 判決の法理は,合衆国最高裁判所の後の裁判官によって,判決の文脈から切り離され,独自の根拠と解釈を与えられて,援用され続けている。元々,ポリス・パワーの正当な行使かどうかの観点から司法審査を行い,当該州法を違憲と判示した判決を,司法審査のモードが全く異なる現代の裁判所が,保護される自由の観点からこれに着目し,法理の新たな展開を正当化するために援用しようとすれば,それ相応の創意工夫を要し,技巧的な再解釈に依拠することになるのは,言わば当然のことなのかもしれない(127)。ここには,判例法の展開を支えるための,先例による正当性の調達の問題が集約的に存在している(128)。

#### おわりに

Meyer v. Nebraska 判決は、判決が下された時期とその時代の司法審査の方法にもかかわらず、その結論の多元的で、自由を擁護する性格の故に、後世に大きな影響を及ぼし続けている。もっとも、多数意見を執筆した裁判官が保守反動の権化として知られていたマクレノルズであり、かつ、Meyer 判決が、Pierce 判決と並んで、マクレノルズの書いた唯一の後世に残っている判決であることは、合衆国最高裁判所の歴史において、大きな矛盾の一つと言えるであろう(129)。しかし、このことは、逆説的ながら、むしろ、その判決内容を慎重に吟味する必要性に注意を促すことになり、その結果、判決の内容理解にとっては、各裁判官の価値観や政治的信条、司法哲学といった要素が微妙な差異をもたらすということが了解されることになる。こうして、判決がどのような含意を持っているかを十全に理解するためには、事件の背景や来歴だけでなく、判決当時の時代の文脈を読み、判決文には必ずしも現れることのない様々な要素を慎重に見極める必要があるということを、本判決は改めて示している。

※本稿は、元々は、ある論文集に寄稿したものであるが、諸般の事情により、本誌に掲載することになったものである。

※本稿は、拓殖大学政治経済研究所・2016年度個人研究助成の研究成果の一部である。

(原稿受付 2016年8月23日)

<sup>(127)</sup> 逆に、モードが異なればこそ、保護される自由についての自由な解釈が可能になったのかもしれない。

<sup>(128)</sup> See Philip Bobbitt, Constitutional Fate: Theory of the Constitution 240 (1982) (「先例の現在の利用は、その先例を変形させるのであり、それ故、初期の事件は、後に述べられた用法に照らして解釈されなければならない。」).

<sup>(129)</sup> See Woodhouse, supra note 5, at 1084.

# 2000年代の労働力フローから見る男女の動向\*

杉浦立明

#### はじめに

総務省統計局『労働力調査』によると、完全失業者<sup>(1)</sup>(以下「失業者」)は 2016 年 7 月時点に 男女計で 203 万人である。 2000 年以降の失業者の数値では、 2003 年 4 月に男女計で 385 万人を 記録して以降、極めて少ない水準にまで改善した。この水準を鑑みれば、最近の雇用問題は失業 ではなく人手不足が大きな課題となっている。『労働力調査』の多くの指標は「ある時点における就業状態」を中心として数値が公表されている。そのため、失業者数あるいは完全失業率(以下「失業率」)もストックデータである。雇用の状態を見る上では、ストックの数値も重要であるが、雇用の状態変化すなわち「労働力フロー」データの動きを見ることも重要である。例えば、失業者数の減少は、失業者が就業したことによる変化なのか、または失業者が非労働力化したことによる変化なのかを区別する必要はあろう。この区別をしていない雇用政策は適切な成果を必ずしももたらすことにはつながらないであろう。

安倍晋三政権は、女性の更なる活躍を政策課題<sup>②</sup>として掲げている。欧米諸国に比べると、日本の女性労働力率は小さく、景気後退期には労働市場から退出することが多いと言われてきたが近年その効果が弱くなっていることが示す研究<sup>③</sup>もある。そのため、男女別に労働力フローの大きさを見る意義は十分あろう。そこで、本稿では、『労働力調査』から労働力フローの数値を算出して、男女別にその動向を見ることを目的とする。この結果を利用して労働市場への参入や退出、就業と失業の移動、等が分析できる。なお、労働力フローの算出に当たり、『労働力調査』の公表値から求めるものとする。

さらに、『労働力調査』では2009年1月以降から15~34歳,35~54歳,55歳以上の年齢別の数値が公表されている。そこで、2009年以降の15~34歳<sup>(4)</sup>の若年者についても、男女別に労働力フローを算出して、その動きが年齢計のそれと同じなのか、異なるのかを見てみる。ただし、残念ながら、データの利用期間の制約により、若年者について世界金融危機後のショックの効果を直接見ることはできないが、若年者の労働力フローに影響を与えているかどうかを推察することはできよう。また、女性も学校を卒業したら働くことが日常的になっている。女性活躍社会を推進する上でも、若い女性の労働力フローの動きを知ることは有意義であろう。

多くの先行研究は高い失業率が問題となっていた 2000 年代初頭のものである。また、男女別ではなく男女計で分析しているものが多い。労働力率は男性と女性とでは大きく異なる。そのため、労働力フローの動きを男女計で見ても労働市場の実態を正しく捉えることにはならない。そこで 2000 年以降のできる限り最新の数値を利用して、男女別に労働力フローを算出したことが本稿の主たる貢献である。本稿の構成として、1 節でフローデータの概略の説明を行う。2 節で労働市場のストックデータとして失業率及び労働力率の動きを示す。3 節で労働力フロー及び推移確率を示す。4 節で若年者の労働力フロー及び推移確率を示す。

# 1. フローデータ

『労働力調査』では、同一調査世帯を2か月連続して調査して、各月ごとに調査世帯の半数を 交代する調査方法を実施している。この世帯の中から、2カ月の調査をした半数の調査世帯を対 象にして、前月から今月にかけての労働力の状態変化を集計したものが労働力フローデータであ る。

労働力の状態を、「就業者<sup>⑤</sup>(E)」、「失業者(U)」、「非労働力<sup>⑥</sup>(N)」の3つに区分して、その 状態移動の様子を図1にまとめた。図1の各記号は、先月就業しており今月失業した場合は 「EU」、先月就業しており今月非労働力化した場合は「EN」、先月の失業者が就業した場合は 「UE」、先月の失業者が非労働力化した場合は「UN」、先月の非労働力で今月就業した場合は 「NE」、先月の非労働力で今月求職活動をして失業者となった場合は「NU」である。以上のように労働力フローの大きさは大文字で表すものとする。なお、先月も今月も就業者である場合は 「EE」、先月も今月も失業者である場合は「UU」、先月も今月も非労働力のである場合は「NN」 の3つの状態も存在する。ただし、本稿ではフローの状態変化に絞り、「EE」「UU」「NN」の 状態を除いて分析を進める。

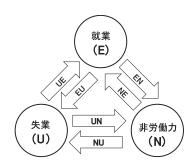


図1 労働力のフロー状態

労働力フローの算出に当たり総務省統計局『労働力調査』や『労働力調査特別調査』の個票データを直接利用した研究も増えている。例えば、黒田(2002)、黒田・山本(2003)、太田・照山

(2003), 桜 (2006), 永瀬・水落 (2009), 長尾・高野 (2015) などがある。これらの研究の多くは、高失業率が社会問題となった時期を中心に研究されており、2000 年代初めまでのデータが活用されている。Esteban-Pretel, Nakajima and Tanaka (2011), Miyamoto (2011), Lin and Miyamoto (2012) などは、世界金融危機後の急激な失業率上昇の要因を分析している。以上の研究の分析期間の多くは 2010 年までで留まっている。なお、2009 年の統計法の改正により、公的統計が広く活用できるようになりつつある。しかし、欧米諸国に比べると、公的統計データの利用にまだ制約が多い。そのため、本稿では公表値を利用して労働力フローデータを算出する。

労働力フローデータ算出の基礎データは、総務省統計局 e-stat から 2000 年 1 月以降について基本集計第 7 表として入手できる。しかし、この 7 表の数値をそのまま利用できない。この 7 表の数値をそのままフローデータとして利用した場合には、調査世帯の入れ替えや転居・死亡等によって、7 表の数値とストックデータには乖離が生じる。そのため、ストックデータの動きに合うように 7 表の数値を修正する必要がある。その修正方法として、労働省(1986)に倣う。この修正方法の要点は、労働力の状態移動の情報のない転出者や転入者のデータを取り外して、ストックデータの大きさに合うように 7 表のフローの数値を修正するものである。労働省(1986)の修正方法® の詳細を末尾に付録として掲載する。

桜(2006)は、労働力フローに関する有益なサーベイを行っており、ストック値とフロー値の不整合の問題への対処方法についても紹介している。今井(1986)では、ストック増減調整モデル、比例反復法、転出入調整モデルによる修正を説明している。太田・照山(2003)では、『労働力調査』の個票データを直接利用してストック値と整合的なフロー値を調整する方法を説明している。以上のようにフローデータの修正方法はいくつも存在している。多くの研究では労働省(1986)によるフローデータの修正方法は利用されている。この修正方法では、個票原本を特別に用意しなくても、公表値のみから修正フローデータを算出できる利点があるからである。

本稿では2000年1月~2016年6月までの『労働力調査』の月次調査結果を利用して、労働省(1986)に倣い男女別に労働力フローデータを算出する。修正結果には、季節性が含まれている。季節性の除去として、各数値の12か月の累積値を算出する。その結果、季節性は除去される。さらに、12か月の累積値は12で割った換算値<sup>(9)</sup>に基づいて考察する。

フロー値 = 
$$\sum_{i=0}^{11} F_{t-i}/12$$
  $F:$ 各フロー値

さらにフローデータの算出値から、フロー状態への「推移確率」を以下のように定義する。

推移確率 = 
$$\sum_{i=0}^{11} (F_{t-i}/12) / \sum_{i=0}^{11} (S_{t-1-i}/12)$$
  $F$ : 各フロー値, $S$ : 各ストック値

推移確率「eu」は前月就業者の中から今月失業者になった人の比率、失業化率である。推移 確率「en」は前月就業者の中から今月非労働力になった人の比率、労働市場からの退出率であ る。推移確率「ue」は前月失業者の中から今月非労働力になった人の比率,就業化率である。推移確率「un」は前月失業者の中から今月非労働力になった人の比率,労働市場からの退出率である。推移確率「ne」は前月非労働力の中から今月、業者になった人の比率,就業化率である。推移確率「nu」は前月非労働力の中から今月失業者になった人の比率,労働市場への参入率である。以下フローの推移確率は小文字で表するものとする。このような推移確率を利用して,労働力フローの研究の多くは進められてきた。太田・照山(2003)でも12か月累積値に基づいて労働力フローデータ及び推移確率を算出している。照山(2010)は12か月移動平均から労働力フロー及び推移確率を求めている。Lin and Miyamoto(2012)は四半期データに季節調整(X12)を行って労働力フローの推移確率を推計している。季節性除去の方法もさまざま存在しているが、本稿では12か月累積値を利用する。

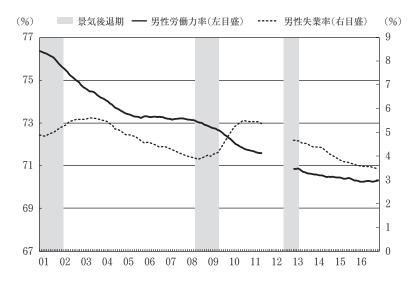
## 2. 労働市場のストックデータの動き

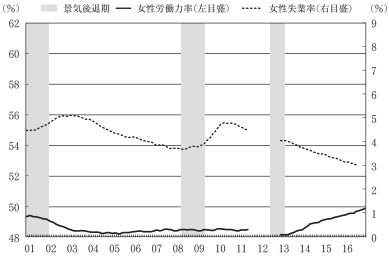
労働力フローデータの動きを見る前に、労働市場のストックデータを確認する。ストックデータとして、男女別の労働力率(労働力人口/15歳以上人口)及び失業率(失業者/労働力人口)を図2に示す。これら労働市場の基礎的な指標についても、労働力フローデータの分析と同じく12か月累積値に加工する。なお、2011年3~8月の間は東日本大震災の影響により、『労働力調査』では全国的な月次の集計結果は公表されていない。また、12か月累積値を算出するため、2011年9月~12年8月の期間の数値は取り扱わないことにする。ただし、基礎的な労働力人口や失業者数等の数値は2011年3~8月の期間について統計局から補完された数値が公表されている。しかし、フローデータの算出に必要な統計指標の補完値は公表されていない。データのない期間について線形補完して必要な数値を修正加工することも考えられる。しかし、修正バイアスの存在を考慮して、本稿ではあえてデータの修正を行わず、公表された統計値のみから分析を行うものとする。そのため、図2にも、2011年3月~12年8月の期間は図示しない。なお、図には内閣府の景気基準日付から景気後退期の領域をシャドーで表示した。以下の労働市場に関する図について図2と同じ処理を行うものとする。

季節性を取り除いた 12 か月累積値のため、男女共に労働力率及び失業率の動きは滑らかである。男女共に失業率は景気の遅行指標である。また、2013 年以降は失業率が大きく低下傾向にあり、最近の失業率の水準は 2000 年以降では極めて低い水準にある。

一方で、労働力率は失業率とは異なり、その動きは景気変動には大きな影響を受けていない。 また、男女で水準及び動き方が大きく異なる。この労働力率の水準及び動き方が男女で異なること とを踏まえれば、男女別に労働力フローの動きを見ることの重要性は理解されよう。

男性労働力率は低下の傾向を示している。人口の高齢化に伴い、生産年齢の労働力人口が減少していることが主たる原因であろう。高齢人口の増加は、労働力率を引き下げる。その一方で、





備考:2011 年 3 ~ 8 月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011 年 9 月~12 年 8 月 の間は 12 か月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示。

図2 労働市場のストックデータ(12か月累積値)

定年年齢の延長や廃止など、高齢者の雇用推進政策が進められている。しかし、男性労働力率を 見る限り、男性高齢者の活用が大きく進んでいるとは必ずしも言えない。

他方で、女性の労働力率は、長らく50%を下回る水準を示していたが、最近は上昇して50%の水準に迫っている。この女性労働力率の動きは、2000年代に見られなかったことである。高齢人口の増加は、男女共に共通している。ただし、高齢女性が就業するようになったのではなく、これまで就業していなかった女性が労働市場へ参加するようになり、女性労働力率は上昇傾向にある。このことの裏付けは後述する。人手不足の景気拡張期に加えて、女性の社会参加、労働参加をより進める政策の効果がもたらされているとみなせる。

## 3. 労働力フローの動き

1節の修正方法から算出した労働力フローの数値を男性について図 3 に、女性について図 4 に示した。図には、労働力フローとして、EU と UE 及び「EU—UE」、EN と NE 及び「EN—NE」、NU と UN 及び「NU—UN」も示した。なお、前節にて説明したように、2011 年 3~8 月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。また、2011 年 9 月~12 年 8 月の間は 12 か月累積値で数値を算出できない。

#### 就業・失業のフロー

景気後退期にやや遅れて、就業から失業へのフローの EU、失業から就業へのフローの UE は 男性では顕著に大きくなっている。その結果、男性では「EU―UE」の増加によって景気後退期 に失業者数が増加しており、「EU―UE」の減少によって景気回復期に失業者数が減少している ことが分かる。とくに 2008 年の世界金融危機による急激な失業率悪化には、男性では「EU―UE」の急激な増加が図より認められる。

一方で、女性は男性に比べると「EU―UE」の増加は大きくはない。女性 EU は男性 EU よりも数値は小さく、景気後退期の増加量も男性に比べて小さい。失業者数の増加は、主に男性で発生していると言えよう。

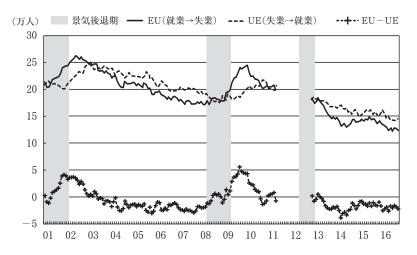
## 就業・非労働力のフロー

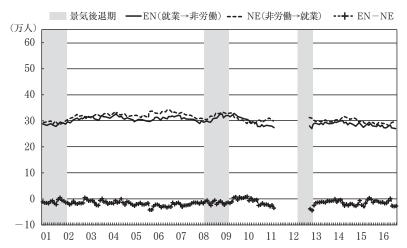
就業と非労働力のフローの EN と NE の動きは、男性ではほぼ一定量であり、実に安定した動きを示している。このことは、労働市場において、正社員の雇用を維持する新卒一括採用及び定年退職の日本的な雇用慣行体系が依然として機能していることによるものであろう。男性の「EN—NE」の大きさも女性に比べて小さい。

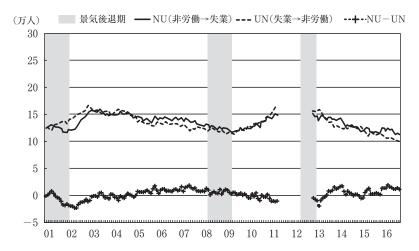
一方で、女性フローの EN と NE は男性の約 1.5~2 倍の量を計上している。非労働力人口から労働市場への参入を示す NE の多くは女性であることが確認できる。この「EN—NE」の数値はマイナスを示しており、ストックとしての就業者数の増加を意味する。

#### 非労働力・失業のフロー

非労働力は高齢化の影響を受けて、非労働力の増加傾向を考慮する必要がある。非労働力化している人の大半は、就業からの流入であり、非労働力への流入は男性では定年退職による労働市場からの退出である。なお、労働市場のフローデータの動きを正確にとらえるために、65歳以上の高齢者の影響を取り除く必要はある。しかし、公表値のみから65歳以上のフローデータを算出できず、高齢者の影響を取り除くことはできない。そのため、男性の就業から非労働力への



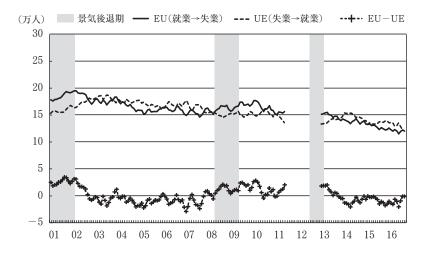




備考: 2011 年3~8月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011 年9月~12年8月 の間は12か月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示。

の間は12か月系慎旭を昇山できない。京太仮返期の領域をファトーで表小。

図3 労働市場のフローデータ (男性, 12 か月累積値)



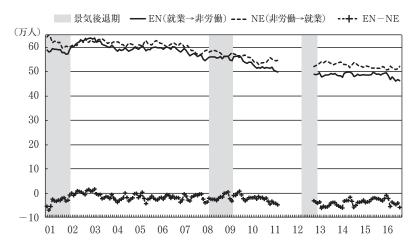




図4 労働市場のフローデータ(女性,12か月累積値)

フローの動きには65歳以上の影響を受けることに注意を払う必要がある。

非労働力と失業のフローの NU と UN の動きは、男女共に景気後退期にやや遅れて増加して、その後減少するという同じ方向の動きを示している。 UN の大きさに注目すると、景気後退期に失業者が非労働力化する求職意欲喪失の効果は、次第に弱まっていることが窺える。この動きは、女性失業率の 2000 年代末以降の趨勢的な減少の傾向とも合致している。

続いて、各労働力フローからのフロー状態への推移確率を、男性について図5に、女性について図6に示した。

#### 就業からの推移確率

就業からの推移確率は、景気後退期にやや遅れて若干上昇を示している。男性の en 確率は女性のそれよりも小さく、男性の eu 確率は一部の期間(2002 年 8~11 月、03 年 3 月、09 年 7~9 月、11 月、10 年 2・3 月)を除いて女性のそれよりも小さい。ただし、この一部の期間における男女の差はそれほど大きくない。

日本的雇用制度の見直しが進められていると近年報道されることがある。しかし、依然として 男性の就業は安定的であり、図5を見る限り男性 en 及び eu 確率は共に大幅な上昇を示してい ない。このことから男性の労働市場の流動性はきわめて低いことが分かる。

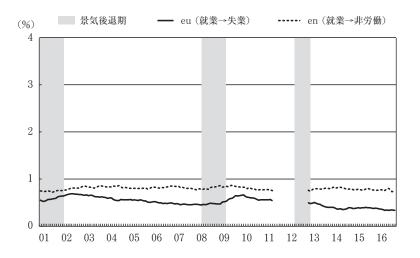
一方で、女性の en 確率は趨勢的に低下の傾向を示している。2000 年代末からの女性失業率の低下傾向は、就業から失業への確率が低下したことによるところも反映している。

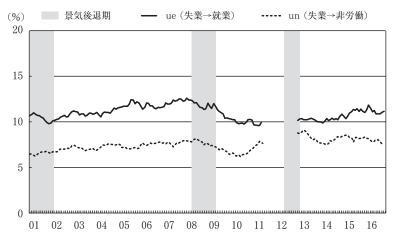
## 失業からの推移確率

失業からの推移確率について、男性の un 確率と ue 確率は、女性のそれよりも小さい。就業からの推移確率に比べると、失業からの推移確率の男女差は大きく、un 確率での男女差は目立っ。

景気後退期に un 確率は低下しており、その結果失業者数の増加、失業率の上昇につながっている。男性 un 確率は、景気後退期に低下して、景気拡張期に上昇という景気循環に対応した動きを見せている。加えて、図 2 から 2008 年以降の長期的な男性労働力率の低下傾向の影響も受けているのであろう。男性労働力率は、2007 年 1 月に 73.2%から 11 年 2 月に 71.6%と 1.5 ポイント低下しており、その後も低下し続けて 16 年 6 月に 70.3%である。この男性労働力率の低下傾向は、2007 年から団塊の世代が 60 歳になり定年を迎えたことによることの影響が大きい。この男性高齢者の労働市場からの退出によって、男性 un 確率の大きさは、2007 年以前の水準とそれ以降とでは異なる。

他方で、女性の un 確率と ue 確率の動きは男性とは明らかに異なる。 un 確率の方が ue 確率 よりも一部の時期(2006年11・12月、07年4~6月、13年10~14年5月、15年6~10月、15年12~16年2月)を除いて大きい。このような推移確率の大小関係の反転は男性では起こらな





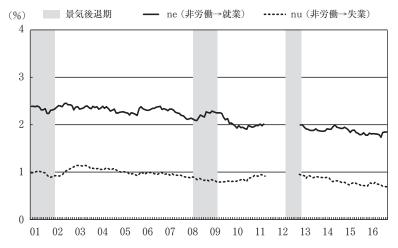
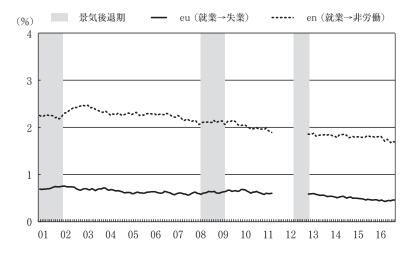


図5 推移確率 (男性, 12 か月累積値)





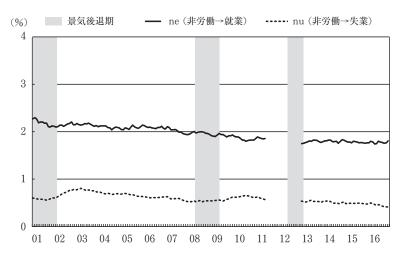


図6 推移確率(女性,12か月累積値)

い。このような推移確率の反転の起こる原因として、女性が失業者としての職探しよりも労働市場から一時的に退出していることが考えられる。とくに、2008年の世界金融危機以降に、ue 確率が大きく落ちこむ一方で、un 確率も大きく低下せず、前者よりも後者の方が上回り続けていた。この時期に女性失業率は急上昇している。同時に非労働力化した女性も存在して、女性の失業者の増加がその分抑制された可能性も示している。

また、図 2 から女性労働力率は 2012 年以降上昇傾向にあり、2012 年 8 月に 48.2%から 16 年 6 月に 49.9%と 1.7 ポイント増えている。この上昇の背景には、景気の拡大に伴う人手不足の状態によるところが大きい。この状態も受けて、2013 年以降の女性の ue 確率の大きさは 12.5 から 15.0 の間の高い水準で推移している。

## 非労働力からの推移確率

非労働力からの推移確率について、男性の ne 確率と nu 確率は、女性のそれよりも若干大きい。新卒一括採用制度によって、毎年一定数の若者が就業していることが反映している。景気後退期に男女共に ne 確率の低下が見られるのは、新卒採用計画の抑制も影響しているのであろう。

以上の推移確率の算出結果は、過去の研究結果とも合致している。例えば、照山(2010)では、1980年代以前には、不況期の失業率の増加を抑制する要因として、女性において求職意欲喪失効果が強く働いていたことを指摘している。1990年代の失業率上昇期には、失業から非労働力へのフローが非労働力から失業へのフローを継続して上回り、ネットでの失業者の非労働力化が進行していた。その後の90年代以降は、失業から非労働力化への推移確率は低下あるいは横ばいとなる。女性が労働市場から退出するのではなく、男性と同じように労働市場への定着の傾向が高まり、求職意欲喪失効果が弱まった。

女性の労働市場への定着傾向が高まった背景として、非正規労働者の増加があげられる。非正規就業者の多くは不安定な雇用形態であり、失業期間は短く、就業期間も短い。そのような労働者が増加すれば、失業への流入と流出が増加して、失業率も上昇することになる。このような雇用形態の増加が、失業頻度を高めて、1990年代以降の失業率の上昇につながったことを照山(2010)では指摘している。

また、照山(2010)は「失業から就業へのフローは、非正規労働の増加」<sup>(10)</sup> によって発生したとしている。非正規労働者は男性より女性の方が多い。そのため、女性は雇用調整費用が小さい非正規雇用者として就業される。景気変動に伴い雇用調整の対象となりやすく、また調整のしやすさから失業から就業への確率も男性よりも高くなっている。

ここで、図6から2010年以降の女性の un 確率と ue 確率の動きを取り上げよう。女性では失業状態を続けるよりも非労働力化する傾向にあった。21世紀になって女性の求職意欲喪失効果は従来に比べて弱くなっている。本稿の推移確率の算出結果を見る限り、女性の求職意欲喪失効

果は依然として存在していると言えよう。2010年代中盤から女性の ue 確率の上昇傾向が続いている。この確率の上昇傾向から、女性は非労働力化よりも非正規就業であっても就業を選ぶようになっていることが窺える。

景気後退期に、世帯所得が減少してその分を補うために、就業していなかった女性が労働市場に参入する動きもある。女性の労働市場には、退出する人と参入する人が同時に存在している。このように同時に存在していることが女性のフローデータの動きを男性に比べて複雑にしている。近年この動きがより活発に起こり、女性の un 確率と ue 確率の動きが以前に比べて異なる動き方を示している可能性がある。ただし、集計値からフローデータを算出しているため、女性の労働市場からの参入と退出の動きを厳密に分離できてはおらず、推移確率の大きさや動きについて慎重に吟味する必要がある。

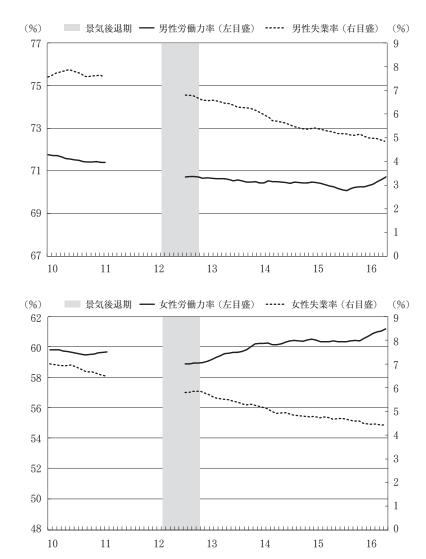
# 4. 15~34 歳の労働力フロー及び推移確率

最後に、15~34歳の若年者について労働力フローデータ及び推移確率を算出する。新卒一括採用制度もあり、日本の若者の就職は他の欧米諸国に比べて比較的容易とされている。2008年の世界的な金融危機の発生は、新卒者の就職市場にも大きな影響を与えた。このショックの影響を受けて若者の失業率も急激に上昇した。求職者支援制度の創設や若年者トライアル雇用制度、新卒応援ハローワークなど各種の若者向けの雇用対策及び各種の景気対策の実施を受けて、失業率は次第に低下した。ただし、利用データの制約があるため、こうした政策の効果を直接検証することはできないが、若年者の労働力フローの動きから、若年者の労働市場の実態を捉える。

若年者の労働力フローの動きを見る前に、労働市場のストックデータの動きを図7にまとめた。若年者の労働力率の動きは、男女で異なる。労働力率は、男性では2015年前半まで低下傾向にあるが、女性では上昇傾向にある。若年女性の労働力率(年平均)は2000年に56.0%で、15年に60.3%と60%を超える水準は13年以降のことである。参考までに、女性35~54歳の労働力率は2000年に67.8%で、15年に75.1%と70%を超えている。若年女性よりも中年女性の方が労働力率は大きい。ただし、この労働力率は、非正規就業者も含まれており、中年女性の多くはパートタイム就業である。

一方で、失業率は、男女共に低下の傾向を示している。年齢の高い人より若い人の方が就職しやすい、若者は適職探しという理由で年齢の高い人より仕事をやめやすい、などの理由から年齢の若い人の方が失業率は高い。景気回復に伴う新卒市場の好転や人手不足の状態を反映している。若年失業率(年平均)は、2000年に男性で6.6%で、女性で7.0%で、15年に男性で5.1%で、女性で4.6%で、20000年以降で最も低い水準に現在ある。

続いて、年齢計と同じ手法で若年者の労働力フローの数値及び推移確率を算出した。その結果 を、労働力フローの数値について男性を図8に、女性を図9に、推移確率について男性を図10



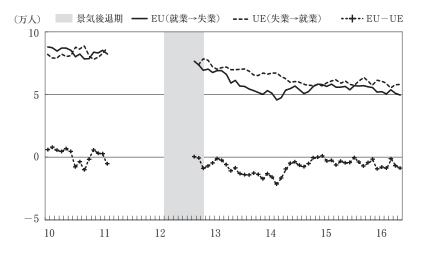
備考: 2011 年3~8 月の間は東日本大震災の影響により集計結果が存在しない。2011 年9 月~12 年8 月 の間は12か月累積値を算出できない。景気後退期の領域をシャドーで表示。

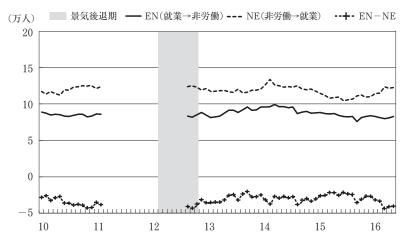
図 7 労働市場のストックデータ(15~34歳, 12か月累積値)

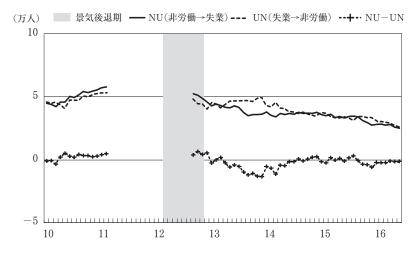
## に,女性を図11に示した。

## フローデータの動き

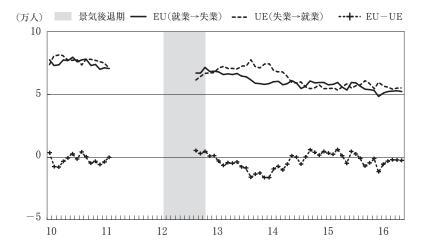
調査結果の制約からデータ期間の短さに注意する必要もあるが、若年層のフローデータの動きは、先の年齢計のその動きと概ね同じである。ただし、年齢計のフローの動きと若年層のそれが異なる動き方を見せているものがある。非労働力から就業への NE は、2015 年以降に男女共に増加している。新卒市場の好調さ及び労働市場全体の人手不足が原因として、若年者への求人が増えている。この結果、非労働力から就業への NE が増えている。

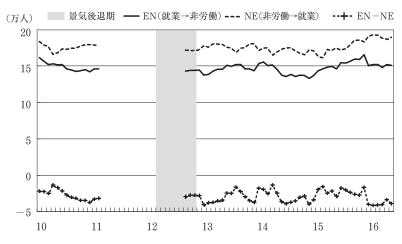






則は12か月系慎胆を昇山できない。京太仮返期の関域をフォトーで表小。





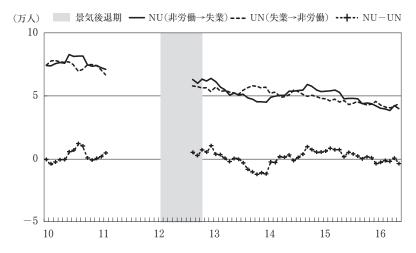


図 9 労働市場のフローデータ (女性 15~34歳, 12 か月累積値)

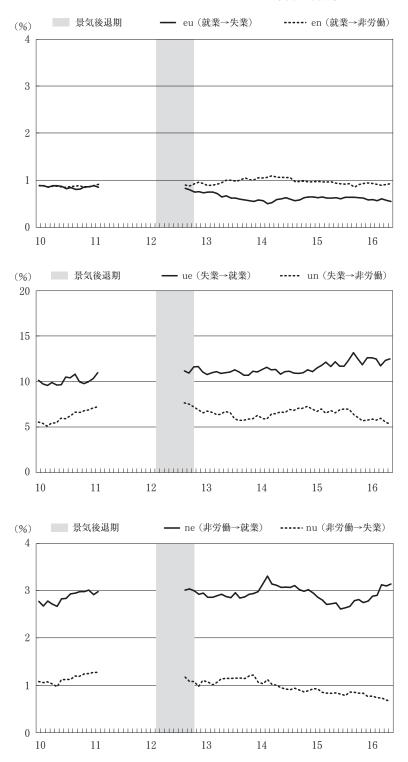


図 10 推移確率(男性 15~34歳, 12 か月累積値)

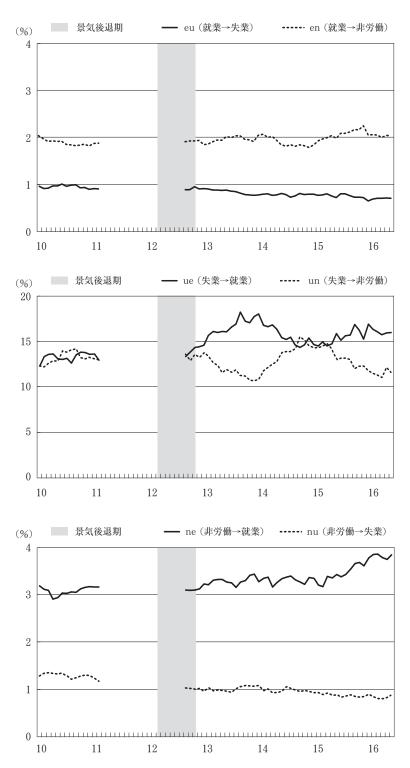


図11 推移確率(女性15~34歳,12か月累積値)

Esteban-Pretel, Nakajima and Tanaka (2011) による 1983~2008 年の労働力フローの分析 結果では、1990 年代に育児期に当たる 25~34 歳女性労働力率が上昇して、非労働力化した労働力フローが大幅に減少したことを指摘している。分析期間及び年齢区分の仕方は異なるが、15~34 歳の若年女性の非労働力化する労働力フローの動きは目立っておらず、先行研究の実証 結果とも一致している。

#### 推移確率の動き

若年層の推移確率の動きは、前述した年齢計の動きと概ね共通している。この 15~34 歳には、新卒者だけでなく、結婚・出産して退職する女性も含まれている。この年齢階級の区分の仕方が、5 歳区分や 10 歳区分に比べて広いこともあり、年齢計とよく似た動きになっている可能性があろう。なお、データの利用期間の制約もあるが、若年者の就業が長期間に渡り金融危機による影響を受けていたとは言えない。

しかし、年齢計の推移確率と若年層のそれとでは異なる特徴がある。年齢計の推移確率は、ne 確率と nu 確率については男性の方が女性よりも大きい。一方で、若年層では ne 確率は男性より女性の方が大きく、nu 確率も男性より女性の方が一部の期間(2010 年  $1\sim12$  月、12 年  $9\sim11$  月、13 年  $1\sim12$  月、14 年  $2\sim5$  月、15 年  $1\cdot2$ 、10 月)を除いて大きい。若年女性の労働市場への参入が近年活発になり、非労働力化しにくくなったことを裏付けていよう。

また、年齢計の推移確率と同じように若年層でも、女性の un 確率と ue 確率の動きは男性とは明らかに異なり、un 確率と ue 確率の大小関係が反転する一部の時期がある。この間の 2010 年 6~9 月、12 年 9 月、14 年 10~11 月、15 年 4 月を除いて、女性 un 確率は ue 確率よりも大きい。このような推移確率の大小関係の反転は若年男性では起きていない。労働市場にそのまま失業者として滞留し続けるか、非労働力化するかの選択は、女性特有の現象である。この現象は常時発生するのではなく、景気循環の中で一時的なものとして発生している可能性が示唆される。一方で、2014 年中盤から景気拡大に伴い女性の un 確率より ue 確率の方が大きくなっている。

なお、2013 年 11 月から 14 年 11 月にかけて女性の un 確率は上昇している。この上昇傾向は新たに失業者となる人が減少したものである。図 9 から同期間に女性の NU と EU はほぼ横ばいの水準である。良好な雇用環境の中で、非労働力化する人よりも失業者数減少のペースの方が大きいため、女性の un 確率が上昇した。

景気拡大に伴う人手不足の影響で、若年女性は就業しやすくなっている。図7の若年女性の労働力率を見ると、2012年8月に58.9%から16年6月に61.2%と2.3ポイント上昇している。一方で、同期間に年齢計の女性では1.7ポイントの伸びであることを踏まえると、若年女性の労働市場への参入は旺盛である。ただし、就業形態として非正規就業の場合も依然として多い。非労働力として働かないことよりも、非正規就業者として働くことを選択する傾向が女性でも高まっているのであろう。

加えて、平均結婚年齢が上昇した分、30歳代前半で育児のため就業を継続するかどうかの選択する必要がある。そのため、この15~34歳という年齢区分には、育児のため労働市場からの退出する人と、育児が一旦終わり労働市場に参入する人が併存している。そのため、労働市場からの退出・参入の動きが活発に起きると、その動きは複雑になり解釈にも注意を要する。しかし、本稿の公表値からの推計に当たり集計値を利用しているため、個々の労働市場からの参入・退出の動態を厳密な意味で把握できるものではない。また、子どもの有無やその年齢といった属性は分からない。こうした育児の情報も結びつけて労働力フローを分析することは今後の課題である。なお、若年者の就業を考える際には新卒採用の慣行も考慮する必要がある。2008年以降の景気後退期には新卒採用が一時手控えられた(ロ)。そのため、企業の年齢構成に偏りが生じている場合もある。また、企業においても従業員の高齢化が進展している。そのため、若年者の求人数が一層高まっている。安倍晋三政権下で女性人材活躍を目指す政策の下で、女性の求人がより一層高まっていることもあげられよう。以上のことも受けて、女性の ue 確率及び ne 確率が男性のそれよりも大きな数値を示しているであろう。このような現象が一時的なものがどうかは今後も注視していく必要がある。

## おわりに

本稿では、総務省統計局『労働力調査』の月次公表値から労働力フローデータ及びフロー状態への推移確率を男女別に算出した。その結果得られた知見として、推移確率の動きとして「就業から失業」「就業から非労働力」「非労働力から就業」「非労働力から失業」では男女でほぼ同じような動きを示す。一方で、「失業から就業」「失業から非労働力」では男女で異なる動きを示す。景気後退を受けて、男性は失業者として労働市場に滞留し続けるが、女性は失業者として滞留する場合と非労働力化して労働市場から退出する場合(求職意欲喪失)の2つの選択肢が存在するため、女性の労働力フローの動きや大きさは男性のそれと異なる。女性の求職意欲喪失効果は近年弱まったと言われているが、本稿の算出結果から依然として存在することが示唆される。

2000 年代中盤からの「失業から就業」「失業から非労働力」の推移確率の動きは男性と女性とでそれまでと異なっており、とくに女性では大きく異なっている。景気後退期には、求職意欲喪失効果だけでなく、世帯所得が減少した分を補うため女性が労働市場に参入する動きもある。女性の労働市場では、退出する人と参入する人が同時に存在しており、女性のフローデータの動きを男性に比べて複雑にしている。また、近年この動きが活発に起きており、以前と異なる動きを見せている可能性がある。ただし、集計値からフローデータを算出しているため、女性の労働市場からの参入と退出の動きを厳密に分離できてはおらず、推移確率の大きさや動きについて慎重に吟味する必要がある。

15~34歳の若年者についても労働力フローデータ及びフロー状態への推移確率を算出した。

その結果,若年者の推移確率の動きは年齢計のそれと概ね共通している。年齢計の「非労働力から就業」の推移確率の大きさは男性より女性の方が小さいが,若年者のそれは男性より女性の方が大きい期間が近年目立つ。近年の人手不足と女性活躍社会の推進も受けて,若年女性の就業が増えている。また,年齢計の「非労働力から失業」の推移確率の大きさは男性より女性の方が小さいが,若年層のそれは若年者のそれは男性より女性の方が大きい期間が近年一部存在している。このことは若年女性が労働市場から退出せず,失業者として滞留し続ける傾向が強くなっていることを示している。

ただし、これら事実の背後にある労働市場の動態メカニズムの解明にはさらなる分析が必要である。本稿は動態メカニズムの解明につながるための統計的事実を明らかにするための考察である。今後の課題を以下にあげる。

労働力フローデータ分析のために、年齢別データの詳細な分析が必要となろう。そのためには、 『労働力調査』の個票の入手も必要となる。統計調査の個票原本に自由にアクセスできるもので はないため、研究計画及び体制を十分に構築しなくてはならない。先行研究には年齢階級別や前 職の従業上の地位別や雇用形態別など詳細な区分をしたものもある。そのような研究を参考にし つつ男女の就業行動及び雇用構造の解明を試みる。

本稿の労働力フローデータの算出方法として利用頻度の高い労働省(1986)によった。しかし、この算出方法は公表値から算出できる利点がある。しかし、算出結果の信頼性をより高めるため労働力フローの精緻な算出方法が必要となる。新しい算出方法の導入により推移確率の推計結果の信頼性もより高まる。

東日本大震災の影響により、一部の期間について労働力フローデータの算出ができなかった。この欠落した期間の扱いについても今後検討する必要はあろう。とりわけ 2009 年以降に『労働力調査』から年齢別の数値が公表されているが、データの欠落期間が存在するため、分析期間が必ずしも十分確保できなかった。今後も労働力フローデータの研究を進めていき、若年者の労働力フローの数値に十分な数を確保して、実証分析に努めたい。

近年労働力フローデータも利用して、失業率や就業率なども加味した構造型 VAR モデルの推計から雇用の変動がマクロ経済に与える影響をシュミレーションした研究(12) も行われている。マクロ経済ショックが男女別の雇用量に与える影響を解明した研究はあまりない。数値シミュレーションも含めて男女別労働力フローの動態メカニズムの解明につながる実証分析を今後試みる。

\* 査読段階において匿名の審査員から有益なコメントを得た。ここに記して感謝の意を表したい。本稿の ありうべき誤謬の責は全て筆者に帰するものである。

《注》

(1) 総務省統計局『労働力調査』 による「完全失業者」の定義は、次の3つの条件を満たす者として

- いる。1) 仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった (就業者ではない)。2) 仕事があればす ぐ就くことができる。3) 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた (過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)。
- (2) 安倍晋三首相は2007年1月25日の施政方針にて「女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」を打ち出した。その後、女性の活躍を推進するための諸政策を実施している。
- (3) 吉田(2005)は労働白書等から公表された2000年までの労働力フロー値を利用して、女性の就業 意欲喪失効果及び追加的労働力効果について回帰分析を行った。その結果、1990年代になりそれ以 前に比べて女性の就業意欲喪失効果が弱くなったことを示している。
- (4) 総務省統計局『労働力調査』第7表の「新たに年齢前月14歳で今月15歳の者」という項目は15歳になった者のみを集計している。調査期間中に誕生日を迎えて別の年齢区分に変更になった人の数は分からない。35~54歳や55歳以上の年齢区分では、公表値のみからフロー量を算出することは難しい。そこで、本稿ではフロー量の算出は年齢計及び15~34歳に限る。
- (5) 総務省統計局『労働力調査』 による「就業者」の定義は調査週間中に賃金,給料,諸手当,内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者である。なお,無給の家族従業者も含める。また,この就業者には厳密には育児(介護)休業中の雇用者等が含まれる。
- (6) 総務省統計局『労働力調査』 による「非労働力人口」の定義は、「就業者」と「完全失業者」以外の者である。
- (7) 公的統計の二次利用として、学術研究や高等教育への利用を図るため「匿名データの作成・提供」と「委託による統計の作成」(「オーダーメード集計」)の制度が整備された。所定の申請・手続きによって、研究目的で利用することも可能となった。統計データの適性かつ厳正な管理が求められている。統計法が改正されるまでは、統計データの目的外利用は原則禁止だったことに比べれば、改正によって学術研究のための利用が可能になった。
- (8) 労働省(1986) 『昭和60年版労働経済の分析』の公表以来,たびたび労働白書や経済白書では労働力フローの分析がなされている。例えば、『平成4年版労働経済の分析』、『平成5年版労働経済の分析』、『平成5年版労働経済の分析』、『平成7年版労働経済の分析』、『平成12年版労働経済の分析』、『平成15年版労働経済の分析』、経済企画庁『平成2年版年次経済報告』『平成4年版年次経済報告』『平成4年版年次経済報告』『平成4年版年次経済報告』
- (9) 太田・照山(2003)に倣い12か月累積値に基づいて労働力フローデータ及び推移確率を算出した。
- (10) 照山博司 (2010), p.4.
- (11) 就職氷河期と言われた 1990 年代末から 2000 年代初頭に新卒就職ができなかった人の「世代効果」を分析した研究もある。不況期に就職した世代はその後比較的長期間に渡り稼得賃金の減少などの不利益を被ることを示した太田(2010) もある。
- (12) 宮本・加藤 (2014), Shimer (2012), Lin and Miyamoto (2012) などがあげられる。

#### 参考文献

Abe, Masahiro, and Souichi Ohta (2001) "Fluctuation in Unemployment and Industry Labor Markets", *Journal of the Japanese and International Economies* 15, pp. 437–64.

Blanchard, Oliver Jean and Peter Diamond (1990) "The Cyclical Behavior of Gross Flows of Workers in the U. S.", *Brookings Papers on Economic Activity*, 2, pp. 85–155.

- Esteban-Pretel, Julen, Nakajima Ryo and Tanaka Ryuichi (2011), "Changes in Japan's Labor Market Flows due to the Lost Decade", *RIETI Discussion Paper Series* 11–E–039.
- Lin, Ching-Yang and H. Miyamoto (2012) "Gross worker flows and unemployment dynamics in Japan", *Journal of the Japanese and International Economies* 26, pp. 44–61.
- Miyamoto, H. (2011) "Cyclical behavior of unemployment and job vacancies in Japan", *Japan and the World Economy* 23, 214–25.
- Pissarides, Christopher A. (2000) *Equilibrium Unemployment Theory*, second edition, Cambridge: MIT Press.
- Shimer, R. (2012), "Reassessing the Ins and Outs of Unemployment", *Review of Economic Dynamics*, 15, pp. 127–148.
- 今井英彦(1986)「労働力フローデータの調整」、『流通経済大学論集』21(2)、pp. 1-17.
- 太田聡一(2010)「若年雇用問題と世代効果」内閣府経済社会総合研究所・樋口美雄『労働市場と所得分配』第15章,慶応義塾大学出版会.
- 太田聰一, 照山博司 (2003)「フローデータから見た日本の失業」, 日本労働研究機構『日本労働研究雑誌』 516 号, pp. 24-41.
- 黒田祥子(2002)「わが国失業率の変動について ─ フロー統計からのアプローチ ─ 」,日本銀行金融研究所『金融研究』 21 巻 4 号,pp. 153-201.
- 桜健一(2006)「フローデータによるわが国労働市場の分析」,『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』 No. 06-J-20.
- 照山博司(2010)「1990年代以降の労働市場と失業率の上昇」『日本労働研究雑誌』52(4), pp. 2-5.
- 長尾伸一, 高野正博 (2015) 「労働力調査の1年間のフローデータを用いた最近の雇用情勢に関する分析」 『統計研究彙報』第72号, pp. 1-24.
- 永瀬伸子,水落正明(2009)「労働力調査のパネル構造を用いた失業・就業からの推移分析」,『総務省統計研修所リサーチペーパー』第19号.
- 永瀬伸子(2011)「2000 年以後の男女の失業構造の分析 ── 労働力調査のパネル構造を用いて構造変化を分析する ──」,『統計と日本経済』第1号, pp.91-111. (www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/journal/2011 0104.pdf)
- 永瀬伸子,縄田和満,水落正明(2011),「『労働力調査』を用いた離職者の再就職行動に関する実証的研究」,『総務省統計研修所リサーチペーパー』第24号.
- 水落正明, 永瀬伸子 (2011), 「若年男女の非正規・無業経験と正規職就業に関する分析」, 『総務省統計研修所リサーチペーパー』第 25 号.
- 宮本弘曉,加藤竜太(2014)「財政政策が労働市場に与える影響について」『フィナンシャル・レビュー』 第120号,pp. 45-67.
- 吉田千鶴(2005)「1975 から 2000 年における日本女性の労働供給構造 就業意欲喪失効果と追加的労働力効果の観点から」『経済系』第 222 集, pp. 37-51.
- 労働省(1986)『昭和61年版労働白書』労働省.

(原稿受付 2016年10月25日)

#### 巻末資料 フローデータの修正方法

昭和60年11月	男									(万人)
		前月の状態								
今月の状態			総数 (a)	15歳以上 人口 (b)	労働力人口 (c)	就業者 (d)	完全失業者 (e)	非労働力 人口 (f)	前月14歳 で今月 15歳の者 (g)	前月いな かった者 (転入) (h)
		公表数值	(前月)	4620	3614	3519	96	981		
総数	(1)	(今月)	(4629) 4666	((4620)) 4610	((3614)) 3604	((3519)) 3508	((96)) 96	((981)) 981	(9)	(0)
今月いた15歳以上人口	(2)	4625	((4625)) 4625	(4616) 4569	(3611)	(3516) 3479	(96) 95	(980) 969	(9)	(0) 47
		3607	((3607))	(3607)	(3583)	(3495)	(89)	(24)	(0)	(0)
労働力人口	(3)	3510	((3510))	3561 (3510)	3542 (3492)	3453 (3483)	(9)	(18)	(0)	(0)
就業者	(4)	98	3492 ((98))	3454	3447	3440	(81)	(6)	(0)	(0)
完全失業者	(5)		98	97	93	13	80	4	0	1
非労働力人口	(6)	993	((993)) 1013	(964) 987	(28) 34	(21) 26	(7)	(956) 953	(9) 9	(0) 17
前月いて今月いなかった者(転出・死亡)	(7)	1	(4)	(4) 41	(3) 29	(3)	(0)	(1)	(0)	(0)

(フローデータ) ((公表数値にあわせた修正フローデータ))

## 付表1

今月/前月	15 歳以上人口		労働フ	力人口	非労働力人口		
15 歳以上人口	Т	4591	L0	3611	N0	980	
労働力人口	L1	3607	11		nl		
非労働力人口	N1	984	ln		nn		

凡例 公表数值

#### 付表 2

今月/前月	労働フ	力人口	就 浏	<b>老</b>	完全失業者		
労働力人口	S	3584	E0	3498	U0	89	
就 業 者	E1	3492	ee		ue		
完全失業者	U1	92	eu		uu		

#### 修正方法

- ① 横の行の計である前月・総数の欄の各労働力状態の数値(a2~a6)を今月の公表数値に置き換える。 同様に縦の列の計である今月・総数の欄の各労働力状態の数値(b1~f1)を前月の公表数値に置き換える。
- ② 前月いなくて今月いた者(転入者)(h1~h7)は全て0人とする。
- ③ 前月14歳で今月15歳となった者(g1~g7)は全てフローデータの数値をそのまま利用する。
- ④ 今月・総数 (a1) の横の行について,前月 15 歳以上人口 (b1) に前月 14 歳以下で今月 15 歳となった者 (g1) の数値を加えて総数の数値とする。
- ⑤ 前月・総数の縦の列(a) について, ④で求めた総数(a1) から今月15歳以上人口(a2) を差し引いて前月いて死亡のため今月いなかった者(死亡者)(a7) の数値とする。これにより転出者は0人となる。今月・死亡者の横の行について(a7~f7), 前月15歳以上人口(b7) は総数(a7) と同じ数値とし、労働力人口(c7) と非労働力人口(f7) はフローデータの数値をもとに比例配分して求め

る。完全失業者(e7)は0人とする。

- ⑥ 前月・15 歳以上の縦の列の各数値 (b2~b6) は,前月・総数 (a2~a6) から前月 14 歳以上で今月 15 歳となった者 (g2~g6) を差し引いて求める。また,今月・15 歳以上人口の横の行の各数値 (b2~f2) は縦の列で見て総数 (b1~f1) から死亡者 (b7~f7) を差し引いて求める。
- ⑦ 労働力人口と非労働力人口との間のフロー値(c3, c6, f3, f6)を求める。付表 1 を使う。L0, N0, L1, N0 は⑥により求められている。ただし T は T = L1 + N1 = L0 + N0 により求めた。ll, nl, ln, nn の間には以下の式が成り立つ。

 $ll+nl=Ll\cdots(1)$   $ln+nn=Nl\cdots(2)$   $ll+ln=L0\cdots(3)$   $nl+nn=N0\cdots(4)$  この式に  $\alpha=(nl+ln)/T$  の数値を与えると,未知数が求まる。  $\alpha$  は労働力人口と非労働力人口との間の異動率を示すものであり,フローデータから求める。  $\alpha=(nl+ln)/(ll+nl+ln+nn)$  斜字はフローデータであることを示す。

- ⑧ 前月・非労働力人口の縦の列(f)について、就業者(f4)と完全失業者(f5)の内訳を⑦で求めた 労働力人口の数値(f3)をフローデータの就業者と完全失業者で比例配分する。また、同様の方法に より今月・非労働力人口の横の行(6)について、就業者(d6)と完全失業者(e6)の内訳を求める。
- ⑨ 前月・労働力人口の縦の列の就業者 (c4) と完全失業者 (c5) の内訳は、横の行で見て 15 歳以上 (b4 及び b5) から非労働力人口 (f4 及び f5) を差し引いて求める。また同様の方法により、今月・ 労働力人口の横の行の就業者 (d3) と完全失業者 (d4) の内訳を求める。
- ⑪ 就業者と完全失業者との間のフローの数値を求める。計算方法は⑦と同じ方法である。付表 2 中の「S」は、S=E0+U0=E1+U1 であり、「 $\gamma$ 」は  $\gamma=(ue+eu)/S=(ue+eu)/(ee+ue+eu+uu)$  である。(斜字はフローデータであることを示す)

出典: 労働省(1986)『昭和61年版労働白書』

〈抄 録〉

# Smiles, Turnout, and the Winning of District Seats:

# Evidence from the 2015 Local Elections in Japan

笑顔・投票率・当選:

2015年政令指定都市議会選挙

Masahiko Asano Dennis Patterson

有権者が特定の候補者に投票する際、候補者の所属政党や掲げる政策などがその投票要因として考えられるが、通常、トリビア(取るに足りない)と考えられている要因が投票に影響しているという研究成果も発表されている<sup>①</sup>。候補者の「容姿」はそのトリビアな要因の一つである。候補者の得票数に関する研究では、候補者の「見た目」はその候補者が獲得する票数に影響を与えることが明らかにされている。本論において、我々はこれらの研究成果を、二つの観点からさらに発展させている。第一の観点は、方法論に関するもので、オムロンが開発した顔認証技術を使うことによって、候補者の「笑顔度」測定における主観的バイアスを回避した分析をしていることである。具体的には、2015年に日本で実施された政令指定都市の市議会選挙について、選挙公報に掲載された候補者の「笑顔度」をこの顔認証技術を使って測定し、「笑顔度」が得票数に影響するかどうかを検証している。図1は本論で計測した候補者の「笑顔度」の実例である。



0% 笑顔度



49% 笑顔度



100% 笑顔度

図1 政令指定都市の市議選挙での立候補者の「笑顔度」

左の小林氏は 0%,中央の江村氏は 49%,そして右のやまず氏は 100%の「笑顔度」が計測された。いずれの数値も、我々が認識する笑顔の程度と近いことがわかる。

第二の観点は、候補者の「笑顔度」が得票率に与える影響力が、選挙区の投票率の高さと関係があるという仮説を検証していることである。結果として、政令指定都市の市議会選挙における候補者ポスターの「笑顔度」が得票率に影響を与えていることが確認でき、また、選挙区における投票率の高低に応じて、その影響力が異なることが明らかになった。

本論では、これまで蓄積された候補者の「見た目」と得票率に関する先行研究を踏まえ、次の 二つの仮説を導き出し検証を行った。

#### 【仮説1】

「2015 年に実施された政令指定都市議会選挙において、選挙公報に掲載された候補者の顔写真の『笑顔度』が高い程、その候補者の得票率は高い」

#### 【仮説 2】

「2015 年に実施された政令指定都市議会選挙において、選挙区の投票率が高いほど、選挙公報に掲載された候補者の顔写真の『笑顔度』が得票率に与える影響は小さい」

仮説2を導き出した根拠は次の通りである。投票する有権者は、既に投票先を決めている人々と、まだ投票先を決めていない人々、いわゆる「浮動票」と呼ばれる人々の二種類に大きく分類できる。ここでは、笑顔の候補者に投票するのは、既に投票先を決めている人々ではなく、むしろ投票先を決めかねている人々と想定している。実際、日本の選挙では、このような「浮動票」が有権者の50%を超えていると言われ、都会ほど「浮動票」が多く投票率が低いことが先行研究でも指摘されている。他方、田舎であるほど「浮動票」は少なく、投票率が高い傾向がある。本論では、投票率が低く浮動票の多い都会の選挙区ほど、候補者の顔写真の「笑顔度」が得票率に与える影響が大きく、投票率が高く浮動票が少ない田舎の選挙区ほど、その影響力は小さいと想定している。

政令指定都市に指定されるためには人口が50万人以上という要件があり、2015年に実施された国勢調査によれば、政令指定都市の人口は、最小の静岡市(約71万人)から最大の横浜市(約370万人)まで散らばりがある。本論で使う「田舎」という表現は、政令指定都市の中で相対的に人口が少ない静岡市や岡山市などを意味し、他方、「都会」という表現は、相対的に人口が多い横浜市や大阪市などを意味している。

また、分析に使うデータは、2015年政令指定都市の市議会選挙において立候補した1,379人の 選挙結果と選挙公報を用いた。本論執筆時には20市が政令指定都市として指定されているが、 ここでは、16市の選挙結果のみを使って分析している。その理由は、仙台市、静岡市、そして 北九州市では選挙が実施されず、広島市では選挙公報を公開していないためであり、これら4市のデータは分析対象から除外している。

表1は候補者の「得票率」を応答変数、「笑顔度(smile)」を説明変数とした重回帰分析結果である。Model\_1は「投票率」と「笑顔度」の交差項(smileXturnout)を含まないモデル、Model 2は交差項を含むモデルである。

Model\_1では、候補者の「笑顔度」が「得票率」に影響を与えていないが、交差項を加えた Model\_2 において、交差項と笑顔度が統計的に有意なことがわかる。この結果は、投票率が高い選挙区と低い選挙区では、「笑顔度」が「得票率」に与える影響力が異なることを示唆している。図 2 は、この結果をわかりやすく図示したものである。横軸は「笑顔度」、縦軸は「得票率」を表している。点線は、投票率が高い田舎の選挙区において「笑顔度」が「得票率」に与える影響、実線は、投票率が低い都会の選挙区において「笑顔度」が「得票率」に与える影響を表している。ここでは「高い」投票率を 51%、「低い」投票率を 38%に設定している(投票率の平均±1標準偏差として計算)。仮説 2 が想定したように、選挙区の投票率が高い田舎の選挙区(点線:傾きの絶対値は 0.008)よりも、投票率が低い都会の選挙区(実線:傾きの絶対値は 0.012)の方が、選挙公報に掲載された候補者の顔写真の「笑顔度」が得票率に与える影響は大きい傾向が確認できた。

図3の横軸は「投票率」、縦軸は「笑顔度が得票率に与える影響力」を示しており、投票率が 最低の28.69%から最高の68.47%まで変化するにつれて「笑顔度が得票率に与える影響力」が低 下していることがはっきりとわかる(点線は95%信頼区間)。即ち、投票率が低く無党派層が多 い都会の方が、候補者の笑顔度が得票率に与える影響が大きく、投票率が高くなり田舎になるに つれて無党派層が少なくなり、候補者の笑顔度が得票率に与える影響が小さくなると考えられる。

表 1 重回帰分析結果

Model_1						Mo	odel_2			
Variable	Coef.	Std. Err	t	$P \!>\!  t $	Beta	Coef.	Std. Err	t	$P\!>\! t $	Beta
smile	0.002	0.003	0.72	0.471	0.014	0.072***	0.019	3.7	0.000	0.474
turnout	0.003	0.200	0.17	0.867	0.003	0.083***	0.03	2.78	0.006	0.075
$smile\!\times\!turnout$						-0.002***	0.0004	-3.63	0.000	-0.466
nocand	-0.737***	0.003	-28.79	0.000	-0.529	-0.732***	0.026	-28.69	0.000	-0.525
age	-0.048***	0.013	-3.75	0.000	-0.080	-0.05***	0.013	-3.9	0.000	-0.083
male	-0.172	0.361	-0.48	0.634	-0.009	-0.176	0.34	-0.49	0.642	-0.010
Inc	1.65***	0.352	4.68	0.000	0.115	1.608***	0.351	4.58	0.000	0.113
former_inc	1.698***	0.652	2.6	0.009	0.050	1.648**	0.65	2.54	0.011	0.048
previous	0.611***	0.074	8.25	0.000	0.206	0.622***	0.074	8.42	0.000	0.210
_cons	15.432***	3.450	4.47	0.000		11.799***	3.58	3.3	0.000	
Observations	1379					1379				
adj R-squared	0.568					0.568				
Rood MSE	4.607					4.607				

Note: The unit of observation is each candidate.

<sup>\*</sup>p < .10; \*\*p < .05; \*\*\*p < .01

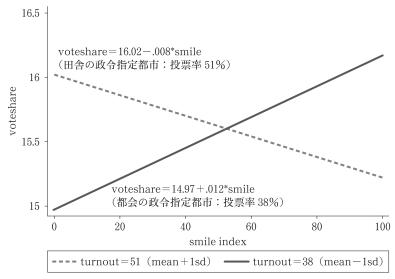


図2 「笑顔度」が「得票率」に与える影響力(投票率が高い時と低い時)

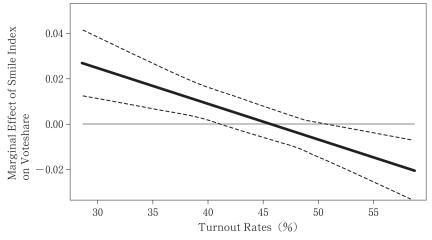


図3 「笑顔度」が「得票率」に与える影響力(投票率別)

仮説1に関しても、2015年に実施された政令指定都市議会選挙において選挙公報に掲載された候補者の顔写真の「笑顔度」が高い程、その候補者の得票率が高くなるのは、投票率が低い都会で見られる現象であり、投票率の高い田舎では、候補者の顔写真の「笑顔度」が高い程、その候補者の得票率が低くなることが確認された。具体的には、投票率が低い(ここでは38%と設定)都会の選挙区で、全く笑わない候補者が満面の笑顔になった場合、得票率が1.2%ポイント上昇し、投票率が高い(ここでは51%と設定)田舎の選挙区で、全く笑わない候補者が満面の笑顔になった場合、得票率は0.8%ポイント下降するという結果を得た。

図4は「笑顔度」が「得票率」に与える影響を、投票率が低い選挙区から高い選挙区まで10 %ずつ区切り、グループごとに示した散布図である。投票率が低い(つまり浮動票が多い都会)

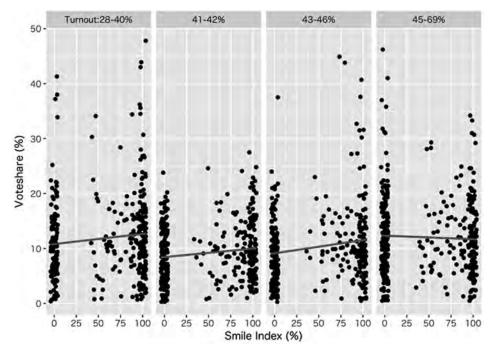


図4 「笑顔度」が「得票率」に与える影響力(投票率グループ別)

政令指定都市では「笑顔度」が「得票率」に正の影響を与えているが、投票率が最も高い(つまり浮動票が最も少ない田舎)政令指定都市では「笑顔度」が「得票率」に負の影響を与えていることがわかる。

#### 注:

本論文は、拓殖大学政治経済研究所から研究援助を得て執筆されたものである。ここに感謝の意を表する ものである。

また、本論文は、2015 年 10 月 23 日、米国ウィスコンシン大学マジソン校で開催された学会(Association for Politics and the Life Sciences: APLS)で発表したもので、査読と修正を経た後、同学会誌である POLITICS AND THE LIFE SCIENCES への掲載が決定している。

《注》

(1) Alexander Todorov, A. V. Mandisodzo, A. Goran, and C. C. Hall (2005), "Inferences of Competence from Faces Predict Election Outcomes," *Science*, 308: 1623–1626. Patrick A. Stewart, Frank K. Salter, and Marc Mehu (2009) "Taking Leaders at Face Value: Ethology and the Analysis of Televised Leader Displays," *Politics and the Life Sciences*. 28; 1: 48–74. Niclas Berggren, Henrik Jodahl and Panu Poutvaara (2010), "The looks of a winner: Beauty and electoral success, *Journal of Public Economics* 94: 8–15. Amy King and Andrew Leigh (2009), "Beautiful Politicians", *Kyklos*, 62: 579–593. Matthew D. Atkinson, Ryan D. Enos, and Seth J. Hill (2009), "Candidate Faces and Election Outcomes: Is the Face-Vote Correlation Caused by Candidate Selection?"

*Quarterly Journal of Political Science*, 4: 229–249. Horiuchi, Yusaku, Tadashi Komatsu, and Fumio Nakaya (2012), "Should Candidates Smile to Win a Elections?" *Political Psychology*, Vol. 33, Issue 6, pp. 925–933.

(原稿受付 2016年11月7日)

〈抄 録〉

# 経済レジリエンスのある地方都市

山本尚史

キーワード:持続可能性,経済生態系,リーマンショック

#### 要旨

本抄録は、2008~2009年の「リーマンショック不況」で国内の各市が受けた影響およびその後の変化を分析して、ショックから回復した市や、レジリエンスおよび頑健性がある市を特定することを目的としている。レジリエンスや頑健性がある市を特定することができれば、その市を調査することによって、レジリエンスや頑健性をもたらす要因を発見することにつながる。さらに、地域経済においてレジリエンスや頑健性の源を強化する政策の立案も可能になる。

日本の地域経済のレジリエンスに関しては、まず、松島茂(2005)が、1960年代から 2000年代初頭の群馬県東毛地域をケースとして産業構造の多様性と地域経済の「頑健さ」との関連を分析している。なお、松島が「頑健さ」として定義している概念は、本抄録で述べる「レジリエンス」の概念を含んだものである。また、久米功一(2013)は、経済レジリエンスに関する欧米の先行研究をレビューし、地域経済のレジリエンスに関する諸概念を整理している。しかし、日本の地域経済についてリーマンショックの影響を比較分析した先行研究は、全国十地域における分析などに限られている。しかも、経済活性化における都市間競争について意識が高まっているにもかかわらず、リーマンショックの影響とそこからの回復を日本の都市間で比較分析した先行研究が欠如している。本抄録は、こうした先行研究の間隙を埋めることになる。

本抄録では、まず、ショックに対する「頑健性」とショックからの回復状況について把握した。各市の経済状態を示す統計を用いて、2009 年の数値が 2007 年の数値の何%に当たるかを測定した。これが 100%以上の場合にはその市が<u>頑健(robust)</u>であると判断し、100%未満の場合にはその市が<u>敏感(sensitive)</u>であるとした。また、経済ショックからの回復状況を知るために、2013 年の数値が 2007 年の数値の何%に当たるかを測定した。これが 100%以上の場合にはその市がショックから回復(recovery)状態であると判断し、100%未満の場合にはその市が停滞(stagnant)状態であると判断した。

次に「頑健性」と「正の成長経路を伴う生態系的レジリエンス」について把握した。各市の経

済状態を示す統計を用いて、2003 年から 2007 年(第 1 期)までの年平均変化、2007 年から 2009 年(第 2 期)までの年平均変化、2009 年から 2013 年(第 3 期)までの年平均変化をそれぞれ測定した。そして、第 2 期の数値が第 1 期の数値に較べて等しいか大きい場合には、その都市が<u>頑</u>健であると判断した。つまり、リーマンショック不況の影響を受けなかったことを意味する。それ以外の場合には、その都市は<u>敏感</u>であるとした。一方、第 3 期の数値が第 1 期の数値に較べて等しいか大きい場合には、その都市に生態系的レジリエンス(ecological resilience)があると判断した。つまり、ショックからの回復が速いことを意味する。第 3 期の数値が第 1 期の数値未満の場合には、その都市は脆弱(vulnerable)であるとした。

工業における就業者数、現金給与総額、工業製品出荷額、工業製品付加価値額について工業統計を用いて分析した。回復状況と頑健性に関する4つのカテゴリー、および生態系的レジリエンスと頑健性に関する4つのカテゴリーとを分析した結果、「頑健かつ回復」「頑健かつレジリエンス」である市は、北海道登別市、埼玉県白岡市、高知県土佐市、福岡県宗像市の4市であり、「敏感かつ回復」「敏感かつレジリエンス」である市は、宮城県大崎市、群馬県太田市、埼玉県日高市、石川県能美市、福井県あわら市、兵庫県加西市、岡山県高梁市、岡山県真庭市、広島県廿日市市、佐賀県唐津市の10市であると判明した。これらの都市についての統計は、次表の通りである。

レジリエンスある都市の産業構成上の特徴を把握するために、「頑健かつ回復」「頑健かつレジリエンス」である4市(北海道登別市、埼玉県白岡市、高知県土佐市、福岡県宗像市)と、「敏感かつ回復」「敏感かつレジリエンス」である10市(宮城県大崎市、群馬県太田市、埼玉県日高市、石川県能美市、福井県あわら市、兵庫県加西市、岡山県高梁市、岡山県真庭市、広島県廿日市市、佐賀県唐津市)とに関して、その産業構成について2013年の製造品出荷額をもとにして分類した。具体的には、1~2の産業に集中しているか、それとも3つ以上の産業に分散しているか、によって14市を区分した。以下、産業構成に特徴のある市について説明する。

白岡市では、プラスチック製品(47.2%)と食料品(11.6%)が主たる産業である。また、15歳以上卒業者人口に占める短大卒者の割合が15.7%であり「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。

		年平均変化 2003~2007				年早均更化 2007~2009				年平均変化 2000~2015			
保護原用	- 8	與途島出荷住等政局	館付加區價價級額	が無者数	融資金与製器	質達品出药簡單數額	銀付加額連額数額	MRRE	職会給与數額	製造品出荷額等級商	気付加佐雄雄舞器	就無有數	联合他与权利
北田道	- 日間市	-28%	-3.53	-3.301	-0.184	9.90%	15.225	3,47%	-0.225	-2.005	-4201	-1.25	-1.61
西城風	大埔市	-0.991	-158	0.40%	0.74%	-15.02%	-15.754	-2.65%	-6.541	18.461	30,74%	0.851	5.42
日本	太田市	4.845	5.459	0.70%	2.55%	-0.135	-12.025	-7,20%	-6.605	9,04%	2,415	4,601	2,69
均正典	日本市	400	1.994	430%	2.00%	4.794	-140N	-10.00%	-9.809	6.514	607%	7,105	5.00
地玉色	白岡市	128	1.61%	-1.431	-2.00%	8.05%	0.578	12.77%	14.025	5.735	1,401	522	2811
石川県	製菓店	5.85	2.951	1.145	2475	-12.50A	-2.945	-4.80%	-4.905	10,455	(7.315)	450	8,051
元井田・	あわらき	EJW	8,441	2104	1381	-10.50%	-11.418	-9.46%	-9.77%	12.00%	11,18%	210	7.335
兵車県	加西市	7.5m	35%	2.10%	1.71%	4.124	-5.785	-7,115	-0.73%	1635	4.70x	4.785	10.07
四山原	真政市	10.525	4500	1.725	2.17%	~11,07%	-10.175	-2178	-411%	12.925	14.251	3,079	4,451
関山県	真田市	2.824	0.95%	-0.13%	0.77%	-6.50	<b>≺</b> 278	-2.798	-0.755	6,195	5.56%	DAM	297
広島県	田田市市	2701	2504	1.82%	2,194	4.53	-8.93%	-8.625	-9393	6.005	7,525	258	BATT
高加条	土佐市	-1,051	-6.305	-1.165	-2,65%	200	10.435	0.340	-2.620	245	6263	0.171	0,559
福有森	要像者	-6215	-7.53%	-60%	-6.33%	78.625	140.094	27.164	12.04%	LIM	1,29%	-0.685	1.77
位置無	商業市	3.49	0.50%	-1.05%	-0.22%	-4.03%	-1.000	-1.60%	-027%	6.145	10,261	0.111	2.45
会額市の	提大連	62.76%	224.235	22.82%	22.7%	81,25	140.85%	45.195	14639	50,535	110,574	19.77	1007
文章市の	マ均価	4295	1211	0.55%	0.994	-0.64%	-7.40%	-4.51%	-8.145	1.52%	1.58%	-1.181	-0.525
全部市の	排字基件	7,56%	10.305	2,425	2.80%	8255	14.513	4315	4200	5,115	10241	2,000	228
全都市の	费小量	-15.48%	-C290N	-11.35%	-12.93%	-29.994	-125.00N	-24.285	-28019	-17.725	-9585V	-12.629	-15025

表 工業でレジリエンスある都市の比較

土佐市では、主たる産業がパルプ・紙・紙加工品(68.8%)である。また、就業者数に対する正社員、派遣社員、バイト等の割合がいずれも「全国平均-標準偏差」となる数値を下回っている。さらに、就業者数に対する農林漁業作業者の割合が20.6%と突出して大きく、「全国平均+2標準偏差」となる数値を上回るという特徴がある。

宗像市では、主たる産業が食料品(76.6%)である。また、就業者の割合についても特徴がある。就業者に占める専門的・技術的職業従事者のシェアが17.2%であり「全国平均+標準偏差」を上回っている。その一方で、就業者に占める生産工程・労務作業者のシェアが22.9%、15歳以上卒業者人口に占める中卒者の割合が10.1%であり、いずれも「全国平均+標準偏差」となる数値を下回っている。

登別市では、窯業・土石製品 (31.1%)、金属製品 (26.5%)、食料品 (16.9%)が主要産業である。また、就業者数に対して、6種類の職種従事者においてその割合が「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。それらの職種とは、管理的職業従事者、サービス職業従事者、保安職業従業者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者である。

大崎市、太田市、高梁市、唐津市では、特定の産業に特化している。大崎市では電子部品・デバイス(55.0%)と金属製品(20.2%)が、太田市では輸送用機械器具(72.5%)が、高梁市では輸送用機械器具(49.4%)と金属製品(20.7%)がそれぞれ工業での中心産業である。また、太田市では、就業者数に対する生産工程・労務作業者の割合が41.4%、生産工程従事者の割合が26.0%であり、いずれも「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。唐津市では、食料品(47.1%)と化学工業(14.1%)がそれぞれ工業での中心産業である。15歳以上卒業者人口に占める中卒者の割合が29.9%、就業者に占める農林漁業作業者のシェアが12.3%である。いずれも「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。

主たる産業が3つ以上に分散しているのは、日高市、能美市、あわら市、加西市、真庭市である。日高市では食料品(33.1%)および3つの産業が有力である。能美市では電子部品・デバイス(29.0%)と繊維工業(22.3%)と生産用機械器具(12.8%)が、あわら市では電子部品・デバイス(31.2%)と生産用機械器具(15.8%)とパルプ・紙・紙加工品(9.3%)が中心である。また、能美市とあわら市では、就業者数に対する正社員の割合が、それぞれ57.4%、55.6%であり、いずれも「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。さらに、能美市では、就業者数に対する生産工程従事者の割合が27.1%であり「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。加西市では電気機械器具(24.4%)および3つの産業が有力である。また、加西市では、就業者数に対する生産工程・労務作業者の割合が45.1%、生産工程従事者の割合が27.2%であり、いずれも「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。真庭市では木材・木製品(25.5%)および5つの産業が中心となっている。また、就業者数に対する農林漁業作業者の割合が14.1%であり、「全国平均+標準偏差」となる数値を上回っている。

廿日市市については、有力産業の数を求めることができなかった。これは、工業統計では、各

産業で事業所が少ない場合に事業所の秘密を守るために数値が秘匿されるからである。

今回の分析全体として、頑健性とレジリエンスがある市および敏感性とレジリエンスがある市について、その特質を解明するに至らなかった。また、レジリエンスがある地域経済と脆弱である地域経済との相違についても分析が十分ではなかった。今後は、分析に用いる統計データの種類を増やすとともに、統計データのクラスター分析や各市のケーススタディなどを行いたい。また、都市の持続可能性を高める要素を発見することも重要な研究課題である。今後は、地域経済の持続可能性を高める要素として「地域経済生態系」や「レジリエンス・キャピタル」の役割を確認するとともに、それらを向上させる要因を明らかにしたい。さらに、各地の地方自治体が現在実施している地域経済活性化政策や「エコノミックガーデニング」などの新手法が地域経済のレジリエンスや頑健性を高めることにどのように貢献するか、観察を続けたい。

#### 引用文献

久米功一 (2013)「経済レジリエンス研究の系譜」,藤井聡編著『経済レジリエンス宣言』(日本評論社), 83-100 頁

松島茂(2005)「産業構造の多様性と地域経済の「頑健さ」」, 橘川武郎・連合総合生活開発研究所編『地域からの経済再生』(有斐閣), 11-36 頁

#### 付記

本抄録は、地域活性学会第8回研究大会にて2016年9月3日に発表した論文を修正編集し、地域活性学会の許可を得て、本誌に投稿するものである。

本抄録のもととなった研究には、拓殖大学政治経済研究所より平成27年度個人研究助成を受けている。 同研究所に対して深く感謝申し上げる。また、藤本雅彦教授(東北大学大学院経済学研究科)、および拓殖大学政経学部経済学科に所属する何名もの教授から示唆に富むご助言を頂戴した。末筆ながら、謹んで御礼申し上げる。

(原稿受付 2016年11月12日)

〈抄 録〉

# 協調問題として考える文化

岡崎哲郎

#### 1. 序 論

「7 分間の奇跡」というニュースがかつて世界中で注目を浴びた。少なくともアメリカ合衆国のテレビ局 CNN が 2012 年 10 月 4 日に 'Tokyo's 7 minute miracle' と題して映像を発信していることが確認できる<sup>①</sup>。これは、新幹線の掃除作業を請け負っている JR 東日本テクノハート(テッセイ)が、東京駅で新幹線車両の掃除に充てる時間がわずか 7 分間であるという事実を、驚きをもって伝えたニュースである。この「奇跡」は様々な形で話題となっているようだが、最近も別の驚きを伴ってニュースとなる。このテッセイが、世界最高峰ビジネス・スクールであるハーバード大学経営大学院(ハーバード・ビジネス・スクール HBS)の必須教材として採用されると新聞が伝えたのである<sup>②</sup>。

HBS はこの事例を、「管理強化だけでなく、従業員の意欲を高めて生産性を改善させたと評価」と、新聞記事にはある。確かに、従業員の意欲を高めなければ、この「奇跡」は生み出せないであろう。この点には後で改めて触れることになるのだが、その前に次の疑問が生じる。なぜ「7分間」なのであろうか。

その理由は次の表から理解できる。次表は東京駅の東海道新幹線の平日の時刻表である。この時刻表より、最高時速が300キロを超えるという超特急が平均5分に1回東京駅を出発していくことが分かる。なるほど、掃除時間がかかってしまえば、時刻表通りに出発させることはできなくなるであろう。

時	分												
8	00	03	10	20	23	26	30	33	40	47	50	56	
9	00	03	10	13	20	23	26	30	33	40	47	50	56
10	00	03	10	13	20	26	30	33	40	50	56		

しかし、新幹線が5分に1回駅から出発するという事実は、それこそ「7分間の奇跡」に勝る とも劣らぬ奇跡ではないだろうか。実は、日本における列車の定刻運行の素晴らしさはこの例に 限らない。東京都心の山手線では、混雑時には平均2.5分間隔で列車がホームに入ってくる3。

では、昔から日本の鉄道サービスは定刻運行を当たり前のように実行できていたのであろうか。 なるほど、明治政府が鉄道を創業した当時から定時運行の重要性は認識されていたようである。 中村(1998)によると、明治5年には、定時運行のために「平時における軍隊輸送差し止め要求」 をしている。

ところがこのような強い意欲は実を結んではいない。典型的な記録を取り上げるために少し時代を先に進めるが、『鉄道時報』117号「発車時刻の整斉」(1901年12月14日)では、「時間通りに発着するは稀で、遅着は殆んど通常になつて居り、時間の整斉を以て第一の務めとすべき駅員自らさへも遅着を普通のことと見做して敢て怪しまぬ位ひである」とある。そしてそのような状況を鉄道利用者も当たり前のように受け入れている記録を様々見出すことができる。

実は鉄道運行だけではない。明治維新前後に日本を訪れた西洋人は一様に日本人の時間意識の低さを嘆いている。西本(2006)に従っていくつか紹介しよう。アーネスト・サトウは「一般の人々は時計を持たなかったし,また時間の厳守ということはなかったのである」 と書く。エドワード・モースは,自分の助手が「時間の価値をまるで知らぬ。これは東洋ふうなのだろうかと思うが,それにしてもじりじりして来る」 と嘆く。エドモン・コトーは「時間の価値をまったく考えない彼ら」 と観察する。

しかし、前述の様に今の日本社会は、世界的に見ても異常もしくは奇跡と形容してもよいぐらいの定時運行を実現している。つまり、一つの社会の中で我々は「時間を守らない文化」と「時間を守る文化」を経験してきているのである。

ここまでの観察は 19 世後半から 21 世紀初頭までの時間的な広がりを持っている。ところが視点を現在社会に限定しても、やはり我々は二つの文化を日本社会の中で観察できる。「時間を守る文化」の典型例は前述の鉄道の定時運行であろう。この様な時間厳守を旨とする社会において、会社の就業時間を迎えても、職場によっては、誰も帰宅をしようとせず会社に居続けるようである。しかも同じ会社員たちが朝は始業時前に必ず会社に現れる。こうした現在社会での一見矛盾する時間感覚の共存を、Tsuji (2006) は「鉄道時間」と「ゴム時間」と名付ける。

さて、通時的に見ても共時的に見ても、日本社会は、時間に厳密な文化を持つ一方で、時間に無頓着な文化も持つ。両者の関係を歴史的に研究することも、社会・文化・意識の観点から分析することもできよう。鉄道の運行についての歴史的な研究をいくつか見ると、どうも 1920 年ごろには定時運行が実現したようである $^{\circ\circ}$ 。文化人類学での研究もあり、時間の捉え方として M時間(monochronic time)と P時間(polychoronic time)の二つがあり、人間と文化によって異なるという考え方がある(Hall(1983))。

ただ、二つの相矛盾する文化が存在するという状況を、歴史的な事実として受け入れるのではなく、さらには人や文化によって時間の捉え方が異なるからとするのではなく、両者が共存すると考え、その構造を解き明かすことが可能かもしれない。例えば Tsuji (2006) は M 時間と P

時間の区別を援用しながら、日本における二つの文化の共存を説明している。

そこで、本稿では、この相矛盾する文化の共存を論理的に導き出すことを試みる。そこでの基本的な着眼点は、文化は、その文化を共有する個人間の相互依存関係を反映している一方で、その相互依存関係が均衡状態にあることによって安定した文化として現れるという考え方である。俗なたとえをしてしまえば、「みんなで渡れば赤信号もこわくない」のであれば信号を守らないような文化が顕在化するのである。では、なぜ時間を守るという行動についての実行の程度が異なる文化が共存するのであろうか。その点に関して、本稿では、時間を守るという行動は、集団の中での外部効果を持ち、そのために、均衡が複数存在すると考える。この様な切り口から、相矛盾する文化の共存を論理的に説明する。

#### 2. モデル

ここでは、既に発表している論文 Okazaki (2012) に従いながら、単純化されたゲームを使って、相矛盾する文化の共存を論理的に導き出そう®。

単純化のために個人が 2 人存在するとし、個人 1 と個人 2 と呼ぶことにしよう。各個人は、時間を守る程度を自らの意思で決定するとする。やはり単純化のために、個人 i の行動を  $x_i$  とし、個人 i が時間を守った場合には  $x_i=1$ 、個人 i が時間を守らなかった場合には  $x_i=0$  とする (i=1,2)。

次に、各個人の効用が、お互いの行動にどのように依存するかを説明する。まず、個人i が時間を守らなかったとしよう  $(x_i=0)$ 。この場合、時間を守ることによる便益が何も生じない一方で、時間を守るための精神的・金銭的等の費用も生じない。効用を便益と費用の差額とすると、この場合の個人i の効用は0 となる (i=1,2)。

では,個人 i だけが時間を守ったとしよう( $x_i=1$ )。この場合,時間を守ることによる個人的な便益が生じる。例えば自分の仕事がはかどるなどのことが考えられる。これを B と表記することにする。一方で,時間を守るためには精神的・金銭的等の費用が生じる。常に時間を守るということは,自らの生活リズムを厳密にコントロールしなければならないといったことなどが考えられよう。これを C と表記することにする。この場合の個人 i の効用は B-C となる (i=1,2)。

上述の時間を守った時の効用は、一人の個人だけが時間を守った場合を考えていた。もし二人とも時間を守った時  $(x_1=x_2=1)$  にはどうなるであろうか。もちろん、個人的な便益 B と個人的な費用 C が発生する。ただし、全ての個人が時間を守った場合には、その事実がこの集団において外部効果をもたらすと考えられる。例えば、集団のメンバー全員が時間を守れば、全員が時間通りに会議を始めることができ会議での議論が効率的に進められる。または工場でのラインを考えると、もし、工場内の工員全員が時間を守れば、ラインが止まることなく、生産が計画

通りになされるだろう。この効果を E と表記しよう。そうすると,二人とも時間を守った時には,各個人 i の効用は B+E-C となる。

ここでの説明で、外部効果は全員が時間を守った時に生み出されるとした点が重要な意味を持つ。例えば、他の人が全員時間を守っているのに、誰かがが時間を守らなかったとしよう。この場合、会議は時間通りに始められない。たとえ時間通りに初めても、遅刻者が参加した段階で、それまでの議論をこの遅刻者に伝えるという無駄な作業が必要となろう。ライン生産において誰かが作業を遅らせれば、ラインが止まるか、その遅れの時間の間は下流の作業が無駄となるであろう。つまり、外部効果が消失してしまう。

この様な外部効果を Hirshleifer (1987) は weakest link property と呼んでいる。この外部効果が、以下で示すように、二つの均衡の存在を、つまり相矛盾する文化の共存をもたらす。以上の状況を標準形ゲームとして表そう。それが次表である。

個人1	時間を守る $x_2=1$	時間を守らない $x_2=0$
時間を守る $x_1=1$	B+E-C; $B+E-C$	B-C; 0
時間を守らない $x_1=0$	0; B-C	0;0

#### 3. ナッシュ均衡の性質

このゲームのナッシュ均衡を求めると、パラメータの値によって特に次の 3 パターンが得られる。まず、B-C>0 としよう。この場合、ナッシュ均衡は、 $(x_1,x_2)=(1,1)$  となる。つまり、二人とも時間を守る。この結果はある意味で当然であろう。二人の個人とって、B-C>0 が成立するということは、時間を守ることの個人的便益が極めて大きい、もしくはその費用が極めて小さいことを意味し、個人的にも時間を守ることが苦にならない。当然、均衡では二人とも時間を守る。

次に、B+E-C<0 としよう。この場合、ナッシュ均衡は、 $(x_1,x_2)=(0,0)$  となる。つまり、二人とも時間を守らない。この結果もある意味で当然であろう。二人の個人とって、B+E-C<0 が成立するということは、時間を守ることの便益が外部効果が実現してもきわめて小さい、もしくは時間を守ることの費用が極めて大きいことを意味し、個人的に時間を守ることが報われる行為とならない。当然、均衡では二人とも時間を守ならい。

最後に, $B-C \le 0$  と  $B+E-C \ge 0$  としよう。この場合,ナッシュ均衡は, $(x_1,x_2)=(1,1)$  と, $(x_1,x_2)=(0,0)$  の二つとなる。つまり,二人とも時間を守るか,二人とも時間を守らない。まず B-C < 0 より,個人的には時間を守ることは割に合わない。このために二人とも時間を守らないという意思決定がナッシュ均衡となる。一方で B+E-C > 0 となっている。この場合,

二人とも時間を守るのであれば、つまり外部効果が実現するのであれば、時間を守ることは個人にとっても望ましい。二人とも時間を守っているならば、そこで行動を変えて時間を守ることをやめてしまうと個人的に損をする。このため、二人とも時間を守るという意思決定はナッシュ均衡となる。

以上の結果から、ここで考えているゲームでは、二つのナッシュ均衡が存在する場合があり、その場合に、全ての個人が時間を守るという均衡が表れる可能性がある一方で、全ての個人が時間を守らないという均衡も生じる。前者の均衡が実現していれば、その集団を外から見ると、全員が時間を守っており、時間を守るという文化が成立していると解釈されよう。一方で、後者の均衡が実現していれば、その集団を外から見ると、全員が時間を守っておらず、時間を守らないという文化が成立していると解釈される。

この様に、個人相互の依存関係を考えれば、状況に応じて、つまり実現する均衡の性質に応じて、文化が異なっているように見える。つまり、相矛盾する文化が共存することが可能となる。

#### 4. 同化圧力と文化

ここまで分析してきたゲームでは、時間を守るか守らないかの二つの意思決定しか考えなかった。実際には、どれほどの程度で時間を守るのかをより自由に自ら決めることができるであろう。そこで、個人 i の行動  $x_i$  の集合を少し大きくし、 $x_i$   $\in$   $\{0,1,2\}$  としよう。ここで  $x_i=0$  と  $x_i=1$  の解釈は今まで通りであるが、 $x_i=2$  は過度に時間を守っている行動を意味するとしよう。そして、全員が過度に時間を守っている場合は、外部効果が大きくなるとする。その場合の外部効果を  $E^E$  で表すこととし、 $E^E > E$  を仮定する。一方で、過度に時間を守ることは個人的な費用をより大きくするだろう。この場合の費用を  $C^E$  で表すこととし、 $C^E > C$  を仮定する。

もし、全員が過度に時間を守っている中で、一人でも時間を守る程度が低ければ、過度に時間を守る場合の大きな外部効果は生じなくなってしまうとする。つまり、時間を守るけれどもその程度が過度でない個人が一人でもいれば、他の個人が過度に時間を守っていても、過度に時間を守ることの外部効果は消失してしまい、その際の外部効果は小さなもの、つまりEとなるとする。また、一人でも時間を守らない個人がいれば、他の個人が時間を守っていても、外部効果は生じないとしよう。

以上の状況を標準形ゲームで表すと次表となる。

個人1	$x_2 = 2$	$x_2 = 1$	$x_2 = 0$
$x_1 = 2$	$B+E^E-C^E$ ; $B+E^E-C^E$	$B+E^E-C^E; B+E-C$	$B-C^{E}$ ; 0
$x_1 = 1$	$B+E-C$ ; $B+E-C^E$	B+E-C; $B+E-C$	B-C;0
$x_1 = 0$	$0; B-C^E$	0; B-C	0;0

このゲームも、パラメータの値によってナッシュ均衡がどのようになるかが変わることになる。ここでは均衡の複数性に着目していることから、ナッシュ均衡が 3 つ存在する場合を考察しよう。前述のゲームにおいて複数均衡が存在する条件であった  $B-C \leq 0$  と  $B+E-C \geq 0$  に加えて  $E^E-C^E > E-C$  も成立するとする。この場合、ナッシュ均衡としては、 $(x_1,x_2)=(1,1)$  と、 $(x_1,x_2)=(0,0)$  と、 $(x_1,x_2)=(2,2)$  の三つが存在する。つまり、この場合、全員が過度に時間を守るという状況も均衡となっており、その均衡が成立している場合、集団の外から観察すれば、過度に時間を守るという文化が存在しているように感じる。

しかも $E^E-C^E>E-C$ より,この過度に時間を守るという均衡は,他の均衡よりパレートの 基準に従ってより望ましいことが分かる。

では、過度に時間を守るという文化が観察されたとすると、つまりそれがナッシュ均衡となっているとすると、その均衡はその社会において最も望ましい文化であると言えるのであろうか。 前述の結果はその問いかけに肯定的な答えを与える。しかし次の状況を考えてみよう。 時間を守る程度が、他の個人よりも自分の方が低かった場合、この個人は他人から同化圧力を受けるとする。 つまり、 $x_1 < x_2$  であれば、個人 1 は同化圧力を感じるとする。 そしてその圧力によるマイナスの効用を PS と表記することにする。

この場合,標準形ゲームは次表となる。

個人1	$x_2 = 2$	$x_2 = 1$	$x_2 = 0$
$x_1 = 2$	$B+E^E-C^E$ ; $B+E^E-C^E$	$B+E-C^{E}$ ; $B+E-PS$	$B-C^{E}$ ; $0-PS$
$x_1 = 1$	$B+E-C-PS$ ; $B+E-C^E$	B+E-C; $B+E-C$	B-C; $0-PS$
$x_1 = 0$	$0-PS; B-C^E$	0-PS; B-C	0;0

ここで, $B-C \le 0$  と  $B+E-C \ge -0$  に加えて  $E^E-C^E > E-C-PS$  が成り立つとしよう。この場合,やはりナッシュ均衡は, $(x_1,x_2)=(1,1)$  と, $(x_1,x_2)=(0,0)$  と, $(x_1,x_2)=(2,2)$  の三つとなる。ところが,上の条件に加えて  $E^E-C^E < E-C$  が成り立っている場合,同じようにナッシュ均衡が 3 つ存在するのだが, $(x_1,x_2)=(2,2)$  と, $(x_1,x_2)=(1,1)$  を比較すると, $(x_1,x_2)=(2,2)$  はパレートの基準に従って劣っていることが分かる。全員が過度に時間を守るという状況も均衡となっており,その均衡が成立している場合,集団の外から観察すれば,過度に時間を守るという文化が存在しているように感じる。ところが,この均衡は,全員が適度に時間を守る均衡( $(x_1,x_2)=(1,1)$ )に比べて,集団の構成員にとって劣った均衡となっているのである。

同化圧力が存在しなければ、もし外から見て各個人が過度に時間を守っているという状況であっても、それが文化となっていれば、つまりゲームのナッシュ均衡であれば、その状況はその集団にとって望ましいものとなっている。逆に、同化圧力が存在していたとしよう。外から見て各個

人が過度に時間を守っているという状況が、ゲームの均衡となっているとしても、同化圧力が存在していれば、その集団の各個人にとって、その文化としての時間厳守が実は望ましくないものとなっている場合が生じるわけである<sup>(9)</sup>。

#### 5. 結 語

協調ゲームの構造を生かすことによって、複数の均衡が存在すること、そしてそれぞれが時間 厳守の程度の異なる様々な文化を説明するという解釈を本稿では示した。

この事実は、別の解釈も可能とする。効用におけるBやEが大きな値であれば、個人は時間を守るということを高く評価している。この個人の評価がなければ、そもそも時間を守るという文化は生み出されない。なるほど HBS が着目したように「従業員の意欲を高めなければ」ならないだろう。ところが、「従業員の意欲を高め」ても、均衡としてすべての個人が時間を守らないという結果が出てくる可能性もあるのである。文化の背景に個人間の相互依存関係があるならば、「意欲を高め」るだけでは新たな文化は生み出されない。

では、時間厳守であることは常に正しいのであろうか。相互依存関係が weakest link property と名付けられるような外部効果のみで記述されるのであれば、この問いかけに対する答えは Yes である。ところが、同化圧力が存在すると、同じ問いかけの答えは No となる。

2005 年 4 月 25 日に、JR 西日本福知山線で列車脱線事故が起きる。死者の数が 107 人にのぼる大事故であった。この事故に関してはこれまで様々な報道がなされたが、原因の一つとして、わずか 1 分半程度の遅れを回復させるために速度を速めすぎた可能性が指摘されている (00) 。

この事故の背景として、過度に時間厳守であろうとする文化が存在するように思う。もし、同 化圧力がなければ、そのような文化はそもそも存在しないか、もし存在するのであれば、その組 織の構成員全員にとって望ましいものとなっていよう。ただ、同化圧力があったとすれば、その ような文化は、組織の構成員本人たちにとっても実は望ましいものではなかった可能性がある。

我々は、社会の外から神様のように社会の構造・特性を客観的に観察し判断することはできない。社会の中でその一員として観察するとしても、社会の構造・特性は複雑で、その情報が限られるため、その中にいて判断することも難しい。ただ、ある文化がその社会の中で維持されていることにはそれなりの理由があろう。本稿の分析は、その理由を、文化は、構成員の間の相互依存関係の中での一種の均衡となっているのではないか、という観点から分析した。均衡であるために、各構成員の個人的な誘因が文化と整合的となっているのである。ところが、依存関係の中に同化圧力のような要素があれば、その文化は、逆に構成員を生き辛くしているかもしれない。論理的にそのような可能性を示すことによって初めて、我々は、我々を取り巻く文化に畏敬の念を持ちながらも、より良いものにできるかもしれないという可能性を見出す努力に価値を見いだせると思う。本稿は、そのような可能性を生み出すことにつながるであろう。

#### 6. 補 論

本稿では、文化という問題をきわめて簡単なゲームを用いて分析した。Okazaki (2016) では、以上の分析をより一般化した形で展開し、同様の結論をより一般化された形で導き出している。その概要を示すことにする。

個人の集合を $\{1,2,\cdots,N\}$ とし、各個人iの時間厳守の程度を $x_i$ と表記し、 $x_i$   $\in$   $R_+$  とする。各主体が時間厳守であることの外部効果を $X=\min\{x_1,x_2,\cdots,x_N\}$ とする。この関係式がweakest link property の特徴を反映している。各個人iの効用関数を $u_i(X,x_i)$ とする。本文中の最初のモデルは、 $N=2,x_i$   $\in$   $\{0,1\}$ とし、 $u_i(x_i,X)=B\cdot x_i+E\cdot X-C\cdot x_i$ となっている。ここで、 $\partial u_i(X,x_i)/\partial X>0$ 、 $\partial^2 u_i(X,x_i)/\partial X^2<0$ 、 $\partial u_i(X,x_i)/\partial x_i<0$ 、 $\partial^2 u_i(X,x_i)/\partial X^2<0$  と $\partial^2 u_i(x,x)/\partial x^2=\partial^2 u_i(x,x)/\partial X^2+\partial^2 u_i(x,x)/\partial x^2_i+2\partial^2 u_i(x,x)/\partial X\partial x_i<0$  を仮定する。この仮定の下では、 $x_i^*=\arg\max_x u_i(x,x)$  が各iについて適切な形で一意に定まり、また $x^*=\min\{x_1^*,\cdots,x_N^*\}$ も適切に求められる。Okazaki(2016)では次の結果が示される。

#### 定理1

ナッシュ均衡の集合は

$$\{(x_1, \dots, x_N) \mid (x_1, \dots, x_N) = (x, \dots, x) \text{ for some } x \leq x^*\}$$

となる。

この定理により、ナッシュ均衡は無限個存在し、どの均衡においても各個人の時間厳守の程度は同じ水準となる。そしてそのような均衡の集合の中には、すべての個人が時間を全く守らない均衡  $((x_1,\cdots,x_N)=(0,\cdots,0))$  から、すべての個人が極めて時間厳守である均衡  $((x_1,\cdots,x_N)=(x_1,\cdots,x_N))$  までが存在する。

さらに、これらの均衡の間の効率性の観点からの比較も可能である。Okazaki(2016)で示される結果は次の事実を主張する。

#### 定理 2

任意の(x, x') を考え、 $x^* \ge x > x'$  を満たすとする。この場合、 $(x_1, \dots, x_N) = (x, \dots, x)$  は、 $(x_1, \dots, x_N) = (x', \dots, x')$  よりもパレートの基準に従ってより効率的である。

この定理により、各個人の行動が均衡にあるのであれば、時間厳守であればあるほど効率的であることがわかる。つまり、時間を守るという文化は、その社会にとって望ましいことになる。

次に、同化圧力を導入する。そのために  $Y_i = \max\{\Sigma_{j\neq i}x_j/(n-1)-x_i,0\}$  と定義する。ここで、 $\Sigma_{j\neq i}x_j/(n-1)$  は個人 i 以外の個人の時間厳守水準の平均を意味し、 $\Sigma_{j\neq i}x_j/(n-1)-x_i$  がプラスであれば、個人 i は他の個人に比べて時間厳守の程度が劣っていることとなる。もし同化圧力があれば、 $\Sigma_{j\neq i}x_j/(n-1)-x_i$  がプラスの場合に個人 i の効用を引き下げる。そこで、効用関数を  $v_i(X,Y_i,x_i)$  とする。同化圧力が存在しない時と同様に、 $\partial v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X>0$ 、 $\partial^2 v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X^2<0$ 、 $\partial v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X_i<0$ 、 $\partial^2 v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X^2<0$ 、 $\partial^2 v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X_i<0$ 0、 $\partial^2 v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X_i<0$ 0。 ひらいは  $\partial v_i(X,Y_i,x_i)/\partial Y_i<0$ 0。 では  $\partial v_i(X,Y_i,x_i)/\partial X_i<0$ 0。 では  $\partial v_i(X,Y_i$ 

この仮定の下では、 $x_i^{**}=\operatorname{argmax}_x v_i(x,0,x)$  が各 i について適切な形で一意に定まり、また  $x^{**}=\min\{x_1^{**},\cdots,x_N^{**}\}$  も適切に求められる。Okazaki(2016)では次の結果が示される。

#### 定理3

ナッシュ均衡の集合は

$$\{(x_1, \dots, x_N) \mid (x_1, \dots, x_N) = (x, \dots, x) \text{ for some } x \leq x^{**}\}$$

となる。

この定理により、同化圧力が存在しても、ナッシュ均衡は無限個存在し、どの均衡においても各個人の時間厳守の程度は同じ水準となり、均衡の集合の中には、すべての個人が時間を全く守らない均衡  $((x_1, \cdots, x_N) = (0, \cdots, 0))$  から、すべての個人が極めて時間厳守である均衡  $((x_1, \cdots, x_N) = (x^*, \cdots, x^*))$  までが存在する。

ここで、 $x_i^E$ を、 $\partial v_i(x_i^E,0,x_i^E)/\partial X + \partial v_i(x_i^E,0,x_i^E)/\partial x_i = 0$  で定義し、 $x^E = \min\{x_1^E,\cdots,x_N^E\}$  とする。そこで効率性の観点から次の結果も得られる。

#### 定理4

任意の(x, x') を考え、 $x^E \ge x > x'$  を満たすとする。この場合、 $(x_1, \cdots, x_N) = (x, \cdots, x)$  は、 $(x_1, \cdots, x_N) = (x', \cdots, x')$  よりもパレートの基準に従ってより効率的である。

定理 2 と同様に、一定の範囲であれば、各個人の行動が均衡にある場合、時間厳守であればあるほど効率的であることがわかる。つまり、時間を守るという文化は、その社会にとって望ましいことになる。

同化圧力が存在しない場合には、効率性について成立するこの結果は、均衡の集合全体において成り立った。ところが、同化圧力が存在すると次の結果が得られる。

#### 定理5

任意のxを考え、 $x^E < x \le x^*$ を満たすとする。この場合、 $v_i(x^E, 0, x^E) > v_i(x, 0, x)$  が成り立つ  $i \in \{1, \cdots, N\}$  が少なくとも 1 つ存在する。

この定理により、同化圧力が存在すると、均衡において各主体が過度に時間厳守であることは 必ずしも効率的でない。各主体が過度に時間厳守であるために、その均衡は非効率である、とい う均衡が必ず存在する。

《注》

- (1) 次の WEB ページで確認できる (2016年10月27日確認)。http://edition.cnn.com/videos/best oftv/2012/10/04/gateway-japan-seven-minute-miracle.cnn
- (2) 毎日新聞 2016 年 9 月 2 日朝刊。
- (3) 日本の鉄道の定時運行について例えば三戸(2005)を参照のこと。
- (4) Ernest Satow, A Diplomant in Japan.
- (5) エドワード・モース (石川欣一訳)『日本その日その日』
- (6) エドモン・コトー(幸田礼雅訳)『ボンジュール・ジャポン 青い目の見た文明開化』
- (7) 諸研究を読むと、この事実を明確に指摘することは難しい。そもそも時間を守らなくてはいけないと考えていなければ、例えば30分の遅れを遅れと記録しない。竹村(2001)は定時運行の実現に関する研究成果の一つであり、1920年ごろを定時運行実現の時期としている。三戸(2005)にも、同様の解釈を示す関係者の証言が紹介されている。
- (8) Okazaki (2012) 執筆時点では見つけることができていなかったが、Basu and Weibull (2003) や Cabal and Pacheco-de-Almeida (2006) も同様の考え方に従って考察をしている。本稿の大きな相違点は、本稿では厚生分析をしている点と、後に見るように同化圧力を取り上げている点である。
- (9) 上のゲームにおいて  $E^E-C^E < E-C$  が成り立っているとする。同化圧力が存在しなければ、つまり PS=0 であれば、ナッシュ均衡は、 $(x_1,x_2)=(1,1)$  と  $(x_1,x_2)=(0,0)$  の二つとなり、 $(x_1,x_2)=(2,2)$  はナッシュ均衡とならない。言い換えれば、 $E^E-C^E < E-C$  が成り立つ場合、過度に時間を守るという文化は観察されない。ところが、同化圧力が存在すると、 $(x_1,x_2)=(2,2)$  もナッシュ均衡となり、過度に時間を守るという文化が観察され得る。
- (10) 例えば空港・鉄道事故調査委員会(2007)を参照。

#### 参考文献

大島藤太郎(1956)『国鉄』岩波書店

空港·鉄道事故調查委員会(2007)『鉄道事故調查報告書;西日本旅客鉄道株式会社福知山線塚口駅~尼 崎駅間列車脱線事故』

竹村民郎(2001)「一九二〇年代における鉄道の時間革命:児童連結器取替に関連して」橋本毅彦・栗山 茂久編著『遅刻の誕生:近代日本における時間意識の形成』三元社

角山栄(1984)『時計の社会史』中央公論社

角山栄(1998)『時間革命』新書館

三戸祐子(2005)『定刻発車:日本の鉄道はなぜ世界で最も正確なのか?』新潮社

中村尚史(1998)『日本鉄道の形成 — 1869~1894 年』日本経済評論社

中村尚史(2001)「近代日本における鉄道と時間意識」橋本毅彦・栗山茂久編著『遅刻の誕生:近代日本

- における時間意識の形成』三元社
- 西本郁子 (2001) 「子供に時間厳守を教える」橋本毅彦・栗山茂久編著『遅刻の誕生:近代日本における時間意識の形成』三元社
- 西本郁子(2006)『時間意識の近代:「時は金なり」の社会史』法政大学出版局
- Aoki, Masahiko (2000), Toward a Comparative Institutional Analysis, Cambridge: MIT Press.
- Basu, K. and J. W. Weibull (2003), "Punctuality: A cultural trait as equilibrium," in Arnott et al (Eds), *Economics for an imperfect world: Essays in honor of Joseph Stiglitz*, Cambridge: MIT Press.
- Cabral, L. M. B. and G. Pacheco-de-Almeida (2006), "Punctuality: A research agenda," Working Paper.
- Hall, E. (1983), The dance of life: The other dimension of time, Anchor Book.
- Hirshleifer, J. (1983), "From weakest-link to best-shot: The voluntary provision of public goods," *Public Choice*, Vol. 41, pp. 371–386.
- Levine, R. (1997), A Geography of Time: On Tempo, Culture, and the Pace of Life, New York: Basic Books.
- Matsuyama, Kiminori (1996), "Economic development as coordination problem," (in Masahiko Aoki, Hyung-Ki Kim and Masahiro Okuno-Fujiwara-Ed., *The role of Government in East Asian Economic Development*), Oxford: Oxford University Press, pp. 134–160
- Nishimoto, I. (1999), "Harmony' as 'Efficiency': Is 'Just-In-Time' a product of Japanese uniqueness?" *Time & Society*, Vol. 8, pp. 119–149.
- Okazaki, T. (2012), "Punctuality: Japanese business culture, railway service and coordination problem," *International Journal of Economics and Finance Studies*, Vol. 4, pp. 277–286.
- Okazaki, T. (2013), "Business Culture and Coordination Problem: Interpretation of Just-in-Time Production and On-schedule Operation in Japan," *Global Business & Economics Anthology*, March 2013, pp. 210–217.
- Okazaki, T. (2014), "Coordination Problem and Coordination among Groups: Effect of Group size on Business Culture," *Journal of Advanced Management Science*, Vol. 2 No. 3.
- Okazaki, T. (2016), "Time consciousness and punctuality: An explanation of cultures from the view point of coordination," presented at the 6 th Joint Japan-US Conference on Mathematical Sociology and Rational Choice.
- Olson, M. (1965), The Logic of Collective Action, Harvard University Press.
- Smith, R. J. (1983), *Japanese Society: Tradition, Self, and the Social Order,* Cambridge University of Press.
- Tsuji, Y, (2006), "Railway Time and Rubber Time: The Paradox in the Japanese Conception of Time," *Time & Society*, Vol. 15.

(原稿受付 2016年11月2日)

本稿は、平成27年度拓殖大学政治経済研究所個人研究助成金研究課題「協調問題から考えるビジネス文化と経済活動」の成果の一部で、The 6th Joint Japan-US Conference on Mathematical Sociology and Rational Choice で報告した論文 "Time consciousness and punctuality: An explanation of cultures from the view point of coordination"の抄録である。

# 〇拓殖大学 研究所紀要投稿規則

#### (目的)

第1条 拓殖大学(以下,「本学」という。)に附置する,経営経理研究所,政治経済研究所,言語文化研究所,理工学総合研究所及び人文科学研究所(以下,「研究所」という。) が発行する紀要は,研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し,研究活動の促進に供することを目的とする。

#### (種類)

- 第2条 研究所は、次の紀要を発行する。
  - (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
  - (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
  - (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
  - (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
  - (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

#### (投稿資格)

- 第3条 研究所が発行する紀要の投稿者(共著の場合,投稿者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の研究員でなければならない。
- 2 研究所の編集委員会(以下「編集委員会」という)が認める場合には、研究員以外も、投稿 することができる。

#### (著作権)

- 第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は、研究所に帰属する。
- 2 研究所が必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただ し、事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

#### (執筆要領および投稿原稿)

- 第5条 投稿する原稿は、研究所の執筆要領の指示に従って作成する。
- 2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、研究所の紀要に投

稿することはできない (二重投稿の禁止)。

#### (原稿区分他)

- 第6条 投稿区分は、別表1、2のとおり、定める。
- 2 投稿する原稿の区分は、投稿者が選定する。ただし、研究所の紀要への掲載にあたっては、 査読結果に基づいて、研究所の編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3~5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表(原稿)の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載する ことができる。

#### (投稿料他)

- 第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。
- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、 超過分について有料とする。

#### (正誤の訂正)

- 第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。
- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

#### (その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

#### (改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 別表 1 原稿区分(理工学総合研究所以外)

(1) 論 文	研究の課題,方法,結果,含意(考察),技術,表現について明確であり, 独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの(論文の形式に準じる)。 新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む
(3) 抄 録	研究所研究助成要領第 10 項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿(判例研究,解説論文,調査報告,資料,記録,研究動向,書評等)については,編集委員会において取り扱いを判断する。
	また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

## 別表 2 原稿区別(理工学総合研究所)

- (1) 展望・解説, (2) 設計・製図, (3) 論文, (4) 研究速報, (5) 抄録(発表作品の概要を含む),
- (6) 留学報告, (7) 公開講座, (8) 学位論文

# 拓殖大学政治経済研究所

# 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

#### 1. 発行回数

本紀要は,原則として年2回発行する。その発行のため,以下の原稿提出締切日を厳守する。

- (1) 5末日締切-9月発行
- (2) 10 月末日締切-3 月発行

上記の発行に伴い、政治経済研究所(以下「研究所」という)のホームページにも掲載する。

#### 2. 使用言語

用語は, 日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会 (以下「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず 外国語に通じた人の入念な校閱を受け、日本語訳も添付する。

#### 3. 様 式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿(A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント)2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字(及び欧文)の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。 なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。
  - ① 論文 40,000字(1行43字×34行で27頁)以内

A4 縦版•横書

- ② 上記以外のもの 20,000字(1行43字×34行で14頁)以内 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。 投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。 ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。
- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

#### 4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下

「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

#### 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に 挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定するする。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使用し、作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

#### 6. 注•参考文献

- (1) 注は、本文中に(右肩に片パーレンで)通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

#### 7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を、各 号の決められた日までに提出する。

#### 8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に,『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入,「拓殖大学政治経済研究所ホームページへ公表承認印」を捺印し,原稿提出期日までに提出する。

#### 9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

#### 10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙(縦版、横書き)にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文データを保管しておくこと。

#### 11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。 この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。 校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。 校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

#### 12. 改 廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、政治経済研究所長が決定する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付記:「その他」の区分・定義について

① 判例研究:裁判事案の判決(要旨)の紹介とその解説及び批評等。

② 解 説 論 文:他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。

③ 講 演:研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。

④ シンポジウム:研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。 紙上のシンポジウムを含む。

⑤ 書 評:専門領域の学術図書についての書評。

⑥ 随 想:自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。

⑦ 通 信:個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。

教育・研究に関する主題に限る。

8 報告:学界展望など。 研究所からの通知を含む。

⑨ 資 料:上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

#### 執筆者紹介(目次掲載順)

大倉 正雄 (おおくら・ま さ お) 政 経 学 部 教 授 経済学,経済思想史
小竹 聡 (こ た け・さ と し) 政 経 学 部 教 授 憲法学,アメリカ憲法学
杉浦 立明 (すぎうら・たつあき) 政 経 学 部 准 教 授 経済学,経済政策
浅野 正彦 (あ さ の・まさひこ) 政 経 学 部 教 授 比較政治学,政治学方法論
Dennis Patterson (デニス・パターソン) テキサス工科大学教授 比較政治学,政治学方法論
山本 尚史 (やまもと・た か し) 政 経 学 部 教 授 日本経済論,開発経済学
岡崎 哲郎 (おかざき・てつろう) 政 経 学 部 教 授 公共経済学,ゲーム理論

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年(1955年)の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

## 編集委員

高橋智彦 井上治 岡崎哲郎 奥田進一 椎名規子 服部哲也 山本尚史 益田直子

# 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 19 巻第 2 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 305) ISSN 0288-6650

2017年2月15日 印 刷 2017年2月21日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 高橋 智彦

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 ㈱外為印刷

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 19 No. 2		March 2017
Articles		
Masao Okura	Sir William Petty's Political Arithmetic: A Baconian Economic Science	(1)
Satoshi Kotake	The Story of Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1	923) (49)
Tatsuaki Sugiura	Analysis of Labor Flows in Japan since the 2000s by Gender	(83)
Abstracts		
Masahiko Asano Dennis Patterson	Smiles, Turnout, and the Winning of District Se Evidence from the 2015 Local Elections in Japan	eats: (109)
Takashi Yamamoto	Regional Cities with Economic Resilience	(115)
Tetsuro Okazaki	An Explanation of Cultures from the viewpoint of Coordination	(119)
Submission of Manuscript		(131)
Instructions for Contribute	ors ····	(134)

Edited and Published by

# INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN